

安全衛生活動の取組状況 調査結果報告書

平成 27 年 9 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

～ 目 次 ～

1. 調査概要

(1)調査の目的	1
(2)調査方法	1

2. 調査結果

(1)安全衛生に係る検討組織の設置状況	2
(2)安全衛生促進委員の選任状況	4
(3)平成 26 年度事業実績	5
① 研修会	5
② ヒヤリハット事例の収集・取りまとめ	13
③ 外部の者による安全パトロール	14
④ 表彰制度	15
⑤ 連合会の安全衛生活動支援ツール	16
⑥ その他事業	17
(4)平成 27 年度事業予定	19
① 研修会	19
② 研修会以外の事業	23
(5)安全衛生事業に係る課題等	24
① 会員企業の安全衛生活動の把握状況	24
② 会員の取組意識の向上にあたっての工夫	24
③ 安全衛生事業に係る課題	25
調査票	27
《参考資料》	
安全衛生活動に関する協会提出資料（平成 26 年度事業実績）	39

1. 調査概要

(1) 調査の目的

各正会員における安全衛生活動の取組状況(平成26年度実績及び平成27年度予定)を把握し、連合会における安全衛生に係る事業運営の参考とするとともに、その結果を周知することで、各正会員が安全衛生活動への取組みを進めていく上での参考とする。

(2) 調査方法

調査方法は、以下の通りである。

調査手法：47 正会員に対するアンケート調査及び電話調査

調査期間：(アンケート調査) 平成27年7月31日～平成27年8月28日

(電 話 調 査) 平成27年8月28日～平成27年9月15日

調 査 票：全産連発第108号(平成27年7月31日)

「安全衛生事業の取組みに係る調査について(お願い)」

2. 調査結果

(1)安全衛生に係る検討組織の設置状況

安全衛生に係る検討組織は、47 協会のうち、33 協会〔昨年度調査 29 協会、以下〔 〕内は昨年度調査結果を示す。以下同じ。〕で設置されており、昨年調査より 4 協会（北海道、群馬県、徳島県、大分県）増加した。

なお、委員会等の設置を予定・検討している協会は 6 協会〔8 協会〕、設置を当面予定していない協会は 7 協会〔10 協会〕であった。【図 1、図 2、表 1 参照】

平成 26 年度において、安全衛生に係る委員会等を開催した 23 協会のうち、13 協会が複数回開催している。【表 1 参照】



図 1 安全衛生に係る検討組織の設置状況

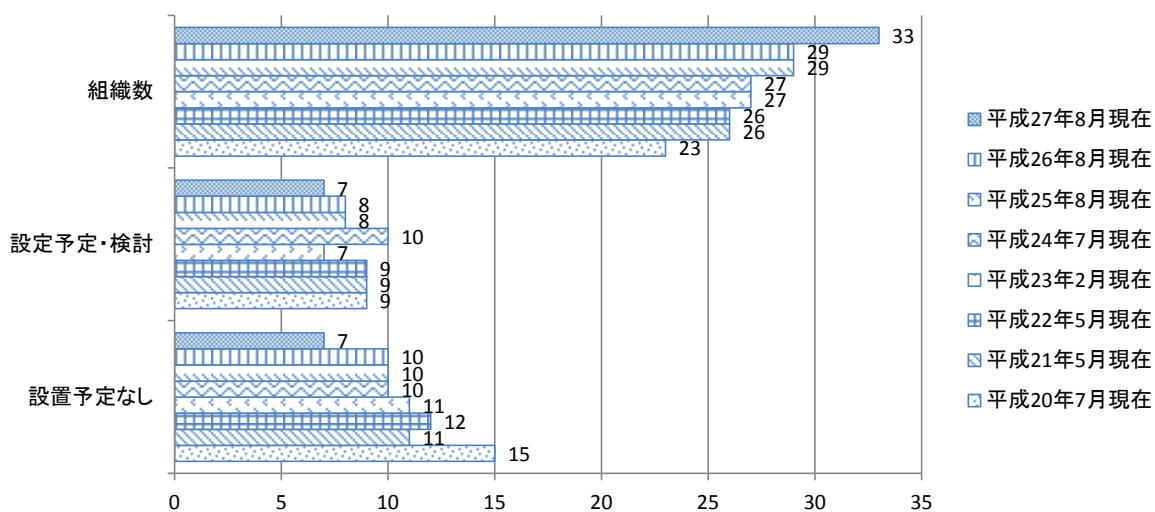


図 2 安全衛生に係る検討組織の設置状況の推移（H20～27 年度）

表 1 安全衛生に係る検討組織の設置状況

協会名	設置済み		設置予定			委員会 開催実績	平成26年の 死傷災害発生状況
	(組織名称)	(設置年度)	予定有り	検討中	予定無し		
北海道	○ 組織企画委員会	H27				0	46
青森県	○ 労働安全衛生委員会	H19				0	15
岩手県	○ 安全衛生委員会	H20				1	16
宮城県	○ 安全衛生委員会	H22				0	24
秋田県	○ 適正処理委員会	H24				1	9
山形県					○		9
福島県				○			26
茨城県	○ 安全衛生協議会（H25年度以降 安全衛生委員会）	H15				1	19
栃木県	○ 研修委員会	H19				1	21
群馬県	○ 労働安全衛生委員会	H27				0	29
埼玉県	○ 労働安全体制整備委員会	H21				1	97
千葉県	○ 安全衛生推進委員会	H16				1	53
東京都	○ 安全衛生推進委員会	H15				7	84
神奈川県	○ 安全衛生協議会	H16				3	108
山梨県				○			24
新潟県	○ 総務企画委員会					3	16
富山県	○ 労働安全衛生委員会	H2				2	18
石川県	○ 安全衛生委員会	H16				0	7
福井県	○ 安全衛生委員会	H16				4	11
長野県					○		15
岐阜県					○		13
静岡県	○ 安全衛生委員会	H16				1	50
愛知県	○ 安全衛生委員会	H20				4	77
三重県	○ 福利厚生委員会	H4				3	29
滋賀県	○ 安全衛生委員会	H18				20	22
京都府	○ 安全衛生委員会	H17				1	26
大阪府	○ 危機管理委員会	H19				7	48
兵庫県	○ 安全衛生普及啓発部会	H16				2	35
奈良県	○ 安全衛生委員会	H12				0	11
和歌山県	○ 安全衛生推進委員会	H16				1	5
鳥取県				○			9
島根県				○			5
岡山県	○ 労働安全衛生委員会	H19				2	24
広島県	○ 安全衛生委員会	H19				2	44
山口県				○			8
徳島県	○ 安全衛生委員会	H27					11
香川県					○		9
愛媛県	○ 安全衛生委員会	H17				0	12
高知県					○		11
福岡県	○ リスク対策部会	H17				2	52
佐賀県	○ 安全衛生委員会	H26				0	10
長崎県							12
熊本県	○ 安全衛生促進委員会	H24				0	20
大分県	○ 環境安全衛生委員会	H27				1	17
宮崎県				○			14
鹿児島県					○		13
沖縄県					○		10
合計	33		0	6	7	71	1,244

(平成27年8月現在)

：昨年度調査から変更のあった協会

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

(2) 安全衛生促進委員の選任状況

ア) 選任済みの人数

安全衛生促進委員の選任状況は平成 27 年 6 月現在で 41 協会が選任しており、その合計は 153 名〔157 名〕となっている。昨年度の調査結果から 4 名減少した。【図 3 参照】

昨年調査と比べて増員している協会が 4 協会、減員している協会が 12 協会であった。

イ) 関与した業務

協会業務に対して安全衛生促進委員が関与したと回答した 30 協会のうち、安全衛生促進委員が関与した業務は「事業の企画、立案」が 15 協会と最も多く、次いで、「協会内外の委員会等への参加」が 13 協会、「研修会等の開会挨拶・進行」が 10 協会、「研修会の講師」が 5 協会、「安全パトロール等への参加」が 3 協会であった（複数回答）。

「その他」の関与した業務としては以下が挙げられた。

- リスクアセスメント研修会講師補助
- 環境教育事業

また、安全衛生促進委員の協会内での役職をみると、回答のあった 41 協会のうち、「協会の役員」が 31 協会と最も多く、次いで、「協会の安全衛生組織の委員」が 12 協会であった（複数回答）。

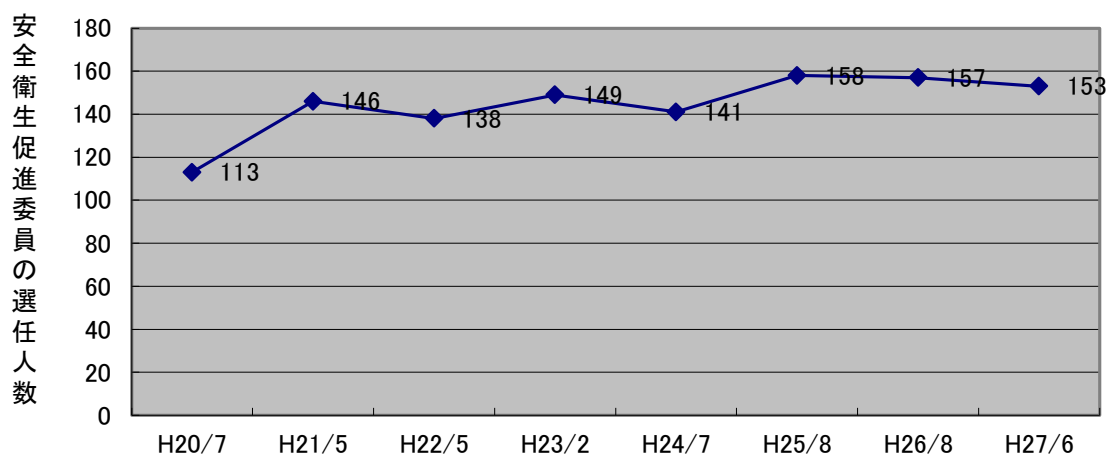
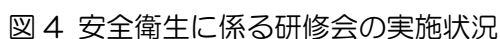


図 3 安全衛生促進委員の選任人数

① 研修会

平成 26 年度において、安全衛生に係る研修会は 31 協会〔30 協会〕で、計 69 回〔計 55 回〕開催された。昨年度の調査に比べ、研修会を開催した協会数は 1 協会の増加、開催数は 14 回増加した。【図 4 参照】

- 県・市（埼玉県協会、千葉県協会、愛媛県協会）
- （一社）京都府産業廃棄物３Ｒ支援センター（京都府協会）
- 中央労働災害防止協会（以下、「中災防」）（広島県協会、沖縄県協会）



研修会の開催理由については31協会から回答があり、「会員からの要望」が12協会と最も多く、次いで、「連合会のテキストの存在」が5協会、「労働災害の発生を受けて」が4協会、「行政からの要請」が2協会、「特になし」が1協会であった（複数回答）。

● 毎年の事業として開催（8 協会）

- 労働安全衛生に関する普及啓発のため（大阪府協会、山口県協会）
- 業界の労働災害発生数が多いため（長野県協会）
- 労働災害の未然防止（鹿児島県協会）
- 協会重点推進（埼玉県協会）
- 協会の安全衛生委員会活動の取組みとして実施（愛知県協会）
- 研修会の必要性を考慮して（香川県協会）
- 全国産業廃棄物連合会からの情報提供（広島県協会）
- 全国産業廃棄物連合会からの要請を受けて（長野県協会）
- 青年部事業として（宮崎県協会）

一方、研修会を開催しなかった理由については 13 協会から回答があり、「会員の関心がない」が 4 協会と最も多く、次いで、「予算がない」が 3 協会、「検討組織がない」、「講師がいない」がそれぞれ 1 協会であった（複数回答）。

「その他」の理由としては以下が挙げられた。

- 毎年度の実施はしていない（宮城県協会）
- 前回開催から日が浅いため（山形県協会）
- 協会独自の 4 ブロック研修会の講師講演を予定計画していたが、諸事情があり別の講師講演の内容に変更（群馬県協会）
- 収集運搬業者に適した研修内容が提供できない（リスクアセスメントは処分施設向けで不適、ヒヤリハットや KY 活動は既に実施済みの業者が多い）（兵庫県協会）
- 日程調整がつかなかったため（奈良県協会）
- H27 年度の早い時期に研修会を開催するため（福岡県協会）

ウ) 実施形態

研修会を実施した 31 協会のうち、「安全衛生のみの内容で実施した」が 20 協会 [23 協会]、「その他の内容と併せて実施した」が 7 協会 [5 協会]、「安全衛生のみの内容とその他の内容を併せた研修会のどちらも実施した」が 4 協会 [2 協会] であった。【表 2 参照】

他の内容と併せて研修会を開催した理由については「安全衛生だけでは参加者の確保が難しい」が 6 協会と最も多く、次いで、「安全衛生だけでは開催頻度を多くすることが難しい」が 2 協会、「会場費等の節減」、「会員以外のより多くの企業に安全衛生の意識を高めるため」、「経営セミナーと併せることで上層部への意識付けができる」という意見がそれぞれ 1 協会から挙げられた。

安全衛生以外の具体的内容としては以下が挙げられた。

- 新年会に併せての開催（秋田県協会）
- 普通救命講習（栃木県協会）【参考資料 p.42 参照】
- 県、市から委託を受けて開催する「産業廃棄物処理業者セミナー」。内容はコンプライアンスに不可欠な法律や制度等の最新情報を提供（千葉県協会）【参考資料 p.48～49 参照】
- 支部会議。地域の会員相互の情報交換及び協会の事業の円滑な運営を図ること目的として毎年開催（千葉県協会）【参考資料 p.50～52 参照】
- 行政機関からの指導事項等（神奈川県協会）【参考資料 p.59 参照】
- ドライブレコーダーを利用した安全運転研修（静岡県協会）

- 救命入門コース、AED 操作講習（三重県協会）【参考資料 p.68 参照】
- 先進事業所研修会と併せて実施（滋賀県協会）
- 「産業廃棄物の適正処理について」、「建設系産業廃棄物の適正処理について」、「災害廃棄物対策に係る国の動向について」、「鳥取県のリサイクル関連支援制度について」、「国の PCB 廃棄物処理基本計画について」（鳥取県協会）【参考資料 p.75 参照】
- 経営セミナー（島根県協会）
- 部会例会の中で実施（長崎県協会）【参考資料 p.79 参照】
- 「交通安全」、「業の実務上の留意点等」（鹿児島県協会）【参考資料 p.80 参照】

工）受講実績

受講人数は合計で 3,468 名 [2,574 名]、受講企業数は合計で 1,740 社 [1,141 社] であった。受講人数は昨年度に比べ約 1.3 倍、企業数は約 1.5 倍増加した。また、1 回あたりの平均受講人数は 50.3 人/回 [46.8 人/回]、1 回あたりの平均受講企業数は 25.2 社/回 [20.7 社/回] となり、昨年度に比べ増加した。

参加を促す工夫をみると、回答のあった 26 協会のうち、「修了証の発行」が 14 協会と最も多く、次いで、「外部講師」が 13 協会、「支部単位での開催」が 4 協会、「CPD・CPDS 認定研修会として開催」が 3 協会であった（複数回答）。

「その他」の工夫としては以下が挙げられた。

- 地区ごとの開催（埼玉県協会）
- 職長安全衛生教育研修修了の希望者に有料で写真入修了証を交付（愛知県協会）
- 支部長から支部の会員に声かけ勧誘を行う（滋賀県協会）
- 電話での案内（和歌山県協会）
- 労基署の講師で実施（島根県協会）
- 会員企業 1 社当たり 1 名の参加を呼びかけた（佐賀県協会）
- 部会例会での開催（長崎県協会）

協会における受講者確保に向けた積極的な取り組みにより受講人数・受講企業数が増加している。

【図 5（過去の推移を示したグラフ）参照】

協会によって受講実績は大きくばらついており、1 回当たりの受講人数は最大で 172 人/回、最小で 20 人/回となっている。【表 2 参照】

研修会の参加者層は「経営者層」が 22 協会と最も多く、次いで、「各社の安全衛生担当者」が 19 協会、「一般従業員（運転従事者）」が 18 協会、「一般従業員（運転従事者以外）」が 15 協会、「その他（排出事業者、職長及び現場担当者）」が 2 協会であった（複数回答）。

表 2 安全衛生に係る研修会の開催状況

	開催有無		研修会の開催形態	参加者		受講実績			カリキュラム		講師	
	有無	回数		1～6	6その他	定員	受講人数	受講企業	1～10	10その他の内容	1～6	6 その他の内容
北海道												
青森県												
岩手県	○	1	1	1・2・3・4		100	44	30	10	「新5S思考による安心安全な職場づくり」	5	
宮城県												
秋田県	○	1	2	1・2・3・4		70	70	50	1・2・3・4・5		5	
山形県												
福島県												
茨城県	○	3	1	1・2・3・4		-	123	92	6・9・10	経営幹部の為の安全衛生セミナー	5	
栃木県	○	1	2	1・5		30	23	14	7・10	心肺蘇生法	6	消防署職員
群馬県												
埼玉県	○	2	1	1		200	97	90	1・4・5・8		5	
千葉県	○	10	1・2	1・2・3・4・6	排出事業者	1720	1249	不明	1・7・9・10	労働災害防止講演会・労働災害の防止等について（講演会）	3・4・6	千葉労働局 (公社)千葉市防災普及公社 安全マネジメント研究所 東京海上日動火災保険㈱
東京都	○	3	1	2・3		180	172	137	1・4・5・10	労働安全衛生法改正の解説	3・4・5	
神奈川県	○	12	1・2	1・2・3・4		150	400	350	5・6・9・10	火災予防	3・4・5	
山梨県												
新潟県	○	1	1	2・3		80	45	43	1		1・3	
富山県	○	2	1	2・3		100	65	52	1・2・10	労働安全衛生法改正	3・4	
石川県	○	1	1	1・2		70	29	20	1・2・3・4・5		4	
福井県												
長野県	○	1	1	5		80	55	36	1・2・10	①経営と安全衛生 ②廃棄物処理業の労働災害の現状と防止対策	3	
岐阜県	○	1	1	1・2		50	43	36	6・10	5SとKYT入門	3	
静岡県	○	1	2	2・3		50	40	36	5・9・10	ドライブレコーダーの活用	5	
愛知県	○	3	1	1・2・3・4		170	140	91	1・3・4・5・6・8・10	安全大会	5・6	安全衛生委員会委員
三重県	○	1	2			30	24	16	6・7		3・6	消防署
滋賀県	○	2	2	1・4		40	22	19	4・5		2	
京都府	○	1	1	3・4		50	24	16	5・10	救急救命講習	5・6	消防署職員
大阪府	○	1	1	1・2・3・4		100	62	36	1・2・3・10	本会オリジナル冊子「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析」の活用についての使用方法などの解説	1・3	
兵庫県												
奈良県												
和歌山県	○	3	1	1・2・3・4・6	職長及び現場担当者	100	74	62	1・3・5・6・7・8		1・4・6	消防署
鳥取県	○	1	2	1・3・4		100	43	35	1		1	
島根県	○	4	1・2	1・2		214	160	100	1・3・4		4	
岡山県												
広島県	○	1	1	1		84	50	34	10	管理監督者の能力向上	3	
山口県	○	1	1	5		90	52	42	10	労働安全全般、アスベスト関係、災害廃棄物関係	2・4・6	県廃棄物担当者
徳島県												
香川県	○	1	1	2・3・4		50	33	22	1・2・3・5		6	全産連安全衛生委員会委員
愛媛県	○	1	1	1・2・3・4		なし	37	29	1・2・3・4		3	
高知県												
福岡県												
佐賀県	○	1	1	1		90	64	57	5		4・6	県担当課長
長崎県	○	3	2	1・4		90	60	58	4・5		2	
熊本県												
大分県												
宮崎県	○	1	1	1		40	26	23	4・5		4	
鹿児島県	○	3	1・2	1・2・3・4			99	89	1・2・3・5		4	
沖縄県	○	1	1	1・2・3		60	43	25	1・2・3・4・6・8		2・3	
合計	31	69	1安全衛生のみで開催 2他の内容と併せて開催 1、2どちらも開催 合計	20 7 4 31	1経営者層 2各社の安全衛生担当者 3一般従業員（運転従事者） 4一般従業員（運転従事者以外） 5把握していない 6その他	22 18 17 15 3 3	合計 3,468	1,740	1リスクアセスメント 2モデル安全衛生規程 3安全衛生チェックリスト 4ヒヤリハット事例 5事故事例 6KYT（危険予知訓練） 7AED 8メンタルヘルス 9安全運転講習 10その他	17 9 10 11 14 7 4 4 4 15	1安全衛生促進委員 2協会事務局 3中災防 4労基署 5コンサルタント 6その他	4 4 12 11 9 9

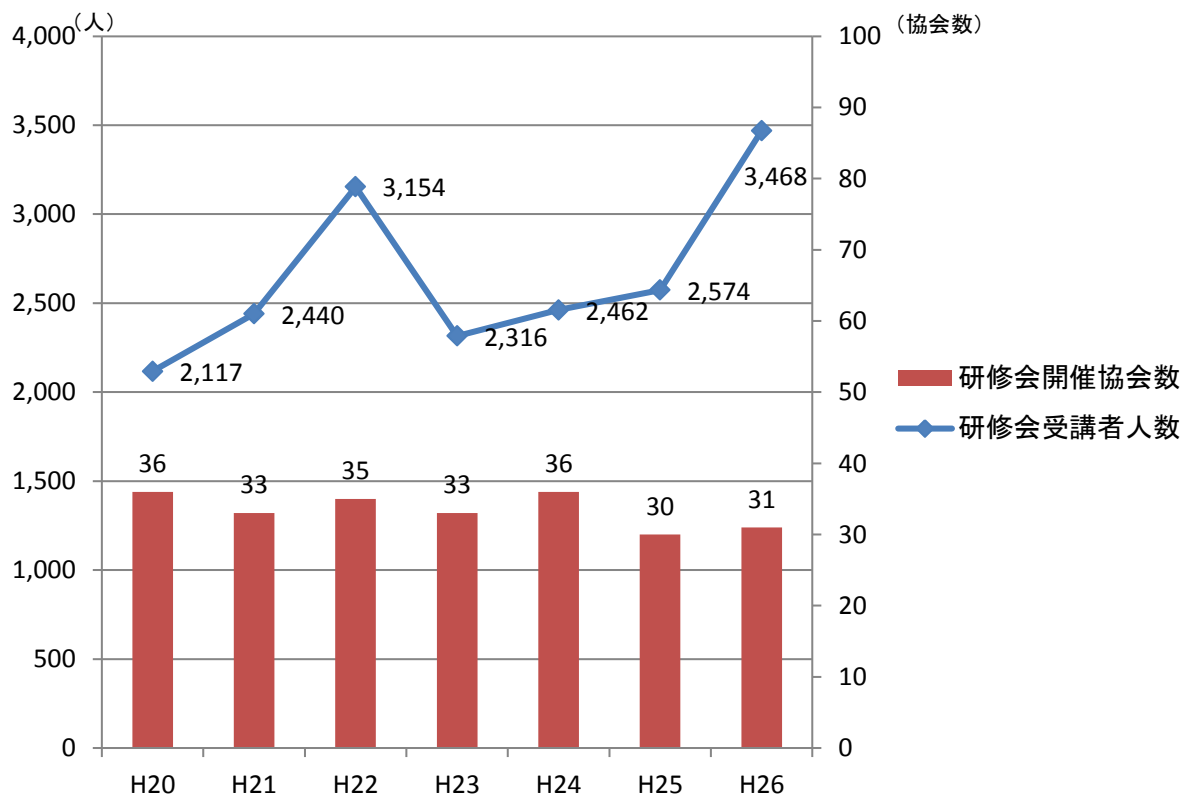


図 5 研修会受講者人数の推移（H20～26 年度）

オ）実施内容（カリキュラム）

研修会を実施した 31 協会のうち、「リスクアセスメント」が 17 協会 [18 協会] と最も多く、次いで、「事事故事例」が 14 協会 [11 協会]、「安全衛生チェックリスト」が 10 協会 [11 協会]、「モデル安全衛生規程」が 9 協会 [10 協会]、「KYT（危険予知訓練）」が 7 協会 [9 協会]、「安全運転講習」が 4 協会 [5 協会]、「メンタルヘルス」が 4 協会 [3 協会]、「AED」が 4 協会 [1 協会] であり、昨年度と比較して順位に大きな変動はなかった（複数回答）。また、「その他」の回答が 15 協会 [6 協会] であった。協会が独自のカリキュラムを工夫していることが伺える。

「その他」としては以下が挙げられた。【表 2 参照】

- 新 5S 思考による安心安全な職場づくり（岩手県協会）
- 経営幹部のための安全衛生セミナー（茨城県協会）
- 心肺蘇生法（栃木県協会）
- 労働災害防止講演会・労働災害の防止等についての講演会（千葉県協会）【参考資料 p.47 参照】
- 労働安全衛生法改正の解説（東京都協会【参考資料 p.54～55 参照】、富山県協会）
- 火災予防（神奈川県協会）
- 経営と安全衛生、廃棄物処理業の労働災害の現状と防止対策（長野県協会）
- 5SとKYT入門（岐阜県協会）【参考資料 p.63 参照】
- ドライブレコーダーの活用（静岡県協会）
- 安全大会（愛知県協会）【参考資料 p.64 参照】

- 救急救命講習（京都府協会）
- オリジナル冊子“産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析”の活用についての使用方法等の解説（大阪府協会）【参考資料 p.69～71 参照】
- 管理監督者の能力向上（広島県協会）
- 労働安全全般、アスベスト関係（山口県協会）

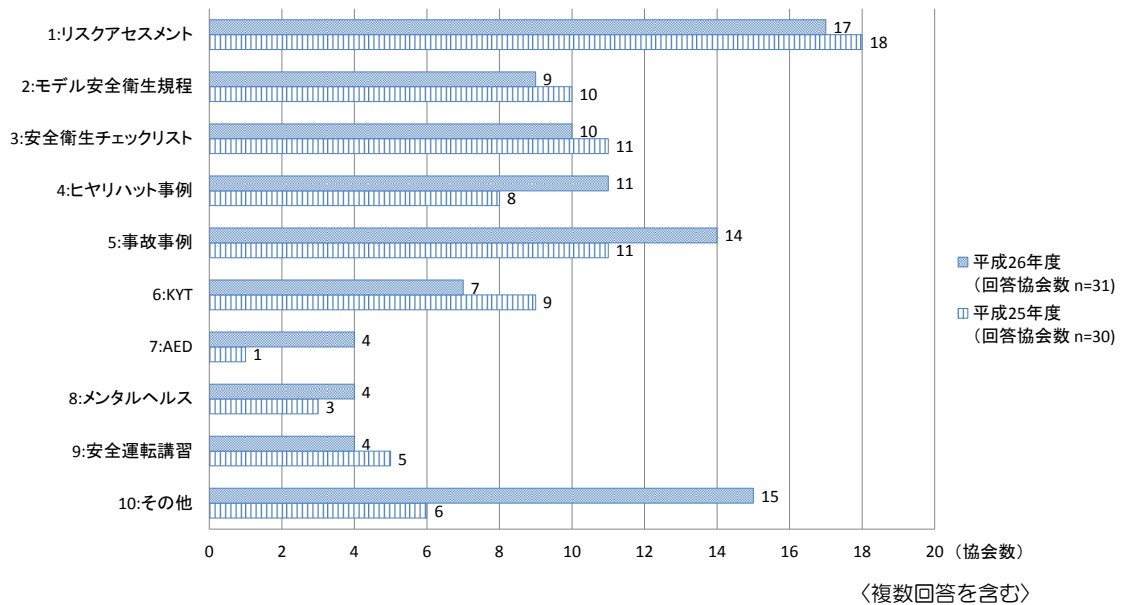


図6 研修会の実施内容（カリキュラム）

力）講師

研修会を実施した31協会のうち、「安全衛生委員・安全衛生促進委員」が講師を務めた協会が5協会〔10協会〕であった。外部委託をまったくせずで開催した協会は3協会〔2協会〕であり、それ以外の28協会〔28協会〕は講師を外部委託している。

外部委託先は「中災防」が12協会で最も多く、次いで、「労基署」が11協会、「コンサルタント」が9協会であった（複数回答）。【図7参照】

「その他」の講師としては以下が挙げられた。【表2参照】

- 消防署の職員（4協会）
- 千葉労働局、(公社)千葉市防災普及公社、(株)安全マネジメント研究所、東京海上日動火災保険(株)（千葉県協会）
- 県担当者（山口県協会、佐賀県協会【参考資料 p.78 参照】）

外部への依頼理由では、「研修内容に相応する専門的知識がない」と回答した協会が最も多かった。外部へ委託し、研修会の内容をより専門的にすることで、内容の充実化を図っていることが伺える。

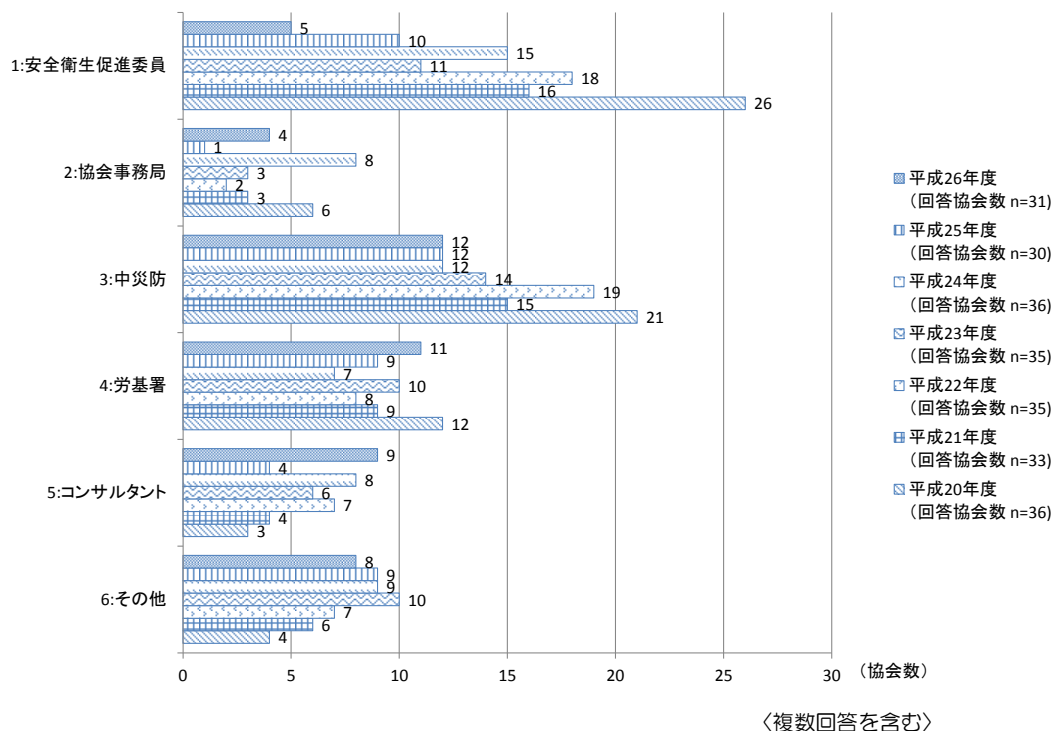


図 7 研修会の講師

キ) 経費を抑える工夫

回答のあった 23 協会のうち、「協会役職員又は安全衛生推進員を講師にした」が 5 協会、「他団体とタイアップ」が 3 協会、「会員企業に講師を依頼」、「事務局の会議室を利用」がそれぞれ 1 協会、「その他」が 17 協会となった（複数回答）。

「その他」の工夫としては以下が挙げられた。

- 公的機関や中災防等に講師を依頼し、講師料を安価に抑えた（4 協会）
- 使用料金が安価な会場を使用（9 協会）
- 行政の活用（2 協会）
- 別の研修会と併せて開催（2 協会）
- 中小規模事業場安全衛生サポート事業を活用（広島県協会）

なお、5 協会（栃木県協会※1、東京都協会※2、神奈川県協会※3、愛知県協会※4、京都府協会※1、大阪府協会※1）では、有料の研修会を実施している。

※1 非会員は有料。

※2 第 1 回目は無料。第 2、3 回目は有料。

※3 非会員の安全運転講習は有料。

※4 新人教育、リスクアセスメントは無料。職長安全教育は有料。

また、6 協会（埼玉県協会※1、千葉県協会※1、京都府協会※2、広島県協会※3、愛媛県協会※1、沖縄県協会※3）では、研修会開催にあたり、支援を受けている。

※1 県・市の委託業務。

※2 京都府産業廃棄物 3R 支援センターの補助事業。

※3 中災防の支援事業。

ク) 周知方法

研修会を実施した 31 協会のうち、研修会の周知方法は「FAX・メールでの周知」が 22 協会と最も多く、次いで、「ホームページ上にて告知」が 12 協会、「チラシ等の配布」が 9 協会、「協会会報誌での告知」が 7 協会、「電話による呼びかけ」が 3 協会であった（複数回答）。

「その他」の方法としては以下が挙げられた。

- 会員あて文書による案内（秋田県協会、鳥取県協会）
- 会員等の口コミ（神奈川県協会）
- 行政及び排出事業者団体の窓口での周知（京都府協会）

② ヒヤリハット事例の収集・取りまとめ

平成 26 年度において、ヒヤリハット事例の収集を実施した協会は 6 協会〔10 協会〕であった。この 6 協会は昨年度も実施しており、継続的に実施している。

事例収集の回数は殆どの協会が年度内に 1 回となっており、回答企業数に大差はないが、収集事例数は 19～167 事例と大きな幅がみられる。【表 3 参照】

事例収集にあたっての工夫としては以下が挙げられた。

- 繰り返し会員へ収集の協力を依頼した。（千葉県協会）
- 役員会での周知・協力依頼、HP で協力を依頼した。（千葉県協会）
- 随時募集を行った。（千葉県協会）
- 年 4 回定期刊行している会報と F A X 通信を併用して会員へアピールし、回収率向上に努めた。（兵庫県協会）
- 研修会において協力を呼びかけた。（和歌山県協会）
- 事例の発生状況、要因、結果、対策について、イラスト等を利用し分かりやすい内容になるよう依頼した。（和歌山県協会）

また、収集した事例の活用方法については「会報誌への掲載【参考資料 p.84～88、91～98 参照】」が最も多く、それ以外では「研修会・講習会での使用」、「初歩の労災防止マニュアルを作成して配布【参考資料 p.89～90 参照】」となっている。

表 3 ヒヤリハット事例の収集、取りまとめ状況

協会名	事例収集			実施にあたっての工夫	活用方法	
	実施回数	回答企業数	収集事例数	実施にあたっての工夫	1～5	5:その他の内容
千葉県	1	11	167	繰り返し会員へ収集の協力を依頼。 役員会での周知・協力依頼、HPで協力依頼をした。 随時、募集を行っている。	5	講演会等で配布
神奈川県	1	15	19		1・2・5	初歩の労災防止マニュアル を作成した
兵庫県	1	12	50	年4回定期刊行している会報とFAX通信を併用して会 員へアピールし、回収率向上に努めた。	2	
和歌山県	2	10	67	研修会において報告を呼びかけた。 事例の発生状況、要因、結果、対策について、イラスト 等を利用し分かりやすい内容になるよう依頼した。	2・4	
岡山県	1	13	24		2	
鹿児島県	1	5	19		2	
合計	7	66	346		1:冊子で配布	1
					2:会報誌に掲載	5
					3:インターネット公開	0
					4:研修会で使用	1
					5:その他	2
					回答協会数	6

③ 外部の者による安全パトロール

安全パトロールとは外部者が労働者の行動、職場の環境を確認し、問題のある点はその場で指摘をして改善を進める活動。

ア) 実施の有無

平成 26 年度において、安全パトロールを実施したのは 8 協会 [8 協会] であった。実施回数は 1 回から 8 回まで幅がある。【表 4 参照】

イ) 実施形態

実施した 8 協会のうち、「安全衛生のみを対象としたパトロールを実施」している協会は 5 協会 [5 協会]、「その他の項目と併せた総合的な項目を対象としてパトロールを実施」している協会が 2 協会 [3 協会] であった。【表 4 参照】

ウ) 実施対象者

実施した 8 協会のうち、対象企業等は「中間処理業者」が 3 協会と最も多く、「中間処理業者・最終処分業者」、「収集運搬業者・最終処分業者」、「解体工事現場」がそれぞれ 1 協会であった。【表 4 参照】

エ) 訪問者

実施した 8 協会のうち、訪問者は「協会事務局」が 6 協会と最も多く、次いで、「安全衛生委員会等の委員」が 4 協会、「会員企業」が 3 協会であった。また、4 協会が外部に依頼しており、依頼先としては「中災防」、「コンサルタント」「行政の産廃 G メン」となっている。【表 4 参照】

オ) 使用した資料

資料を使用した 4 協会のうち、「安全衛生チェックリスト」が 3 協会、「協会独自に作成したチェックリスト」が 1 協会（高知県協会）【参考資料 p.103 参照】となっている。【表 4 参照】

表 4 安全パトロールの実施状況

協会名	回数	実施形態 1:安全衛生のみ対象 2:その他項目と併せた 総合的な項目を対象	実施対象		訪問者		使用した資料	
			対象企業数	対象企業等内訳	1～7	7:その他 の内容	1～3	3:その他 の内容
神奈川県	8	1	8	中間処理 8社	1・2・4・6		1	
愛知県	1	1	3	中間処理 3社	1・2		3	各社の安全衛生の取組みについて意見交換、現場における安全対策の取り組み事例の視察と意見交換
奈良県	3	2	19	中間処理、最終処分	1・2・3		3	特になし
和歌山県	2	1	4	中間処理 4社	1・2・6		1	
広島県	1	1	2	収集運搬1社 最終処分1社	1・2・4		1	
徳島県	1	1	3	解体工事現場 3箇所	2・3		3	特になし
高知県	1	2	3	中間処理 1社 最終処分 2社	2・3・7	理事	2	
鹿児島県	5	2	14		3・7	行政（産廃Gメン同行）	3	特になし
合計	22		合計	56	1:安全衛生委員会等の委員 2:協会事務局 3:会員企業 4:中災防 5:労基署 6:コンサルタント 7:その他 回答協会数	5 7 4 2 0 2 2 8	1:安全衛生チェックリスト 2:協会独自で作成した チェックリスト 3:その他 回答協会数	3 1 4 8

④ 表彰制度

平成 26 年度において、安全衛生関連の表彰を協会主催で実施している協会は 4 協会（千葉県協会、東京都協会、神奈川県協会、福井県協会）であった。【表 5 参照】

表 5 表彰の実施状況

協会名	表彰名	選定の基準
千葉県	労働安全優秀賞	計画的・積極的に労働安全活動を実施し、前年中に労働災害が発生しなかったこと
	労働安全特別賞	計画的・積極的に労働安全活動を実施し、過去 3 年間に労働災害が発生しなかったこと
	労働安全功労者賞	安全衛生活動のリーダーとして、事業所の労働安全活動の推進に顕著な成績をあげたこと
東京都	安全衛生推進委員会委員長賞	前年無災害、または、度数率・強度率を参考にしている。（総会開催時に授与）
神奈川県	- 安全衛生活動表彰 - 安全衛生優良役員・従業員表彰	安全衛生協議会表彰要綱による。 - 安全衛生活動を実施し、前年度が無災害であること。 - 安全衛生活動を継続して実施し、無災害を 5 年間継続していること。 - 安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。
福井県	優良職長の部	担当現場で過去 5 年以上・休業 4 日以上労働災害がないこと 資格を有すると共に能力が優秀であること 知識・技能の普及や継承に積極的であること

⑤ 連合会の安全衛生活動支援ツールの利用状況

ア) IT ツールの認知度

連合会のホームページ上に公開している IT ツール（ヒヤリハットデータベース、安全衛生規程作成ツール、リスクアセスメント実施支援システム）について、協会の認知度を調査したところ、47 協会から回答があり、「ヒヤリハットデータベース」については 39 協会 [27 協会] が認知していると回答、「安全衛生規程作成ツール」については 33 協会 [25 協会]、「リスクアセスメント実施支援システム」については 33 協会 [24 協会] がそれぞれ認知していると回答した。昨年度より IT ツールの認知度は上がっている。【図 8 参照】

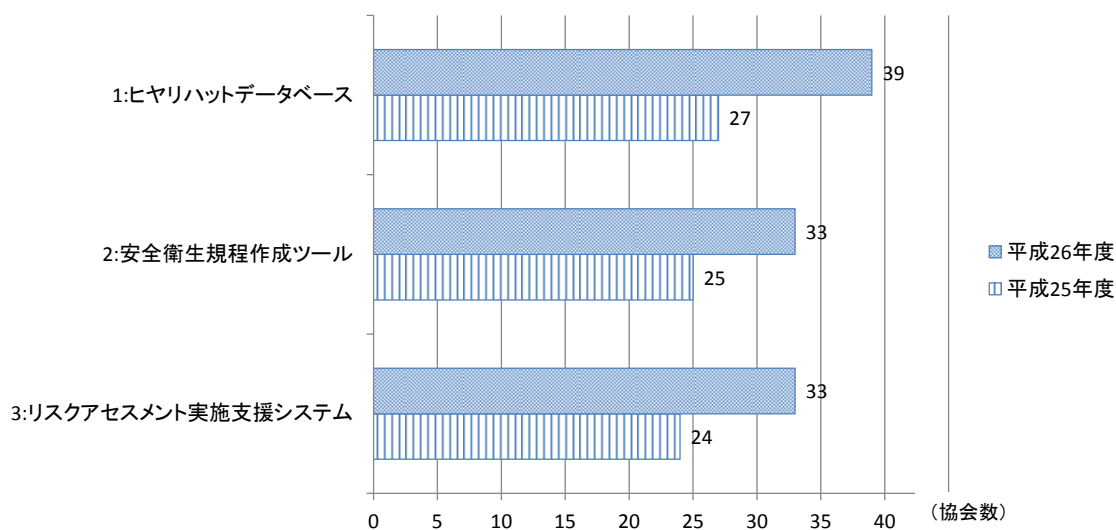


図 8 各 IT ツールの協会の認知状況

イ) IT ツールの周知状況

IT ツールの周知について回答のあった 47 協会のうち、「周知を行った」と回答した協会は 15 協会 [11 協会] あり、周知方法は「研修会にて紹介」が 5 協会と最も多く、次いで、「協会ホームページ」が 3 協会、「協会会報」が 2 協会であった。【参考資料 p.137～138 参照】一方、周知を行っていないと回答した協会は、半数以上の 32 協会あり、IT ツールは十分な周知が行われていないことが伺える。

ウ) 利用状況

連合会のホームページ上に公開している資料（モデル安全衛生規程及び解説、安全衛生チェックリスト、リスクアセスメントマニュアル）について、8 協会がダウンロードし、使用したとの回答があった。使用方法については「研修会時に配布」が 3 協会、「会員に郵送」、「メールで会員にデータを送信」、「協会ホームページ上に転載」がそれぞれ 2 協会、「総会時や理事会で配布」、「会報誌に掲載」がそれぞれ 1 協会であった（複数回答）。

⑥ その他事業

ア) 事業内容

上記①～④以外で協会が実施した安全衛生に係る事業について、30 協会 [21 協会] から回答があり、「情報収集、提供」が 23 協会 [15 協会] と最も多く、「交通災害防止対策」が 6 協会 [3 協会]、メンタルヘルス対策 3 協会 [4 協会]、安全衛生診断 2 協会 [0 協会] であった（複数回答）。

【図 9 参照】

その他、以下の事業が挙げられた。

- 労災保険に関する研修会（埼玉県協会）
- 熱中症対策グッズの斡旋販売（千葉県協会）
- 保護具の適正使用（神奈川県協会）【参考資料 p.56～57 参照】
- 適正処理自主管理パトロール（適正処理委員会実施）に併せ、労働安全衛生について事業者ヒヤリングを実施（島根県協会）

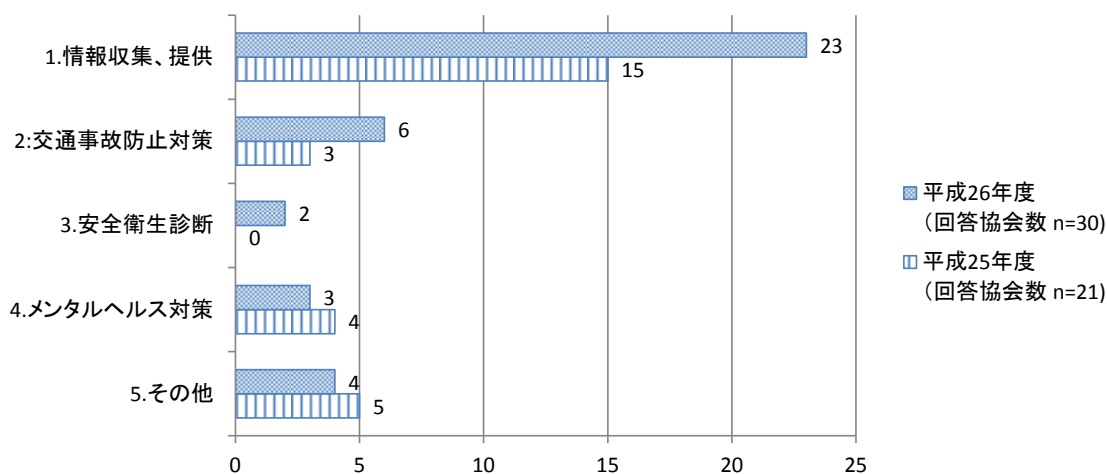


図 9 その他の事業内容

イ) 情報収集、周知方法、情報提供の具体的な内容

情報の入手先について、回答のあった 22 協会のうち、「地方行政、労基署等の行政組織」が 20 協会と最も多く、次いで、「中災防、関連団体」が 11 協会、「新聞等報道資料」が 4 協会、「協会会員企業」が 3 協会となっている（複数回答）。「その他」の入手先としては「コンサルタント」、「厚労省ホームページ」が挙げられている。【表 6 参照】

また、周知方法については 20 協会から回答があり、「協会ホームページ上」、「協会会報」がそれぞれ 11 協会と最も多く、次いで、「会員にメール等で通知」が 8 協会、「連合会に提供」が 2 協会であった。「その他」の周知方法としては以下が挙げられた。

- ポスターの作成・配付（東京都協会）
- 冊子化して研修会等で配布（大阪府協会）【参考資料 p.70～71 参照】
- 自主管理パトロールの際に活用（島根県協会）

情報提供の具体的な内容については法（労働安全衛生法、石綿障害予防規則）の改正等の情報の他、労働災害発生状況・労働災害事例を取り上げている協会が多い。【表 6 参照】

表 6 情報の入手先、情報提供の具体的な内容

協会名	情報の入手先		情報の内容
	1～5	5:その他の内容	
岩手県	2・3・4		- 安全運転管理者の選任届について - 石綿障害予防規則・石綿マニュアル改定について - 岩手県脳卒中予防県民会議発足について 等
宮城県	2・3		- 平成27年度 全国労働衛生週間の実施について - 労働安全衛生法の改正 - 安全衛生サポート事業 - 職場における熱中症予防対策の取組の徹底について
福島県	2		労働災害発生状況（平成26年度の業種別等の福島県内の労働災害発生の件数等）
埼玉県	1・2・3		厚生労働省労働災害統計、会員企業の取組
千葉県	3		- 研修会、講習会等の資料 - 法令関係の通知文等 - その他行政からの安全衛生に関する案内文書
東京都	2・3		全国安全週間、安全衛生年間標語
神奈川県	2・3		
長野県	2・3		
静岡県	2		県内の事故事例
愛知県	2・4・5	- コンサルからの情報提供 - 厚生労働省HP	労働安全衛生週間等の情報提供、災害、事故事例、ヒヤリハット事例
大阪府	1		過去にまとめた報告書を第二版*として、事務局側で一部修正を加えて配布した *各社が自社の実情に応じた効率的なリスクアセスメントを行うために、ヒヤリ・ハット事例の収集、整理、分析をより正確にするための具体的手法をまとめた報告書
奈良県	2		労働局からの団体宛の告知等の文書
和歌山県	1・2・3		- 中災防から転倒災害防止、熱中症予防について - 労基署から労働災害発生状況について - 県からアスベスト飛散防止について 等
島根県	2		ヒヤリハット事例、事故件数の推移等
山口県	2・3・4		- 安全衛生に関する講習会の案内（労働安全衛生セミナー・安全週間の案内等） - 事故事例 - 法律改正等（石綿関係情報、熱中症防止対策、労働安全関連法規）
香川県	2・3		- 平成26年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について - 石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について - 労働災害のない職場づくりに向けた緊急申請について - 平成26年度リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について 他
愛媛県	2・3		労働安全衛生法改正内容等（化学物質のリスクアセスメント等）
福岡県	2・4		KY活動、熱中症予防対策、安全衛生への取り組み事例
長崎県	2		労働災害発生状況及び労働災害事例
熊本県	2		行政機関の担当者から熊本県の産廃業界の労働災害の現状について情報を入手。産業別に比較すると災害状況は低いが、死亡事故は全国と同様に続いている。
大分県	2		
鹿児島県	2		業界別支障災害発生状況
1:協会会員企業			3
2:地方行政、労働基準監督署等の行政組織			20
3:中央労働災害防止協会、関連団体			11
4:新聞等報道資料			4
5:その他			1
回答協会数			22

ウ) 交通災害防止対策の具体的な内容

交通災害防止対策の具体的な内容は以下のとおり。

- ドライブレコーダーの画像等を用いての研修会（茨城県協会）
- ドライブレコーダーの映像を活用した交通事故防止セミナー（千葉県協会）【参考資料 p.44 参照】
- 会員の所有する車両にドライブレコーダーを取付け、得られたデータをもとに運転者、運転管理者を対象に安全運転のための研修会を行った（岐阜県協会）

(4) 平成 27 年度事業予定

平成 27 年度の各協会における安全衛生に係る事業計画を、①研修会、②研修会以外の事業に分けて以下に整理する。

① 研修会

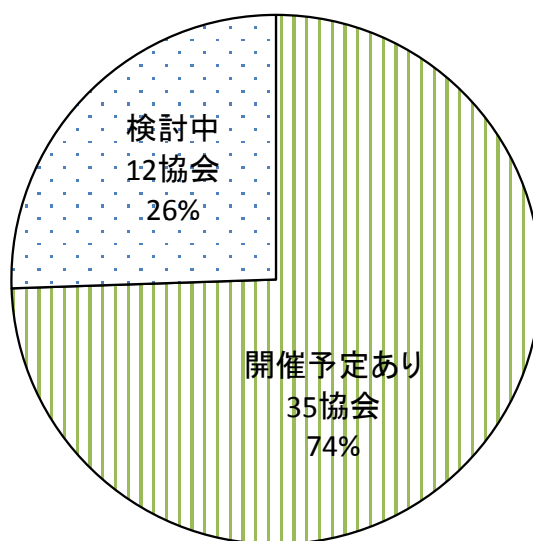
ア) 計画の有無

回答のあった 47 協会のうち、「開催予定あり」（既に開催した協会を含む）が 35 協会、「検討中」が 12 協会、「開催予定なし」が 0 協会であった。【図 10、表 7 参照】

平成 26 年度から引き続き開催を予定・検討しているのが 31 協会、平成 26 年度実施しなかったが新たに平成 27 年度開催を予定・検討しているのが 16 協会であった。

予定回数について、41 協会から回答があり、「1 回のみ」を予定しているのが 26 協会、「複数回」を予定しているのが 15 協会であった。

予定定員について、42 協会から回答があり、その合計数は 5,175 名となっている。



（回答協会数 n=47）

図 10 安全衛生に係る研修会の開催予定

表 7 安全衛生に係る研修会の開催予定の状況

北海道	○	埼玉県	○	岐阜県	○	鳥取県	○	佐賀県	○
青森県	○	千葉県	○	静岡県	△	島根県	△	長崎県	○
岩手県	○	東京都	○	愛知県	○	岡山県	○	熊本県	○
宮城県	△	神奈川県	○	三重県	○	広島県	△	大分県	△
秋田県	△	新潟県	○	滋賀県	○	山口県	○	宮崎県	○
山形県	△	富山県	○	京都府	△	徳島県	○	鹿児島県	○
福島県	△	石川県	○	大阪府	○	香川県	○	沖縄県	○
茨城県	○	福井県	△	兵庫県	○	愛媛県	○	(計)	
栃木県	○	山梨県	△	奈良県	○	高知県	○	予定あり○:35	
群馬県	△	長野県	○	和歌山県	○	福岡県	○	検討中 △:12	

イ) カリキュラム

研修会のカリキュラムについては回答のあった 36 協会のうち、「事故事例」を予定しているのが 19 協会と最も多かった（複数回答）。【図 11 参照】

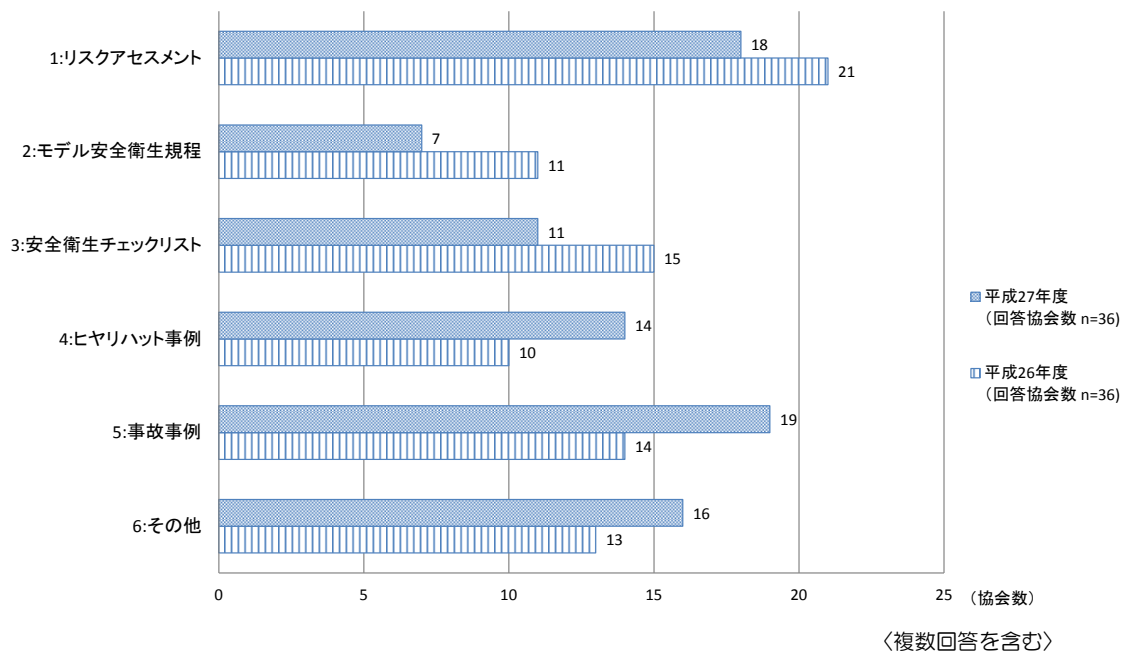


図 11 研修会の実施内容（カリキュラム）の予定

「その他」のカリキュラムとしては、以下の事項が挙げられた。

- 労働災害の現状
労働災害防止に対する青森労働局の取組状況
業者に重点的に取り組んでいただきたい事項
労働安全衛生法の改正概要（青森県協会）
- KYT、メンタルヘルス、経営幹部のための安全衛生セミナー（茨城県協会）
- メンタルヘルス（埼玉県協会）
- KYT 研修会
AED 講習会
処理業者セミナーにおける講演*
支部会議における講演（産業廃棄物処理業の労働安全衛生の取組み）（千葉県協会）
- 安全運転講習（神奈川県協会）
- 労働災害を起こさないための「作業手順書の作り方と活かし方」（岐阜県協会）
- 改正労働安全法、助成支援制度（静岡県協会）
- 交通災害の危険予知、安全運転について（和歌山県協会）
- 労働安全衛生法改正について（えひめ協会、熊本県協会）
- 高知労働局講師招聘「第 12 次労働災害防止計画の推進等について」（高知県協会）
- 5S 活動、KYT、安全衛生計画・教育の進め方（沖縄県協会）

ウ) 講師

講師の委託先の予定については回答のあった 39 協会のうち、「外部委託せず、協会内で講師を調整する」という協会は 2 協会であり、約 9 割の協会が外部委託を想定している。【図 12 参照】

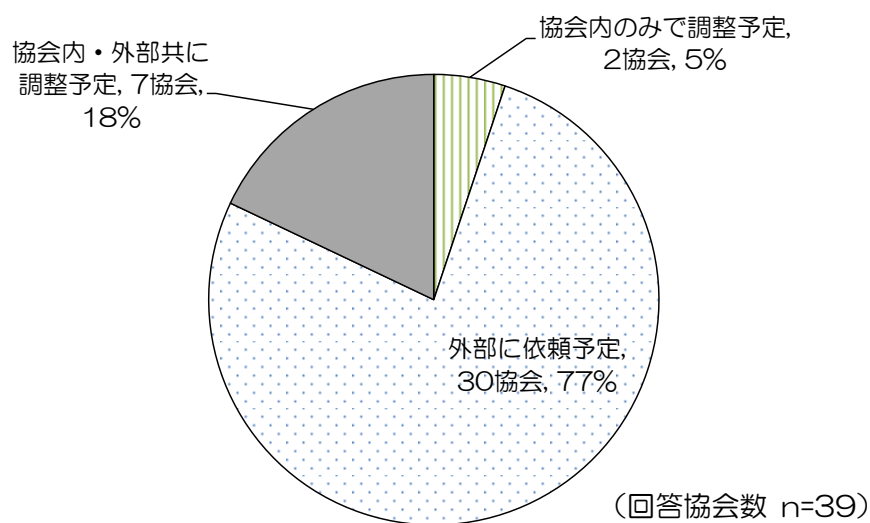


図 12 講師の外部委託の予定

外部委託先としては、「中災防」を想定しているのが22協会と最も多く、次いで「労働局・労基署」が19協会であった（複数回答）。【図13参照】

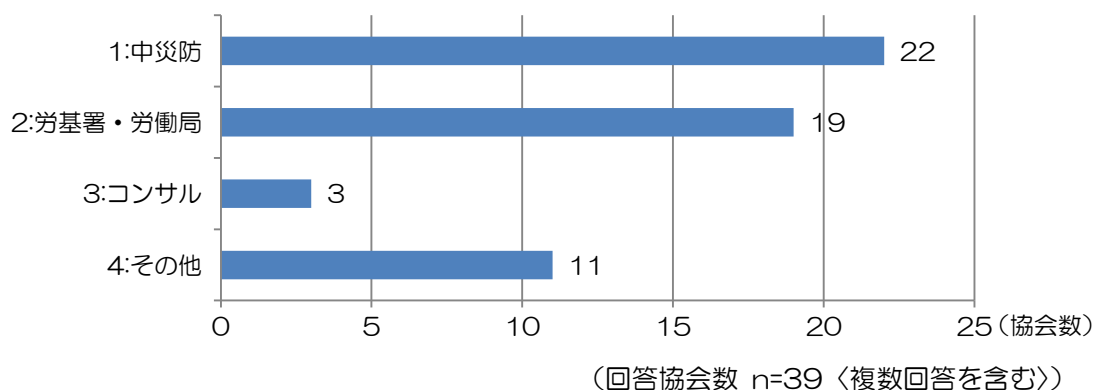


図13 外部委託先の予定

「その他」の外部委託先としては、以下が挙げられた。

- 大学教授（埼玉県協会）
- （公社）千葉市防災普及公社、㈱安全マネジメント研究所 会員企業（元協会理事）（千葉県協会）
- 賛助会員企業（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを扱っている業者）（東京都協会）
- 自動車教習所教官（神奈川県協会）
- JAF（和歌山県協会）

② 研修会以外の事業

研修会以外の事業の実施予定については 44 協会から回答があり、「安全パトロール」が 9 協会、「ヒヤリハット事例」が 7 協会となっており、「特に実施予定なし」が 20 協会であった（複数回答）。【図 14 参照】

「その他」として、以下の事業が挙げられた。

- 安全大会（神奈川県協会【参考資料 p.127～131】、愛知県協会、和歌山県協会）
- 安全標語の募集（入賞作品公開、広報活動に使用）
熱中症対策グッズの斡旋販売
労働安全表彰の実施（千葉県協会）
- 安全衛生促進のために何をすれば良いのかを調査検討するため、会員企業の持つ関連資料（安全大会等で使用する物等）を収集する（兵庫県協会）
- 情報提供等（えひめ県協会）
- 各資格受講者への補助を検討中（フォークリフト、玉掛け、クレーン等）（福岡県協会）
- 労働安全衛生法改正について（熊本県協会）

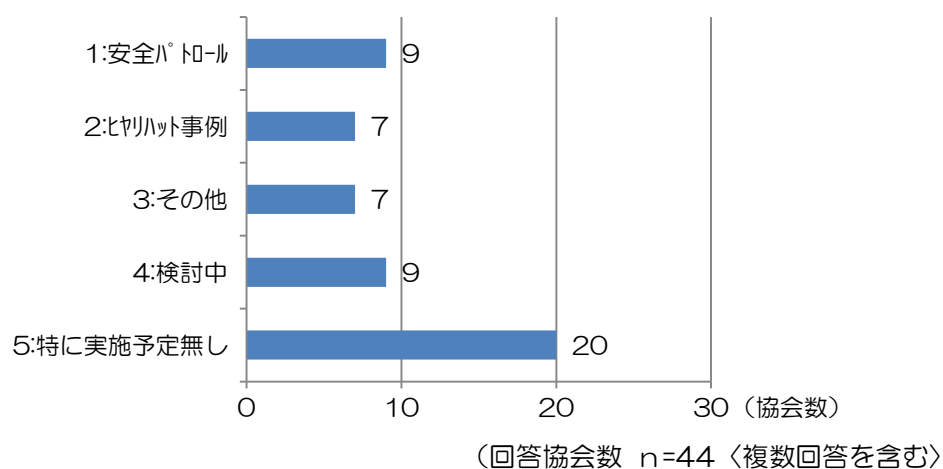


図 14 研修会以外の事業の実施予定

(5)安全衛生事業に係る課題等

① 会員企業の安全衛生活動の把握状況

会員企業における安全衛生活動について把握していると回答のあった協会は4協会であった。回答内容は以下のとおり。

- 安全衛生チェックリストの点数報告（埼玉県協会）
- 毎年、会員企業から安全衛生の取り組みを報告してもらっている（神奈川県協会）
- 建設業兼業会議から建設業協会の安全衛生活動に関する情報を入手（和歌山県協会）
- 今年度の実態調査を実施する予定となっている。（熊本県協会）

② 会員企業の取組意識の向上にあたっての工夫

会員企業取組意識の向上にあたっての工夫について12協会から回答があり、表8に内容を整理した。

表8 会員企業の取組意識の向上にあたっての工夫

① 情報提供等	・ 会員に対する適切かつ定期的な情報提供
	・ 会報で同業者の取り組み事例を紹介【参考資料 p.133～136 参照】
	・ 支部会議などを利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施
	・ 事故事例、事業所責任についての周知
	・ 情報を分かり易く伝える
② 研修会	・ 開催周知の徹底
	・ 継続的な開催
③ その他	・ 安全大会の開催
	・ 安全衛生表彰制度の実施
	・ 安全週間ポスター・年間標語ポスターの配付
	・ 賞品を用意して、楽しみながら意識向上を図る
	・ 委員会で今後の在り方を検討
	・ 安全パトロールする側は安全衛生チェックの要領を学び、される側はさらに危険要因が無いか再確認する機会とし、双方にメリットを見いだせる形態での実施を検討している。

③ 安全衛生事業に係る課題

安全衛生に係るその他課題について 18 協会から回答があった。「事業主や事業者の意識の向上」を挙げる協会、「研修会受講者の確保」に苦労している協会が多いことが伺える。【表 9 参照】

表 9 安全衛生事業に係る課題

① 意識（関心、必要性）の向上	• 会員の取り組み意識に温度差がある
	• 事業主、事業者に対する意識改革。
	• 会員企業の安全衛生に関する意識が低い
	• 会員企業に対する具体的でかつ有効な意識づけや活動方法が思いつかない
② 研修会運営	• 安全衛生教育研修会に参加できない零細企業の会員に対する対応
	• 受講者の確保。
	• 研修内容のマンネリ化
	• 協会の人員面、予算面で複数の事業を運営するのは難しい
③ 安全衛生促進委員	• 参加対象者の絞り込みが難しい。
	• 安全衛生促進委員数の減少と知識面のフォローアップ

■ 各正会員における安全衛生事業の取組に係る調査

各正会員における安全衛生活動について、平成 26 年度の取組実績及び平成 27 年度の計画について情報共有することを目的に調査を実施いたします。

ご多忙中の折大変恐縮に存じますが、以下の調査要領をご参照の上、ご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

《 調 査 要 領 》

◇ 調査内容（質問への回答と関係書類の提出等）

● 質問

1. 平成 26 年度の安全衛生事業の実績等について
 - (1) 研修会(質問 1-13)
 - (2) 組織体制(質問 14-16)
 - (3) 安全衛生促進委員(質問 17-19)
 - (4) ヒヤリハット事例(質問 20-22)
 - (5) 安全パトロール(質問 23-27)
 - (6) 表彰(質問 28-30)
 - (7) 連合会の安全衛生活動支援ツール(質問 31-33)
 - (8) その他(質問 34-42)
2. 平成 27 年度の安全衛生事業の実施予定について
 - (1) 研修会(質問 43-47)
 - (2) その他事業の実施予定(質問 48)
3. その他について(質問 49-51)

● 関係書類

調査票と併せて、以下の 1、2 に該当する場合は関係書類の提出もお願いいたします。

1. 平成 26 年度に安全衛生に係る研修会を実施
 - (提出書類) 安全衛生に係る研修会のプログラム(質問 1 関係)
2. 平成 26 年度に安全パトロールを実施
 - (提出書類) 安全パトロール時に使用したチェックリスト(質問 27 関係)

● 平成 27 年度の教材提供

平成 27 年度実施する「モデル安全衛生規程」、「リスクアセスメント」等の当該事業の研修会において使用する教材を提供致しますので必要と見込まれる部数をご記入下さい。(質問 47 関係)

◇ 回答方法

次頁以降の質問用紙をファイル上でご入力頂き、下記メール宛にご返信下さい。

質問用紙をプリントアウトし、回答をご記入の上、下記番号まで FAX でご返信頂いても結構です。

◇ 回答期限

平成 27 年 8 月 28 日（金）

◇ 本調査のお問い合わせ先・ご回答先

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会（調査部 鈴木）

TEL：03-3224-0811 FAX：03-3224-0820

E-MAIL: chosa@zensanpairen.or.jp

— 目 次 —

設問 1. 平成 26 年度の安全衛生事業の実績等について.....	1
（１）研修会.....	1
（２）組織体制.....	4
（３）安全衛生促進委員.....	4
（４）ヒヤリハット事例.....	5
（５）安全パトロール.....	5
（６）表彰.....	6
（７）連合会の安全衛生活動支援ツール.....	6
（８）その他.....	7
設問 2. 平成 27 年度の安全衛生事業の実施予定について.....	9
（１）研修会.....	9
（２）その他事業の実施予定.....	9
設問 3. その他について.....	10

氏名	協会名
----	-----

- 下記の「質問事項」欄をご確認の上、「回答」欄から該当する選択肢に○印を記載下さい。
- 項目によっては具体的な数値や内容をご記入下さい。ご記入の際には「留意点」欄をご確認下さい。

(1) 研修会……貴協会が実施した安全衛生事業に係る研修会の詳細についてお聞かせ下さい

1

質問No.	質問事項	回答			留意点
5	募集時の定員は？ 受講人数・企業数は？	定員〔 →参加を促す工夫(複数回答可) 1. 修了証の発行 3. CPD・CPDS 認定研修会として開催 5. その他 〔 〕	受講人数〔 〕	受講企業数〔 社〕 2. 支部単位での開催 4. 外部講師	複数回開催された場合は、その 合計をご記入下さい。
6	主な参加者は？ (複数回答可)	1. 経営者層 2. 各社の安全衛生担当者 3. 一般従業員(運転従事者) 4. 一般従業員(運転従事者以外) 5. 把握していない 6. その他 〔 〕			
7	カリキュラムの内容は？ (複数回答可)	1. リスクアセスメント 2. 安全衛生規程 3. 安全衛生チェックリスト 4. ヒヤリハット事例 5. 事故事例 6. KYT(危険予知訓練) 7. AED 8. マンタヘルス 9. 安全運転講習 10. その他 〔 〕			
8	使用した資料は？ (複数回答可)	1. リスクアセスメント(カラーフレット) 2. リスクアセスメント(資料編) 3. 安全衛生規程 4. 安全衛生チェックリスト 5. ヒヤリハットデータベース 6. 安全衛生規程作成ツール 7. リスクアセスメント実施支援システム 8. 行政の資料 9. 中災防等関係団体の資料 10. 講師作成の資料 11. その他 〔 〕			
9	講師は？ (複数回答可)	1. 安全衛生促進委員 2. 協会事務局 3. 中災防 4. 労基署 5. コンサルタント 6. その他 〔 →外部への依頼理由 1. 研修内容に相応する専門的知識がない 2. 実施方法が判らない 3. 受講者確保 4. その他 〔 〕			当連合会の安全衛生委員につ いては、「1. 安全衛生促進委員」 としてお答え下さい。
10	受講料は？	【会員】 1. 有料 〔 円〕 【非会員】 1. 有料 〔 円〕 2. 無料 2. 無料			

質問No.	質問事項	回答	留意点
1 1	経費を抑えるために どのような工夫を していますか？ (複数回答可)	1. 事務局の会議室を利用 2. 協会役職員又は安全衛生促進委員を講師にした 3. 会員企業に講師を依頼〔業種：〕 4. 他団体とタイアップ〔団体名：〕 5. その他〔〕	
1 2	研修会開催にあたり、 支援を受けました か？	1. 支援を受けた → 支援先名〔 支援内容〔 〕 支援金額〔約 円〕 2. 支援は受けていない	
1 3	周知方法は？ (複数回答可)	1. ホームページ上にて周知 2. フリ等配布 3. 協会会報誌にて周知 4. 電話による参加の呼びかけ 5. FAX・メールでの通知 6. その他〔	

(2) 組織体制・・・貴協会の安全衛生に係る検討組織（委員会等）の設置状況についてお聞かせ下さい
（専門組織でなくとも、既存の組織の検討項目に組み込み済みであればその組織についてご回答下さい）

質問No.	質問	回答	留意点
14	安全衛生事業を検討する組織は設置されますか？	1. 設置している 名称〔 〕 2. 設置していない →(3)安全衛生促進委員へお進み下さい	
15	会合は何回開催しましたか？	〔 〕回	
16	今後の検討組織の設置予定は？	1. 予定有り→〔 〕年度〕 2. 検討中 3. 予定無し	

(3) 安全衛生促進委員・・・貴協会の安全衛生促進委員（過去に選任頂いた「安全衛生促進担当者」、「リスクアセスメント相談員」等）についてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
17	安全衛生促進委員の人数は？	〔 〕名	平成27年6月末現在の人数をお答え下さい。
18	安全衛生促進委員は協会で何か他の役職も兼ねていきますか？（複数回答可）	1. 協会の安全衛生組織の委員 2. 連合会の安全衛生委員 3. 協会の役員 4. 役職を兼ねていない 5. その他〔 〕	
19	安全衛生促進委員が実際に関与した業務は？（複数回答可）	1. 協会内外の委員会等への参加 2. 研修会の講師 3. 研修会等の開会挨拶・進行 4. 安全パトロール等への参加 5. 事業の企画、立案 6. 特に関与した業務はない 7. その他〔 〕	

(4) ヒヤリハット事例・・・ヒヤリハット事例の収集・とりまとめ・周知方法についてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
20	事例収集を実施しましたか？	1. 収集した→〔 回〕 → 回答企業数〔合計 社〕 収集事例数〔合計 〕	
21	事例収集にあたっての工夫は？	2. 収集していない →自由記入 〔 〕 →(5)安全パトロールへお進み下さい	(例：研修会等を契機に会員との連携強化を図り、事例の回収率の向上につなげた)
22	収集した事例をどのよう に活用しましたか？ (複数回答可)	1. 冊子で配布 2. 会報誌に掲載 3. インターネット公開 4. 研修会で使用 5. その他〔 〕	

(5) 安全パトロール・・・安全パトロールの実施状況についてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
23	パトロールを実施しましたか？	1. 実施した→〔 回〕 2. 実施していない →P6(6)表彰へお進み下さい	
24	実施形態は？	1. 安全衛生のみ対象として実施 2. その他項目と併せた総合的な項目を対象として実施	
25	実施対象は？ (複数回答可)	対象企業数〔合計 社〕 【対象企業内訳】 収集運搬業者〔 社〕 中間処理業者〔 社〕 最終処分業者〔 社〕 その他〔 〕	
26	訪問者は？ (複数回答可)	1. 協会の安全衛生委員会等の委員 2. 協会事務局 3. 会員企業 4. 中災防 5. 労基署 6. コンサルタント 7. その他〔 〕	
27	使用した資料は？	1. 安全衛生チェックリスト 2. 協会独自のチェックリスト 3. その他〔 〕	

(6) 表彰・・・安全衛生に係る表彰制度の有無、昨年度の表彰実績についてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
28	表彰を実施しましたか？	1. した〔表彰数計〕 2. しない →(7)連合会の安全衛生活動支援ツールへお進みください	
29	表彰の種類は？ (複数回答可)	1. 協会主催の表彰→表彰名〔 〕 2. 外部主催の表彰→表彰名〔 〕主催〔 〕 表彰名〔 〕主催〔 〕	
30	表彰選定の基準は？	→自由記入 〔 〕	(例：安全衛生活動を継続して実践し、無災害を5年間継続していること)

(7) 連合会の安全衛生活動支援ツール・・・連合会の安全衛生活動支援ツールについてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
31	連合会ホームページ上に公開しているITツールをご存知ですか？	1. ヒヤリハットデータベース 2. 安全衛生規定作成ツール 3. リスクアセスメント実施支援システム 知っている 知らない 知っている 知らない 知っている 知らない	
32	ITツールの周知を協会員に対して行いましたか？(複数回答可)	1. 周知を行った →周知方法 (複数回答可) 1. 協会ホームページ 4. その他〔 〕 2. 周知は行っていない	
33	ツール安全衛生規程・安全衛生チェックリスト・リスクアセスメントマニュアルについて、連合会ホームページからダウンロードし、使用しましたか？	1. 使用した〔資料名〕 →使用方法 (複数回答可) 1. 研修会時に配布 3. 会報誌に掲載 5. メールで会員にデータを送信 7. その他〔 〕 2. 使用していない 2. 総会時や理事会で配布 4. 会員に郵送 6. 協会ホームページ上に転載	

(8) その他・・・その他で協会が実施した安全衛生活動についてお聞かせ下さい

質問No.	質問	回答	留意点
34	どのような安全衛生活動を実施しましたか？(複数回答可)	1. 安全衛生に関する情報収集及び提供 2. 交通事故防止対策 3. マルハス対策 4. 安全衛生の診断 5. その他 →質問35～38をお答え下さい →質問38以降をお答え下さい	1を回答した方は、質問35～38をお答え下さい。それ以外の選択肢を回答した方は、質問38以降をお答え下さい。
35	情報の入手先は？(複数回答可)	1. 協会会員企業 2. 地方行政、労働基準監督署等の行政組織 3. 中央労働災害防止協会、関連団体 4. 新聞等報道資料 5. その他	
36	どのような情報を入手されましたか？	自由記入	
37	入手した情報をどのようにして周知しましたか？(複数回答可)	1. 協会ホームページ上 2. 協会会報 3. 会員にメール等で通知 4. 連合会に提供 5. その他	
38	具体的にはどのような内容でしたか？	→自由記入	
39	講師は誰に依頼しましたか？(複数回答可)	1. 外部へ依頼していない 2. 警察 3. 自動車教習所 4. JAF（日本自動車連盟） 5. 中央労働災害防止協会 6. その他	
40	どのような施設・会場を利用しましたか？(複数回答可)	1. 協会内で確保（協会会議室・会員企業の事業場等） 2. 外部で確保（貸会議室・外部団体の施設等） 3. その他	「」の中に、具体的にどのような施設を利用したのかについても、記述して下さい。

4 1	他団体の安全衛生活動支援事業を利用しましたか？ (複数回答可)	1. 利用していない 2. 利用した →利用先 1. 中央労働災害防止協会等、関連団体 2. 地方行政・労働基準監督署等の行政組織 3. その他〔 →質問 42 へお進み下さい 〕	→P9 設問 2 へお進み下さい
4 2	支援事業の具体的な内容についてお答え下さい	→自由記入 〔 〕	

設問 2 平成 27 年度の安全衛生事業の実施予定について

(1) 研修会…現時点での想定で結構ですが、可能な限り具体的に聞かせ下さい

質問 No.	質問	回答	留意点
4 3	実施する計画はありますか？	1. 有 3. 無 →開催しない理由(複数回答可) 1. 予算がない 2. 検討組織がない 3. 会員の関心がない 4. その他〔 〕 →(2) <u>その他事業の実施予定へお進み下さい</u>	
4 4	予定回数、時期、定員は？	〔計 回〕〔平成 年 月頃〕〔計 名程度〕	
4 5	想定するプログラムは？ (複数回答可)	1. リスクアセスメント 2. びやハット事例 3. 安全衛生チェックリスト 4. びやハット事例 5. 事故事例 6. その他〔 〕	
4 6	講師の想定は？ (複数回答可)	1. 協会内で調整予定 →予定している講師をお答えください 1. 安全衛生委員会委員等 2. 常勤役員を除く役員 3. 常勤役員又は事務局職員 4. その他〔 〕 2. 外部に依頼予定 →予定している講師をお答えください 1. 中災防 2. 労基署 3. コンサル 4. その他〔 〕	
4 7	連合会が作成している資料を利用する予定はありますか？ (複数回答可)	1. 利用する →利用予定の資料 1. リスクアセスメント(リーフレット) (部・未定) 2. リスクアセスメント(資料編) (部・未定) 3. びやハット安全衛生規程 (部・未定) 4. 安全衛生チェックリスト (部・未定) 5. 安全衛生啓発パンフレット (部・未定) 7. 3・4 の講義用データ 6. 1・2 の講義/演習用データ 2. 利用しない	

(2) その他事業の実施予定

4 8	研修会以外に予定している事業はありますか？(複数回答可)	1. 安全パトロール 2. びやハット事例の収集 3. その他〔 〕 4. 検討中 5. 特に実施の予定無し	
-----	------------------------------	--	--

設問 3 その他について

質問 No.	質問	回答
49	会員の安全衛生に対する取組について、把握していますか？	→自由記入 (例：安全衛生管理体制図を入手、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS 等）の認証取得の有無)
50	会員の安全衛生に対する取組意識の向上にあたっての工夫は？	→自由記入
51	安全衛生事業に関するその他課題は？	→自由記入

以上で質問は終わります。ご協力ありがとうございました。

《参考資料》

安全衛生活動に関する協会提出資料

目 次

1. 研修会	41
1.1 栃木協会	42
1.2 千葉協会	43
1.3 東京協会	53
1.4 神奈川協会	56
1.5 新潟協会	60
1.6 富山協会	61
1.7 石川協会	62
1.8 岐阜協会	63
1.9 愛知協会	64
1.10 三重協会	68
1.11 大阪協会	69
1.12 和歌山協会	72
1.13 鳥取協会	75
1.14 香川協会	76
1.15 愛媛協会	77
1.16 佐賀協会	78
1.17 長崎協会	79
1.18 鹿児島協会	80
2. ヒヤリハット事例の収集・取りまとめ	83
2.1 神奈川協会	84
2.2 兵庫協会	91
2.3 和歌山協会	93
2.4 鹿児島協会	96
3. 安全パトロール	99
3.1 和歌山協会	100
3.2 高知協会	103
4. 表彰制度	104
4.1 千葉協会	105
4.2 東京協会	112
4.3 神奈川協会	118
5. その他の事業	124
5.1 神奈川協会（標語の募集、安全衛生大会）	125
5.2 愛知協会（安全大会）	132
5.3 福岡協会（安全衛生の取組み事例紹介、連合会ツールの紹介）	133

1.研修会

1.1 栃木協会

安全衛生（普通救命講習）研修会 次第

平成 27 年 2 月 18 日（水）

とちぎ健康の森 多目的フロア

1. 開 会

2. 主催者挨拶

公益社団法人栃木県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員 沼尾 貞亮

3. (1) 講義 最新の心拍蘇生法について

A E D（自動体外式除細動器）の操作方法について 等

講師 宇都宮市西消防署宝木分署 消防士

(2) 質疑応答

(3) その他

4. 閉会

リスクアセスメント研修会

日時:平成26年11月19日(水)13:00～16:30
会場:ホテルプラザ葉の花

時刻(時間)	研修内容	担当
13:00～13:05(5')	開講・オリエンテーション	(一社)千葉県産業廃棄物協会
13:05～14:10(65')	講義1 リスクアセスメントの基本 危険性又は有害性の特定とリスクの見積り	中災防 関東センター (芳賀伸之)
14:10～14:55(45')	演習1 危険性又は有害性の特定とリスクの見積り	中災防 関東センター
14:55～15:05(10')	休憩	
15:05～15:25(20')	講義2 リスク低減措置の検討と実施	中災防 関東センター
15:25～15:50(25')	演習2 リスク低減措置の検討	中災防 関東センター
15:50～16:25(35')	講義3 演習のまとめ 労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)	中災防 関東センター
16:25～16:30(5')	質疑応答 閉講	中災防 関東センター (一社)千葉県産業廃棄物協会

教材: テキスト(カリキュラム、パワーポイント、演習の進め方)／演習記入用紙

講師: 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター(中災防 関東センター)
芳賀伸之(専門役・安全管理士)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館8階 Tel: 03-5484-6701 Fax: 03-5484-6704 E-mail: kanto@jisha.or.jp

主催: 一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会

〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-1-7 第2石橋ビル5階 Tel: 043-246-9581 Fax: 043-248-0529

ドライブレコーダ映像を活用した 交通事故防止セミナー

日時：平成27年2月13日（金）14:00～16:00

場所：ワールドビジネスガーデン・マリブイースト棟15階

東京海上日動火災保険（株） 千葉支店会議室

次 第

14:00～14:05 開会の挨拶

一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会

理事 安全衛生推進委員長 大杉 仁

14:05～15:20 カメラ付きドライブレコーダを活用した交通事故防止活動について

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

自動車リスク事業部 主任研究員 大谷 馨

《 休 憩 含 む 》

15:20～16:00 質疑応答・事故削減サービスのご案内・アンケート・閉会

ご 案 内

- 会場内での喫煙・飲食はご遠慮ください。
- 携帯電話のご利用は、講演の妨げとなるため、あらかじめスイッチをお切りいただくか、マナーモード設定に
していただき、通話はご遠慮ください。



普通救命講習

～AED講習会～

駅や飛行場、劇場などで、AED(エー・イー・ディ)と書かれた器械を見かけることはありませんか。AED(自動体外式除細動器)は救命処置のための医療機器です。平成16年7月から一般市民も使用することができるようになりました。心臓マヒ(心室細動という致命的な不整脈)を起こしたら、救急車や病院に搬送されてから治療しても間に合わないことが多く、これまでたくさんの人の命が救われずにきました。しかし、この一般の人でも簡単に使えるAEDがそこにあれば、命を救うことが可能なのです。

倒れて1分後にAEDを使用すれば救命率は90%。以降、1分遅れるごとに生存退院率が7～10%ずつ低下します。つまり重要なのは、とにかく迅速に電気ショックによる除細動を行うことです。

いざという時、慌てず安全確実にAEDが使用できるよう、講習を受けてあなたの身近な人を救いましょう。

※以前、受講した方も受講できます。繰り返し受講して体で覚えましょう！

**開催日/平成26年
7月1日(火)**

申込締切：6月13日(金) 先着順
締切日前でも定員になり次第締め切ります

受講料無料

13:00～16:00
定員20名

会 場：千葉県経営者会館 7階

千葉市中央区千葉港4-3 (※裏面地図参照)

普通救命講習 講師：公益財団法人千葉市防災普及公社より派遣	
講習の内容	AEDを用いた心肺蘇生法・異物除去法・止血法などの救命処置を習得するコースです。 心肺蘇生法の一連の流れを人形とAEDを使用し、実技中心に実施します。
講習時間	3時間
修了証	所定のカリキュラムを終了し、一定のレベルに達すると修了証が交付されます。



普通救命講習

～AED講習会～

駅や飛行場、劇場などで、AED(エー・イー・ディ)と書かれた器械を見かけることはありませんか。AED(自動体外式除細動器)は救命処置のための医療機器です。平成16年7月から一般市民も使用することができるようになりました。心臓マヒ(心室細動という致命的な不整脈)を起こしたら、救急車や病院に搬送されてから治療しても間に合わないことが多く、これまでたくさんの人の命が救われずにきました。しかし、この一般の人でも簡単に使えるAEDがそこにあれば、命を救うことが可能なのです。

倒れて1分後にAEDを使用すれば救命率は90%。以降、1分遅れるごとに生存退院率が7～10%ずつ低下します。つまり重要なのは、とにかく迅速に電気ショックによる除細動を行うことです。

いざという時、慌てず安全確実にAEDが使用できるよう、講習を受けてあなたの身近な人を救いましょう。

※以前、受講した方も受講できます。繰り返し受講して体で覚えましょう！

**開催日/平成27年
3月4日(水)**

申込締切：2月10日(火) 先着順
締切日前でも定員になり次第締め切ります

受講料無料

13:00～16:00
定員20名

会 場：千葉県経営者会館 7階

千葉市中央区千葉港4-3 (※裏面地図参照)

普通救命講習 講師：公益財団法人千葉市防災普及公社より派遣	
講習の内容	AEDを用いた心肺蘇生法・異物除去法・止血法などの救命処置を習得するコースです。 心肺蘇生法の一連の流れを人形とAEDを使用し、実技中心に実施します。
講習時間	3時間
修了証	所定のカリキュラムを終了し、一定のレベルに達すると修了証が交付されます。

労働災害防止講演会

<日 時> 平成26年5月16日（金）13：30～16：00

<会 場> 千葉商工会議所 第2ホール

<講 演>

演 題 『爆発等重大災害防止に関する安全対策について』
—— 最近の事例を踏まえて ——

講 師 千葉労働局 労働基準部健康安全課

地方産業安全専門官 岡崎 洋 氏

<プログラム>

時 間	内 容
13：15～13：30	受 付
13：30～13：35	開講挨拶 ガイダンス
13：35～14：20	講 演
14：20～14：30	休 憩
14：30～15：15	講 演
15：15～	質疑応答 その他ヒヤリハット事例について

主 催 一般社団法人千葉県産業廃棄物協会

後 援 厚生労働省千葉労働局

協 賛 一般社団法人千葉県環境保全協議会

千葉県解体工事業協同組合

平成26年度 産業廃棄物処理業者セミナー
次 第

主 催 者：千葉県、千葉市、船橋市、柏市
運 営 者：（一社）千葉県産業廃棄物協会
開 催 日：平成２６年９月３日（水）午後２時～
青葉の森公園芸術文化ホール

1 開 会

2 挨 拶

(1) 千葉県環境生活部 環境対策監 大 竹 毅

(2) 一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会 会長 石井 邦夫

3 講演

(1) 立入検査時における指導事例と注意点について (14:10～14:30)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課監視指導室
技 師 渡 邊 優 一

(2) 優良産廃処理業者認定制度について (14:30~14:45)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室
副主査 石 垣 宏 明

(3) 産業廃棄物適正処理に関する通知について (14:45～15:00)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班
副主査 上 田 将 嗣

(4) ヒューマンエラー災害防止対策について (15:10～16:10)

講 師：(株)安全マネジメント研究所
代表取締役所長 石 橋 明 氏

4 閉 会

平成26年度 産業廃棄物処理業者セミナー 次 第

主 催 者：千葉県、千葉市、船橋市、柏市

運 営 者：(一社) 千葉県産業廃棄物協会

開 催 日：平成26年10月29日(水) 午後2時～
青葉の森公園芸術文化ホール

1 開 会

2 挨 拶

(1) 千葉県環境生活部 次 長 矢 沢 裕

(2) 一般社団法人 千葉県産業廃棄物協会 副会長 杉 田 昭 義

3 講 演

(1) 立入検査時における指導事例と注意点について(14:10～14:30)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課監視指導室

技 師 平 野 太一郎

(2) 優良産廃処理業者認定制度について(14:30～14:45)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室

副主査 宮 腰 克 広

(3) 産業廃棄物適正処理に関する通知について(14:45～15:00)

講 師：千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班

副主査 上 田 将 嗣

(4) ヒューマンエラー災害防止対策について(15:10～16:10)

講 師：(株)安全マネジメント研究所

代表取締役所長 石 橋 明 氏

4 閉 会

(一社) 千葉県産業廃棄物協会
南 支 部 会 議
次 第

開催日時 平成26年7月30日(水) 15時から
場 所 五井グランドホテル

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会 議

(1) 講 演

「労働災害の防止等について」

講師 木更津労働基準監督署

安全衛生課長 高橋 幸喜 氏

(2) 意見交換

①行政又は協会に対する意見・要望事項について

②その他

(3) その他連絡事項

①地震等大規模災害発生時の対応マニュアル

②産業廃棄物処理業者セミナーの開催について

③「ヒヤリ・ハット」事例の収集について

④その他

4. 閉 会

(一社) 千葉県産業廃棄物協会
西 支 部 会 議
次 第

開催日時 平成26年7月31日(木) 15時から
場 所 船橋グランドホテル

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 会 議

(1) 講 演

「労働災害の防止等について」

講師 船橋労働基準監督署

安全専門官 高城 智宏 氏

(2) 意見交換

①行政又は協会に対する意見・要望事項について

②その他

(3) その他連絡事項

①地震等大規模災害発生時の対応マニュアル

②産業廃棄物処理業者セミナーの開催について

③「ヒヤリ・ハット」事例の収集について

④その他

4. 閉 会

(一社) 千葉県産業廃棄物協会
中 央 支 部 会 議
次 第

開催日時 平成26年8月6日(水) 15時から
場 所 東天紅

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会 議

(1) 講 演

「労働災害の防止等について」

講師 千葉労働局 労働基準部健康安全課

地方産業安全専門官 岡崎 洋 氏

(2) 意見交換

①行政又は協会に対する意見・要望事項について

②その他

(3) その他連絡事項

①地震等大規模災害発生時の対応マニュアル

②産業廃棄物処理業者セミナーの開催について

③「ヒヤリ・ハット」事例の収集について

④その他

4. 閉 会

1.3 東京協会

ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー 次 第

平成 26 年 6 月 25 日（水）
時間：15 時 00 分～17 時 00 分
主催：一般社団法人東京都産業廃棄物協会
安全衛生推進委員会
会場：東京海上日動火災保険(株)本館 11 階第 4 会議室

15:00～15:05 開 会 挨 拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

安全衛生推進委員会 委 員 長 伊 藤 雅 人

15:05～16:45 「ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー」

◆カメラ付きドライブレコーダを活用した交通事故防止活動について
～ドラレコ活用の考え方、具体的な危険予知トレーニングの例などの紹介～
東京海上日動リスクコンサルティング(株)

自動車リスク事業部 主任研究員 大 谷 馨

« 15:50～16:00 休 憩 »

16:45～16:55 質疑応答・アンケート及び東京海上日動火災保険(株)からの案内

16:55～17:00 閉 会 挨 拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会 専務理事 古 川 芳 久

閉会挨拶終了後 受講証明書の受け渡し

配布資料

■ 次第 ■ 研修会資料 ■ アンケート ■ 研修中のお願い



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

平成26年度 第二回 安全衛生研修会

次 第

平成26年10月16日(木)
時間：13時30分～16時30分
主催：一般社団法人東京都産業廃棄物協会
会場：エッサム神田ホール4階(神田)

(1) 開会挨拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

安全衛生推進委員会 委員長 伊藤 雅人

(2) 「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」

- ◆安全衛生法の改正について
- ◆廃棄物処理業における実際に起こった事故事例について
- ◆ヒヤリハット事例にみるその原因の法的考察と対策について

東京労働局 労働基準部 安全課

産業安全専門官 成田 光志

(3) 閉会挨拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

専務理事 北村 俊文

(4) 受講証明証の受け渡し

【配布資料】

- ◆ 労働安全衛生法が改正されます
- ◆ 安全で安心な職場をつくるために
- ◆ 産業保健フォーラム in TOKYO 2014
- ◆ 平成26年度第二回安全衛生研修会テキスト



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

平成26年度 第三回 安全衛生研修会

次 第

平成27年2月20日（金）
時間：14時～16時30分
主催：一般社団法人東京都産業廃棄物協会
会場：フォーラムミカサ エコ 8階ホール

（1）開会挨拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

安全衛生推進委員会 委員長 伊藤 雅人

（2）「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」

- ◆ヒューマンエラーとその防止対策
- ◆産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロをめざして～
- ◆直近の法令改正の解説

桜井労働安全コンサルタント事務所

桜 井 勉

（3）閉会挨拶

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

専務理事 北 村 俊 文

（4）受講証明証の受け渡し

【配布資料】

- ◆ 平成26年度 第三回安全衛生研修会テキスト
- ◆ 中小規模事業場安全衛生サポート事業
- ◆ 「産業廃棄物処理業における労働災害防止対策について」

アンケート



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

1.4 神奈川協会

労働安全衛生講習会

保護具の適正使用・労災と企業責任

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会/安全衛生協議会・研修委員会・青年部会

神奈川労働局によれば、県内の産業廃棄物処理業の労働災害は昨年以上のペースで発生しており、各社での労災防止対策の強化が急務となっています。

産業廃棄物処理業の労災の特徴としては、1 月以上の休業が6割近くを占めるというように重症化傾向を示しており、また経験年数 1 年未満の方の労災が1/3を超えるなど、他業種に比べて経験年数の少ない労働者の労災が多いことが特徴となっています。

そこで、労災の発生防止のための保護具であるヘルメットや安全帯、マスク、手袋などの選定方法と実際の装着方法や処理現場での実例から効果的な利用方法を学び、実際に体験していただくための講習会を開催することとしました。あわせて、労災が企業にとってどのような大きなダメージをもたらすかについても実例をもとに学び、各社における今後の労災防止対策の参考にしていきたいと思えます。

今回、会場においては、講演会に先立って保護具の展示と使い方の説明を行い、講演後には装着体験なども行う予定ですので、各社の労働安全衛生の責任者や現場の担当者の方など、多数の皆さまのご参加をお待ちしています。

○ 日程 平成 26 年 12 月 12 日(金) 13:00 から

○ 場所 波止場会館 5 階 多目的ホール 横浜市中区海岸通 1-1 TEL:045-201-3842

○ 保護具の展示と説明 13:00～14:00

○ 講演会 演題／講師 14:00～17:00

(1) 「保護具の選定のポイントと適正使用方法」

講師 小島 道夫 氏(JSAA 保護具インストラクター、公益社団法人日本保安用品協会 上席技術主管)

(2) 「産業廃棄物の処理現場に適した保護具の利用」

講師 二階堂 久 氏(労働安全コンサルタント、一般社団法人日本労働安全コンサルタント会神奈川支部)

(3) 「労災と企業責任」

講師 株式会社インターリスク総研 災害リスクマネジメント部員

(4) 質疑応答・装着の実技指導

会場の展示場所で質疑と装着指導・体験を行います。

(当日の演題等については変更になる場合があります。)

○ 定員 60 名(申込先着順) 入場無料、受講者には「修了証」をお渡しいたします。

(会場の都合により、参加希望者が多数の場合はお断りすることがありますので、早めにお申し込みください。)

裏面の申込書にご記入いただき FAX(045-641-8114)で 11 月 28 日までにご送信ください。

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会
「保護具の適正使用・労災と企業責任」
講習会参加申込書

開催日：12月12日(金)

13時から展示説明・14時から講習会

住所
電話番号
会社名
参加者 氏名

(公社)神奈川県産業廃棄物協会 行き

申込み締切り：11月28日

ファクシミリ番号 045-641-8114

E-mail info@kiwa.or.jp

平成 26 年度 湘南・県西地区労働安全衛生セミナー報告

日 時 平成 26 年 7 月 19 日(土)15:00～17:00 場所 平塚商工会議所 大ホール
出席者 会員 36 名 賛助会員 2 名 事務局 2 名 計 40 名出席

1 開会

2 あいさつ 金田委員長

3 講演「産業廃棄物処理業に潜む危険を体感しよう」

講師 一般社団法人日本労働安全コンサルタント会

労働安全コンサルタント 二階堂 久 様

内容 災害事例の映像を見ながら危険体感をし、災害防止対策事例の説明を受けた。

①労働災害発生状況 26 年 5 月現在、産業廃棄物業 5 件増加している。

②産業廃棄物業の災害事例を危険体感

- ・収集運搬業の災害事例（荷台からの墜落、接触事故等）と防止対策
- ・中間処理施設の災害事例（機械の巻き込まれ、フォークリフト等）と防止対策

③日常の災害防止活動

- ・保護具で身を守る 保護帽（ヘルメット）の飛来・落下物用、墜落時保護用
- ・安全靴の耐衝撃性、エネルギー吸収性の実験映像

④安全は「5 S」と「見える化」

- ・5 Sとは 整理、整頓、清潔、清掃、躰
- ・見える化の事例（衝突防止のための表示、カーブミラー、看板・ポスター等掲示）
- ・取り消し処分事例・安全衛生管理体制・廃棄物処理法と労働安全衛生法

4 閉会あいさつ 吉田委員

5 閉会 修了証を交付



☆今回のセミナーのアンケート回収数は、22 件ありました。

「良かった」 21 件 「まあまあ良かった」 1 件

【主なコメント】

- ・生々しい映像を見たことで、今まで以上に注意して作業しようと思った。
- ・災害事例について詳しく聞けて有益でした。
- ・見える化について当工場も取り入れようと思った。他

平成 26 年度 川崎地区セミナー・労働安全衛生ミニセミナー 報告

日 時 平成 26 年 7 月 25 日(金)14:00～17:00 場所 サンピアンかわさき 4F 第 3 会議室
出席者 会員 38 名 賛助会員 2 名 会員外 4 名 事務局 2 名 計 46 名出席

1 開会

2 あいさつ

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 課長 渋谷 行雄 様

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 川崎地区委員会委員長 大塩 正文

3 講演

演 題 ①「労働安全衛生ミニセミナー」

・産業廃棄物収集・運搬業の事故事例について

・産業廃棄物処理業の指導事例について

川崎南労働基準監督署 第一方面 稲葉 久通 様

内 容 神奈川労働局管内での事故の型では、墜落・転落、挟まれ巻き込まれが多いが、川崎南労基署管内では、挟まれ巻き込まれ、激突され、動作の反動・無理な動作となっており、過去 3 年間で 37 件の労働災害が起こっており、その災害事例と発生状況について、なぜ発生したのか？どのような対策があるのか？について詳細な説明が行われた。また、産業廃棄物処理業の指導事について労働安全衛生法に基づき分かりやすい説明があった。

演 題 ②「川崎市第 5 次産業廃棄物処理計画と排出事業者への立入検査について」

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 課長補佐 柳澤 高志 様

内 容 第 5 次川崎市産業廃棄物処理指導計画について、その目的と排出事業者と産業廃棄物処理業者、そして行政の役割についての説明、排出事業者への立入検査の実績、主な確認事項についての説明があった。

演 題 ③「立入検査項目と指導事例について（収集運搬業関係）」

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 職員 金井 将希 様

内 容 収集・運搬業者に対する立ち入り検査の結果及び検査項目や帳簿、契約書、マニフェスト、積み替え保管施設等のチェックポイントについて写真を交えて説明があった。

演 題 ④「立入検査項目と指導事例について（処分業関係）」

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 課長補佐 荻島 聡 様

内 容 処分業者関係の立入検査におけるチェック内容として、委託契約書などの書類関係と保管状況などの施設関係について、指導事例に合せて説明があった。

演 題 ⑤「アスベストに係る法改正について」

川崎市環境局環境対策部環境対策課 担当係長 山田 大介 様

内 容 かつては魔法の鉱物と言われた石綿の人体への影響の説明から、石綿含有建材の種類、大気汚染防止法で規制する石綿含有建材の使用箇所や建物解体時における石綿の飛散防止対策の強化を目的に大気汚染防止法の改正内容について説明があった。

4 閉 会

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 川崎地区委員会副委員長 渡辺 敏彦

5 閉会 修了証を交付

☆今回のセミナーのアンケート回収数は、27 件でした。

○良かった 16 名 (59.26%) ○まあまあ良かった 5 名 (18.52%)

○あまり良くなかった 1 名 (3.70%) ○良くなかった 0 名 ○無回答 5 名 (18.52%)

※セミナー資料は、8 月 25 日頃に会員専用ページに掲載いたします。

1.5 新潟協会

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会

次 第

日時：平成26年11月18日

会場：新潟県自治会館 201 会議室

主催：（一社）新潟県産業廃棄物協会

1 開会挨拶（13:00～13:05）

（一社）新潟県産業廃棄物協会 副会長 青木 幹夫

2 講義1（13:05～13:30）

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

講師：協会安全衛生促進委員 坂井 フミ 氏

3 講義2（13:30～14:30）

リスクアセスメントの基本と実施に向けて

講師：中央労働災害防止協会

関東安全衛生サービスセンター

安全管理士・衛生管理士 須田 核太郎 氏

《 質疑・休憩10分 》

4 演 習（14:40～15:55）

リスクアセスメントの体験

演習指導：中央労働災害防止協会

関東安全衛生サービスセンター

安全管理士・衛生管理士 須田 核太郎 氏

演習補助：協会安全衛生促進委員 坂井 フミ 氏

5 閉会挨拶（15:55～16:00）

（一社）新潟県産業廃棄物協会

専務理事 植村 達夫

1.6 富山協会

平成 26 年度第 5 回会員研修 リスクアセスメント研修会次第

開催日 平成 26 年 11 月 25 日（火）
場 所 富山商工会議所 9 階 99 号室

13：15～13：20 （5分）

開講挨拶 一般社団法人富山県産業廃棄物協会
労働安全衛生委員会 委員長 田中 幹洋

13：20～13：35 （15分）

講 義Ⅰ 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントについて
講 師：リスクアセスメント相談員 岩田 隆

13：35～14：25 （50分）

講 義Ⅱ リスクアセスメントの基本と実施に向けて
講 師：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター 北陸支所長 藤田 政次

《休憩10分》

14：35～15：55 （80分）

演 習 リスクアセスメントの体験
演習指導：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター 藤田 政次
演習補助：リスクアセスメント相談員 田中 幹洋
〃 岩田 隆

1	危険性又は有害性の特定	
	【説 明】	14：35～14：40 （5分）
	【個 人 作 業】	14：40～14：50 （10分）
2	リスクの見積り	
	【説 明】	14：50～14：55 （5分）
	【個 人 作 業】	14：55～15：05 （10分）
	【説 明】	15：05～15：10 （5分）
	【グループ作業】	15：10～15：20 （10分）
3	リスクの低減対策の検討	
	【説 明】	15：20～15：25 （5分）
	【個 人 作 業】	15：25～15：35 （10分）
	【説 明】	15：35～15：40 （5分）
	【グループ作業】	15：40～15：50 （10分）
4	コメント	15：50～15：55 （5分）

15：55～16：00 （5分）

閉会挨拶一般社団法人富山県産業廃棄物協会
労働安全衛生委員会 委員長 田中幹洋

1.7 石川協会

産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 講 演 (テーマ及び講師)

(1) 「労働安全衛生法の改正及び労働災害の実態と防止対策について」

金沢労働基準監督署

安全衛生課長 光 谷 正 樹 氏

(2) 「産業廃棄物処理業における労働災害防止への課題」
～マネジメントシステムへ移行～

小林労働安全コンサルタント事務所

所 長 小 林 隆 夫 氏

4 閉 会

1.8 岐阜協会

【労働安全衛生セミナー】

「5S(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)とKYT(危険予知訓練)入門」

1. 日時 平成26年11月18日(火)

2. 場所 ホテルグランヴェール岐山

3. カリキュラム

時間		内 容
13:30~13:40		開講挨拶、オリエンテーション
13:40~14:25	45	【講義1】 5Sの基礎
14:25~14:55	30	【演習1】 5Sのチェックポイントと情報交換
14:55~15:05	10	休 憩
15:05~15:45	40	【講義2】 KYT(危険予知訓練)の基礎
15:45~15:55	10	休 憩
15:55~16:50	55	【演習2】 KYT基礎4R法の体験
16:50~17:00	10	質疑応答／修了証授与

4. 講師

中央労働災害防止協会(中災防)中部安全衛生サービスセンター

専門役・安全管理士 野口 正明

〒456-0035 名古屋市熱田区白鳥1-4-19

Tel: 052-682-1731 Fax: 052-682-6209 E-mail: chubu@jisha.or.jp

中部安全衛生サービスセンター ホームページ: <http://www.jisha.or.jp/chubu/>

1.9 愛知協会

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント研修会 並びに第3回安全大会のスケジュール

- 開催日時 平成27年2月2日(月)

リスクアセスメント研修会 9:00~12:30

第3回安全大会 13:30~16:00

- 開催場所 名古屋国際会議場 141、142会議室(1号館の4階)

	リスクアセスメント研修会 (募集人員 80名)	第3回安全大会 (募集人員 150名) ※リスクアセスメント研修会80名含む。
8:00	事務局会場着	
8:30	事務局 会場設営	
9:00~ 9:30	受付(安全衛生委員)	
9:30~ 12:30	・開会挨拶(加山委員長) ・講師:中災防中部安全衛生 サービスセンター 専門役 戸田 準 様 (講義時間:3.0時間) ・閉会挨拶(安藤専務理事)	
13:00~ 13:30		受付(安全衛生委員)
13:30~ 14:00	30分	●開会のことば(長崎委員) ●永井会長挨拶 ●加山安全衛生委員長挨拶 ●来賓挨拶 愛知労働局労働基準部 安全課長 岡田 眞治 様 ●来賓紹介 ・中災防中部安全衛生サービスセンター 専門役 戸田 準 様 ・㈱辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫 様
14:00~ 15:00	60分	●安全講話 ・㈱辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫 様
15:00~ 15:10	10分	休憩
15:10~ 15:50	40分	●安全衛生の取組事例発表(20分*2) ※各発表15分質疑応答5分 ・加山興業㈱ 業務管理部 部長 白井 富彦 様 ・高和興業㈱ 安全衛生委員(副会長) 平石 雅人 様 安全衛生委員 三浦 仁 様
15:50~ 16:00	10分	●安全宣言(平沼副委員長) ●閉会のことば(石川委員)

職長・安全衛生責任者教育

職長等教育は一般的な資格取得講習と違い、少人数制のグループ討議が中心です。

講習時間は規則で規定されており、14時間（2日間）です。

規定の講習時間を終了すれば、「職長」の資格と「安全衛生責任者」の資格が同時に取得でき、資格である「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

（詳細は下記を参照下さい）



職 長 教 育

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生法施行令 第19条 （職長等の教育を行なうべき業種）

法第60条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業（化学調味料製造及び動植物油脂製造業を除く。）
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロハン製造業を除く。）
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

労働安全衛生規則 第40条 (職長等の教育)

- ① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
 - 2 異常時等における措置に関すること。
 - 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
- ② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上おこなわなければならないものとする。

事 項	職長等教育 (時間)	安全衛生責任者 教育 (時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2 時間	2 時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間	2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4 時間	4 時間
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5 時間	1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する こと 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意 工夫を引き出す方法	2 時間	2 時間
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項		1 時間
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方		1 時間

- ③ 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。

新入社員 安全衛生教育・研修次第

主 催 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
安 全 衛 生 委 員 会
日 時 平成27年9月11日（金）13:30～
場 所 （一社）愛知県産業廃棄物協会 3F 会議室

プログラム

時 間	項 目	講 師
13:30～ 13:35	開講挨拶	（一社）愛知県産業廃棄物協会 安全衛生委員会委員長 加山 昌弘
13:35～ 14:50	研修Ⅰ ① 安全衛生管理の必要性 ② 労働災害統計について ③ 労働安全衛生法の体系 ④ 安全のルール ⑤ ハインリッヒの法則 ⑥ ヒヤリ・ハットとその事例 ⑦ 危険予知（KYT）のすすめ ⑧ 職場で実践する危険予知活動（KY） 指差し呼称 ⑨ 作業（仕事）に関する心得	（一社）愛知県産業廃棄物協会 安全衛生委員会委員
14:50～ 15:00	— 休憩 —	
15:00～ 16:15	研修Ⅱ ⑩ 整理整頓 ⑪ 正しい作業服の基準と正しい保護具 ⑫ 事業場内の通行ルール ⑬ 5Sとは ⑭ 熱中症と対策 ⑮ メンタルヘルス ⑯ 危険物の取り扱いについて ⑰ 災害時の対応と救急措置について ⑱ 労働災害事例について	（一社）愛知県産業廃棄物協会 安全衛生委員会委員
16:15～ 16:20	閉講挨拶	（一社）愛知県産業廃棄物協会 安全衛生委員会副委員長 安藤 均
16:20～ 16:30	修了証授与	（一社）愛知県産業廃棄物協会 事務局

1.10 三重協会

平成 26 年度産業廃棄物処理業における安全衛生研修会 結果概要

- 1 日時、場所
平成 27 年 1 月 21 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分
四日市商工会議所 3 階 中会議室
- 2 参加者 別紙のとおり 27 名(事務局員含む)
- 3 司 会 一般社団法人三重県産業廃棄物協会 専務理事 筒井照雄
- 4 講 義 1 13 : 35～15 : 10
救急救命講習 AED の使用方法と実技
講 師：四日市市中消防署消防救助第 2 係救急係 田中 宏幸 氏
実技指導：四日市消防団 サルビア分団 3 名
 - 3 グループに分かれて、それぞれ消防士の指導の下、人形を使って、応急手当と救命措置の方法を一人ずつ実施した。
 - 【処置の流れ】
倒れている人(傷病者)を発見→呼びかけ→周囲の人に救急車と AED の手配及び人集めを呼びかける→傷病者の呼吸の確認→異常呼吸の場合は胸骨圧迫(30 回)及び人工呼吸(2 回)を繰り返す→AED の電源を入れる→電極パッドを傷病者に貼る→心電図の解析（必ず傷病者から離れる）→除細動実施(スイッチを入れる)
人工呼吸は感染症等の恐れもあるので必ずしもする必要はない(口腔周辺に傷がある場合は避ける)。

胸骨圧迫は 30 回を 1 セットとし、声を出して数を確認しながら施す。
胸骨圧迫は骨折の恐れもあるが気にせずに蘇生を第一に続けること(骨折しても搬送先の病院で適切に処置出来るため)。

AED の電極パッドは小児用と大人用がある場合があるが、小児用がない場合は大人用を使用してもよいが、逆は駄目（小児用が電圧が低いので大人には効かない）。

胸毛が濃い人の場合はパッドが張り付きにくいので、毛を剃るか（AED にカミソリがセットされている場合）、パッドは基本 2 セット入っているので、パッドの粘着力で毛を剥ぎ取り、新しいのを改めて貼り付ける。または両脇下側面（ウエスト上部あたり）に貼る。
 - 実技終了後、参加者に「救命入門コース参加証」が田中氏より配布された。
- 5 あいさつ 一般社団法人三重県産業廃棄物協会 福利厚生委員長 光友勝美

1.11 大阪協会

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会カリキュラム

平成27年1月22日

主催：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

13:30～13:35 (5分)

開講挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 理事
兼 危機管理委員会 副委員長 福部 忠

13:35～13:50 (15分)

講義1 “産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析”の活用について
講師： 危機管理委員会 委員 川瀬 幸久

13:50～14:05 (15分)

講義2 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
講師： 危機管理委員会 委員 神田 浩治

14:05～15:05 (60分)

講義3 リスクアセスメントの基本と実施に向けて
講師： 中央労働災害防止協会
近畿安全衛生サービスセンター 専門役 新谷 隆司

《 休憩 10分 》

15:15～16:40 (85分)

演習 リスクアセスメントの体験
演習指導： 新谷 隆司
演習補助： 危機管理委員会 副委員長 福部 忠
危機管理委員会 委員 伊藤 隆
危機管理委員会 委員 川瀬 幸久
危機管理委員会 委員 神田 浩治
危機管理委員会 委員 國中 賢一
危機管理委員会 委員 神藤 信六
危機管理委員会 オブザーバー 川島 明修

閉会 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 事務局 主任 田中 千議

リスクアセスメントに関するご相談は、次のところまでご連絡ください。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1-22 大江ビル3階 TEL 06-6943-4016	中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター 〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目3-8 TEL 06-6448-3450
--	--

産業廃棄物処理業における ヒヤリ・ハットの事例分析 (第2版)

危機管理委員会



はしがき

廃棄物処理業に起因する労働災害（健康障害を含む、以下同じ）が他業種にも増して多発している点は、もはや周知の事実となっている。とりわけ、産業廃棄物処理業においては、多種多様な廃棄物を取り扱うため、当該廃棄物の性状等に関する分析に加え、事業者による廃棄物情報の提供をも前提とした労働安全衛生管理体制の確立が自社存続の生命線になってくる。関係法令違反又はこれに準ずる行為が要因となって労働災害を誘発し、使用者が業務上過失致死傷罪等に問われた結果、例えば当該業に係る許可の取消処分を受ける可能性は否定され得ないからである。

平成 18 年 4 月 1 日における改正労働安全衛生法の施行により、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置の実施」（同法第 28 条の 2、以下「リスクアセスメント」という）が努力義務規定として創設され、先に言及した労働安全衛生管理体制の本質が労働災害に係る事後防止対策から事前防止対策へ変化してきている中、本委員会はそのことから更に踏み込み、「より科学的なリスクアセスメント・アプローチ」について実証研究を試行した。即ち、産業廃棄物処理業者である当協会員からヒヤリ・ハットを収集し、これを整理していくと共に、「どのような状況において、どのような事故が起こりそうになるのか」という相関について、その傾向を分析し、危険性又は有害性等といったリスクを効率的に調査するための手法（*Statistical Risk Analysis*、以下「SRA」という）を検討したものである。このようなアプローチで確認されることとなる「ヒヤリ・ハット傾向」は、同様の業態を有する産業廃棄物処理業者、更に言えば一の産業廃棄物処理業者に限って実施すると、より鮮明になって現れてくる。

以上の趣旨を踏まえ、第Ⅰ部ではSRAによるアプローチについて解説し、第Ⅱ部では実在する処理業者をモデルとして実際にSRAに従った「ヒヤリ・ハット傾向」を確認してみる。本冊子を積極的に活用することにより、自社において効果的なリスクアセスメントを実施していただきたい。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
危機管理委員長 三ツ川 卓 生

1.12 和歌山協会

平成26年度リスクアセスメント推進研修会

次 第

開催日時：平成26年10月20日（月）

午後1時30分から4時30分

場 所：プラザホープ 3階 会議室1・2・3

1 開会挨拶

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生推進委員会

委員長 武田 全弘

2 研修内容

① 講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

講 師：安全衛生促進委員 野長瀬 宏

② 講義2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて

講 師：安全衛生促進委員 峯尾 登
安全衛生促進委員 田村 友彦

③ 演 習 リスクアセスメントの体験

講 師：安全衛生促進委員 酒本 吉伸

3 修了証授与

委員長 武田 全弘

4 閉会

<配布資料>

資料1 研修会次第

資料2 労働災害発生状況（和歌山県、近畿2府4県別）

資料3 安全衛生関係ITツール

（リスクアセスメント実施支援システム、安全衛生規程作成ツール、ヒヤリハットデータベース）

資料4 講義1～3（パワーポイント資料）

資料5 体験1，2（記入用紙）

資料6 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント

資料7 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント（資料集）

資料8 安全衛生チェックリスト

資料9 産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説

安全衛生研修会
(災害事例研修会)

次 第

日 時：平成27年3月6日（金）

午後1時から

場 所：紀南文化会館 研修室2・3

（午後1時～午後2時15分）

田辺消防署

（午後2時30分～午後4時30分）

1 あいさつ

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生推進委員会
委員長 武田 全弘

2 研修内容

① 労働災害の発生状況及び防止対策について

講師 田辺労働基準監督署
安全衛生課 課長 岩手 忠彦

② 救急救命（AED）及び危険物等の取扱いについて

講師 田辺消防署 浦野 宗博
消防本部予防課 早稲田 浩司

3 修了証授与

委員長 武田 全弘

安全衛生研修会
(災害事例研修会)

次 第

日 時：平成27年3月17日（火）

午後1時から

場 所：和歌山商工会議所 4階 第一会議室

1 あいさつ

(一社) 和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生推進委員会
委員長 武田 全弘

2 研修内容

① 労働災害の発生状況及び防止対策について

講師 和歌山労働基準監督署
安全衛生課 課長 三木 邦明

② 救急救命（AED）及び危険物等の取扱いについて

講師 和歌山市消防局予防課 班長 乾 嘉晃
主任 森田 健司
(一社) 和歌山市消防協会 小池 道義

3 修了証授与

委員長 武田 全弘

1.14 香川協会

平成26年度 安全衛生管理研修会 次第

日 時：平成27年2月17日（火）13時～16時
場 所：香川県立文書館・図書館2階「視聴覚ホール」
主 催：一般社団法人香川県産業廃棄物協会

1. テーマ

労働安全衛生のリスクアセスメントの実施と労働災害事故防止対策

2. 講 師

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会委員
（バンドウリメイク株式会社 代表取締役社長）
森 政 雄 先生

3. 日 程

（1）開会

（2）主催者あいさつ

（3）講義

- ①労働安全衛生のリスクアセスメントの実施について
- ②労働災害事故防止対策について

（4）質疑応答

（5）閉会

【資料】

- ・『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント～災害ゼロを目指して～』
- ・『 同上 （資料集） 』
- ・『環境・労働安全衛生統合マネジメントシステム解説事例集』
- ・『産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説』
- ・「産業廃棄物処理業 安全衛生チェックリスト」
- ・「リスクアセスメント体験記入用紙、記入例」
- ・「第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進について」
（香川労働局長名の協力要請文）

1.15 愛媛協会

平成26年度愛媛県委託事業、優良産業廃棄物処理業者育成研修会
(安全衛生管理) 次第

日時 平成26年11月7日(金)
場所 東京第一ホテル松山 2F (コスモホール)

- 9:30 受付
10:00 開講ガイダンス他
- 10:05 講義 事業場における安全衛生体制の構築(講師、中央労働災害防止協会)
①安全衛生規程の目的
②安全衛生規程の作成基準
モデル安全衛生規程の活用 (途中10分程度休憩)
安全衛生チェックリストの活用
③リスクアセスメントの必要性
- 12:00 昼食、休憩
13:00 講義 ④リスクアセスメントの手順と方法
⑤リスクアセスメントの体験 (途中10分程度休憩)
- 15:30 閉講 修了証書手交

※講師 中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター
岡崎 隆夫 氏

1.16 佐賀協会

労 働 安 全 研 修 会

次 第

1. 開催日時 平成27年2月5日(木) 13:30～16:00

2. 開催場所 グランドはがくれ

3. 開催内容

○開会あいさつ

(一社)佐賀県産業廃棄物協会

会 長 (安全衛生委員会代表委員)

篠原隆博

○講 演

1. 「県内の労働災害の事例について」 13:00～13:30

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課 課長 江島秀臣

2. 「ストップ！労災！！SAGA」 14:00～16:00

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課

地方産業安全専門官 西村富夫

○閉 会

1.17 長崎協会

一般社団法人長崎県産業廃棄物協会
平成26年度リサイクル部会・中間処理部会第2回合同例会

日時 平成27年3月17日18:30～

場所 長崎ワシントンホテル

開 会

挨拶 (一社)長崎県産業廃棄物協会 リサイクル部会長 池田正喜

議 題

1. 九州地域協議会部会報告

2. 意見交換

3. 労働安全衛生について

4. その他

閉 会

1.18 鹿児島協会

産業廃棄物処理業に係る実務研修会

と き 平成26年9月26日(金)

ところ 城山観光ホテル/飛天

『 会 順 』

1. 開会 13:30
2. 挨拶(副支部長)
3. 講習 13:40
自己責任について
(公財)鹿児島県交通安全協会 交通安全活動推進センター
安全活動課 課長
榎 田 幸 夫 様
4. 質疑応答
5. 講習 14:30
産業廃棄物処理業の労働災害の事例紹介と対策について
鹿児島労働基準監督署 労働衛生専門官
小 松 慎 太 郎 様
6. 質疑応答
7. 講習 15:20
実務上の留意点及び周知徹底について
(廃棄物処理法の改正・行政に対する報告書等)
鹿児島市 環境局 清掃部 廃棄物指導課 主任
山 下 洋 一 様
8. 質疑応答
9. 閉会 16:00

産業廃棄物処理業における労働安全衛生研修会

－ 会 順 －

日 時：平成26年10月15日（水） 10：30～11：30

場 所：曾於建設会館

主 催：(一社)鹿児島県産業廃棄物協会

1. 開 会

2. 産業廃棄物処理業における労働安全衛生研修会

講 師 鹿屋労働基準監督署 安全衛生課長 前野 吉春 氏

内 容

- ① 産業廃棄物処理業における労働災害発生状況
- ② 産業廃棄物処理業における災害事例
- ③ 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント
 - ・安全衛生管理（労働災害防止対策）の考え方
 - ・リスクアセスメントの導入、実施手順について
 - ・リスクアセスメントの効果
- ④ 解体用車両建設機械に係る改正労働安全衛生規則等について

3. 質疑応答

4. 閉 会

産業廃棄物処理業における労働安全衛生研修会

－ 会 順 －

日 時：平成26年11月13日（木） 10：30～11：30

場 所：鹿屋市中央公民館 第2講座室

主 催：(一社)鹿児島県産業廃棄物協会

1. 開 会

2. 産業廃棄物処理業における労働安全衛生研修会

講 師 鹿屋労働基準監督署 安全衛生課長 前野 吉春 氏

内 容

- ① 産業廃棄物処理業における労働災害発生状況
- ② 産業廃棄物処理業における災害事例
- ③ 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント
 - ・安全衛生管理（労働災害防止対策）の考え方
 - ・リスクアセスメントの導入、実施手順について
 - ・リスクアセスメントの効果
- ④ 解体用車両建設機械に係る改正労働安全衛生規則等について

3. 質疑応答

4. 閉 会

2.ヒヤリハット事例の収集・取りまとめ

2.1 神奈川協会

3 災害事例及びヒヤリ・ハット事例の報告(18件)

(1) 災害事例(作業中7件)

①積込作業中のアオリと中柱へ指の挟まれ		業種区分	中間	発生日	平成26年9月、午前
作業名	積込作業中	発生場所	客先構内	被災者	男42才・勤続8年・経験8年
損傷内容	右手薬指、小指・骨折・休業11日・完治見込み60日			型別	はさまれ・巻き込まれ
災害発生状況	前方、後方に分かれているアオリの車両で積込作業中、前方のアオリのみ下して作業をしていたが、途中、後方のアオリも下し作業を進めていた際、中柱が邪魔になったため荷台の上から中柱を下したところ、前方のアオリと中柱の間に右手薬指、小指を挟んでしまい、両指を骨折。				
原因	アオリを前方、中柱、後方と連結した状態で下ろさなかったため。				
再発防止策	今後は前方、中柱、後方と連結した状態で下ろすようにする。			対策効果*	◎

(*：対策効果は、◎効果があつた、○多少あつた、△別の対策を検討中、－未記入。以下同様です。)

②高所からの転落事故		業種区分	中間	発生日時	平成26年10月、午前
作業名	廃棄物選別作業	発生場所	自社内	被災者	男67才・勤続12年・経験12年
損傷内容	右足大腿骨・骨折・休業47日・完治見込み90日			型別	墜落・転落
災害発生状況	破砕機選別ラインで作業中、破砕機辺りで何か物が挟まり大きな異音がしたのでラインの稼働を停止させ他の社員とともに破砕機コンベアの付着物を除去し、元の選別ラインの作業位置に戻ろうとした際、破砕機周囲のステージから足を踏み外し約3m下のコンクリート面に転落。				
原因	立入必要のない場所での作業 転落防止措置がなかったこと				
再発防止策	異物除去作業やメンテナンス作業においては報告を受けた工場長や上司の立ち合いと作業指示のもとに行う事を徹底した。			対策効果	◎

③ダンボール圧縮機の蓋が直撃		業種区分	中間	発生日	平成26年11月、午前
作業名	ダンボール圧縮作業	発生場所	自社内	被災者	男23才・勤続一年・経験0.3年
損傷内容	前額部右・挫傷			型別	飛来・落下
災害発生状況	ダンボール圧縮機にダンボールの投入作業中、投入した際に位置ずれを感じたため、ダンボールがしっかりと入っているかしゃがんで確認、まんばいになったのでその後しゃがんだままふたを閉じ稼働スイッチを押した。スイッチを押したとほぼ同時に蓋が壊れ、前額部右に蓋が直撃し、出血した。				
原因	①蓋が確実に閉まっているか確認しなかった。しゃがんで設備を稼働させた。 ②ダンパーの動作不良、周辺個所の環境整備不良。 ③設備点検表が無かった。				
再発防止策	①標準書の見直し及び再教育 ②ダンパー交換、予備品確保、不要物の撤去 ③日常点検表の作成と教育、定期点検の実施、非定常時のリスク洗い出し教育。圧縮機のリスクアセスメントの再評価。全社への水平展開			対策効果	◎

④構内を自転車走行時の転倒		業種区分	中間	発生日	平成26年11月、午後
作業名	自転車で移動中	発生場所	自社内	被災者	男63才・勤続10年・経験10年
損傷内容	左大腿骨・左大腿骨転子部骨折・休業62日・完治見込み62日			型別	転倒

災害発生状況	残業途中に夕食をとるため、自転車で構内食堂に向かう途中、構内道路にある軌道レールに前輪がはまり、進行方向左側に転倒した際、身体の左側臀部から腰を地面に強打。			
原因	・構内道路自転車走行時の注意不足 ・構内道路自転車走行時の指示徹底不足			
再発防止策	・構内自転車走行の全面禁止 ・構内危険個所マップ作成と周知 ・再発防止教育を実施し構内ルール再徹底			対策効果 ◎

⑤積み込み時の危険物によるけが		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 11 月、午後
作業名	収集運搬	発生場所	客先	被災者	男 32 才・勤続 10 年・経験 10 年
損傷内容	左手			型別	切れ・こすれ
災害発生状況	一般廃棄物を収集する際、作業員が回収拠点で収集運搬車へ可燃物を積み込む際、袋が破れ、ガラスが飛び出てきて手をケガした。				
原因	・排出者が分別を怠った ・回収する側も常に意識を持ちながら作業を行っていなかった				
再発防止策	・排出者に分別の徹底をお願いする(その場でアナウンスをしたり写真に残すなど) ・作業者は常に意識を持ちながら作業を行う、また、手袋を厚手のものに変更した			対策効果	○

⑥コンテナ上からの転落事故		業種区分	収運・中間	発生日	平成 26 年 12 月、午前
作業名	積み込み時	発生場所	自社内	被災者	女 50 才・勤続 0.1 年・経験 0.1 年
損傷内容	左足首・左頸骨腓骨骨折・休業 49 日			型別	墜落・転落
災害発生状況	4t ダンプ 8 m ³ コンテナを降ろし、アルミ缶プレスの積み込みが終わりシート掛けをするため高さ 1.5m のコンテナに上がった際、コンテナの溝のプレス缶の間に足が挟まれた状態で転落。				
原因	安定している積荷(廃棄物)に足を載せなかったため。				
再発防止策	コンテナの溝に足を載せずに安定して積んである廃棄物に足を載せる様に指導。全社員に一斉無線で事案を報告し、注意を促した後に再発防止策の教育を行った。			対策効果	-

⑦重量物移動時のけが		業種区分	中間	発生日	平成 27 年 2 月、午後
作業名	切断作業後の切断品の除去作業	発生場所	自社内	被災者	男 60 才・勤続 15 年・経験 15 年
損傷内容	上腕二頭筋・上腕二頭筋頭頂部断裂・休業 30 日・完治見込み 50 日			型別	動作の反動・無理な動作
災害発生状況	作業員 3 名で重機用大型タイヤの切断作業を実施して作業員 2 名で切断をしたタイヤ片を 2 人がかりで移動させる作業をしようとしたところ、当事者の腕に激痛が起き、その後力が入らなくなった。				
原因	・狭いスペースでの作業のため、時間効率が悪く想定する処理がままならない状況である。 ・年齢的なものか。				
再発防止策	現段階での対処は見送る。(別の対策を検討中)			対策効果	△

(2) 災害事例（交通事故 9 件）

①交差点での接触事故		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 1 月、午後
作業名	収集運搬	発生場所	路上	被災者	男 62 才・勤続 25 年・ 経験 25 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	変則の十字路に左折で進入しようとしたところ、対向から右折してきた車両と接触。				
原因	左折で出たときに対向から出てきているのが見えたが、そのまま通過しようとしたため。				
再発防止策	車両が出てきているのがわかったら道をゆずる。				対策効果 -

②急ブレーキ時の追突		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 3 月、午後
作業名	廃棄物運搬業務	発生場所	路上	被災者	男 42 才・勤続 7 年・ 経験 7 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	首都高速を走行中、前方に右側からの合流がある地点で、2 台前の車が右側から割り込んできた車があったため、急ブレーキをかけ、当該車両もブレーキをかけたが間に合わず、前の車に追突した。				
原因	右側から無理に割り込んできた車に根本的な原因はあるが、当該車両のドライバーも前車との車間距離をもっと取っておくべきであった。				
再発防止策	前方車両がブレーキをかけても、追突しない程度の車間距離を常に保つ。				対策効果 ◎

③フォークリフトのバック時に他車との接触		業種区分	中間	発生日	平成 26 年 5 月、午後
作業名	フォークリフトによる運搬作業	発生場所	自社内	被災者	男 58 才・勤続 19 年・ 経験 19 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	フォークリフトで荷卸しし、作業中にバックしたところ、廃棄物の搬入の為に入ってきたお客様のトラックに気付かず、接触してしまった。				
原因	フォークリフトでトラックの荷台から荷物を積んでバックする際に後方確認を行わなかった。				
再発防止策	車両でも重機でもフォークリフトでも、バックする際は必ず後方確認をすることを習慣にする。				対策効果 ◎

④子供の飛び出し接触事故		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 5 月、午前
作業名	収集運搬	発生場所	路上	被災者	男 63 才・勤続 10 年・ 経験 35 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	片側車線の道路を走行中、渋滞していた反対車線のトラックの後ろから子供が飛び出し、弊社トラックの右のフロントタイヤ付近に接触し転倒した。				
原因	歩行者の確認不足の飛び出し				
再発防止策	渋滞の車両の間からの飛び出しに十分注意する。				対策効果 -

⑤狭い通路を走行時に開いていたドアへ接触		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 7 月、午後
作業名	車両の移動作業	発生場所	客先構内	被災者	男 38 才・勤続 13 年・ 経験 13 年
損傷内容	なし			型別	交通事故

災害発生状況	回収する廃棄物置き場にトラックを近づけようと建物と緑地の間の通路に入ろうとしたところ、建物の開いていたドアに接触し、ドアの一部が損傷した。			
原因	通れるだろうと思い込み、十分な確認を怠ったため			
再発防止策	「大丈夫だろう」との思い込みで運転せず、常に周辺状況に細心の注意を払って運転する。			対策効果 ◎

⑥車線変更時の接触事故		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 7 月、午後
作業名	収集運搬	発生場所	路上	被災者	男 64 才・勤続 7 年・経験 40 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	第二通行帯を走行中、右折レーンの車両が繋がっていたので第一通行帯に車線変更した際に真横を走行していた乗用車の右側に当方大型ダンプの左フロントタイヤが接触した。				
原因	左後方の大型車両に気を取られ車線変更してしまった。				
再発防止策	しっかり横も確認してから車線変更する。				対策効果 -

⑦停車中のわき見による追突事故		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 10 月、午前
作業名	廃棄物の収集	発生場所	路上	被災者	男 44 才・勤続 4 年・経験 4 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	赤信号停車中、ニュートラルにしていなかった状態で助手席に置いてある作業日報を取る時にブレーキから足が離れ、前車に当ててしまい、乗車 3 名にムチ打ち等の怪我をさせてしまった。				
原因	停車中はニュートラルにするようにする。				
再発防止策	停車中とはいえ、他の動作をしない。				対策効果 ○

⑧バック時の追突事故		業種区分	収運	発生日	平成 26 年 12 月、午前
作業名	廃棄物の収集	発生場所	客先構内	被災者	男 63 才・勤続 40 年・経験 40 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	車両を廃棄物収集のためにバックにて建屋内に入ろうとしたところ、建屋入口にある下がっていたシャッターに接触してしまい、シャッターの一部を破損してしまった。				
原因	車両進入後部の確認不足				
再発防止策	車両から降り、車両進入所の確認をするとともに、最善の注意を図る。補助作業者がいる場合は後方確認をしてもらい、先に誘導をさせる。				対策効果 ◎

⑨車両移動時の接触		業種区分	中間	発生日	平成 27 年 3 月、午後
作業名	車両移動、駐車場内整理	発生場所	自社内	被災者	男 48 才・勤続 29 年・経験 29 年
損傷内容	なし			型別	交通事故
災害発生状況	車両移動の際、後方に車両があることを忘れたため接触をした。一人で移動を行い、誘導員もつけなかったことにより発生。駐車場で車両の整理を行い、美化活動を実施したが、美化活動に夢中になり安全確認を忘れたため接触した。				
原因	車両移動の際誘導員を配置していなかった。車両の前後、自分の足で歩いて確認しなかった。				
再発防止策	必ず誘導員を配置し、安全を確認してもらう。車両移動の際、動かす車両の周りを自分の足で一周し安全を確認する。				対策効果 ◎

(3) ヒヤリ・ハット事例

①重機の接近による事例		業種区分	収運・中間	発生日	平成 26 年 6 月
作業名	入荷物仕分け作業	発生場所	自社内	被災者	男 37 才・勤続 4 年・経験 3 年
災害発生状況	重機作業中、入荷物の仕分けにより、重機に人が接近してもオペレーターが気づかないことがあり、ヒヤットすることがあった				
原因	・重機作業範囲に近づいてしまった。(作動範囲が不明確) ・重機作業中は声が聞こえにくい。(エンジン音) ・重機との接触が重大災害になる認識が低い。				
再発防止策	・重機作動範囲を明確にした。 ・重機オペレーターに知らせるワイヤレス呼び出しボタンと受信チャイム設置。 ・重機作動範囲内への立入前、呼び出しボタンを押すことを標準化。 ・作業前 KY にて危険内容の共有、作業動作の指示を行った。				対策効果 ◎

②浮いていたマンホールの蓋による事例		業種区分	中間	発生日	平成 26 年 7 月、午後
作業名	クーリングタワーと油圧配管の点検作業	発生場所	自社内	被災者	男 28 才・勤続 7 年・経験 4 年
災害発生状況	・梱包機の油圧温度に異常が認められたため、クーリングタワーが正常に作動しているか確認するために通路を歩行していた。 ・その際、路面上のマンホールがしっかりと閉っていないことに気づかず、マンホールの蓋を蹴飛ばしてマンホール内に足首が入りそうになった。				
原因	・マンホールの蓋が固定されずに浮いていた。 ・不具合状況が従来から分かっていたが、放置していた。 ・急いでいたため、足元確認を怠った。				
再発防止策	・マンホールの蓋が横方向にずれないようにマンホールの溝を清掃し、固定した。 ・不具合箇所を発見したら放置せずに上司に報告し、迅速に対応する。 ・危険予知訓練を朝礼時に実施する。				対策効果 ◎

備考

- (1) この記事は、災害発生の責任などを問うものではなく、会員企業における災害防止のために参考にさせていただいたためのものです。なお、報告会員が特定されないように、また不足部分や誤記などについても、一部事務局で書き換え等を行っています。今回の報告対象は平成 26 年分ですが、報告があった平成 27 年 1 月から 3 月の事例も参考のために掲載しています。
- (2) 労働安全コンサルタントによる無料点検の希望があった会員に対しては、準備が整い次第、順次実施していく予定です。また、点検を検討中の場合は、事務局あてにご相談ください。

安全＋第一

初歩の 労災防止マニュアル

好事例から学ぼう！
『見ればわかる職場の安全衛生対策』



平成27年3月

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 安全衛生協議会

はじめに

産業廃棄物処理業では労働災害が多発しており、特に神奈川県が発生件数は全国のワーストワンとなっています。そこで当協会では労働災害を防止するため、平成26年度から「安全衛生大会」や各地区で労災防止のセミナーを開催していますが、その時の参加者から「分かりやすかった」「すぐに実践できる」と好評だった「好事例」などを多くの会員にご紹介するため、このマニュアルを作りました。

各事例は会員企業のご協力によるもので、神奈川労働局様はじめ公益社団法人日本保安用品協会様からは貴重な資料をご提供していただき、当協会の長谷川相談役からもご助言をいただきましたので、深く感謝するとともに、各社でこのマニュアルを労働災害防止のために役立てていただければ幸いです。

安全衛生協議会 議長 古敷谷裕二



目次

1 産廃処理業ではどのような労災が多いのか	1
(1)発生件数が毎年増加している！…1	(2)こんな労災が多い！…2
(3)経験年数が少ない労働者の災害が多い！…3	(4)重症化しやすい…3
(5)災害の3/4が従業員規模50人未満の事業場で発生…3	
2 好事例から学ぼう:これは危ない!こうすれば改善できる!	4
収集・運搬業務(積み込み時の墜落・転落)…4	積み込み時の激突…8
第三者への車両交通事故…10	車両の逸走事故…12
中間処理業務(はさまれ・巻き込まれ)…14	墜落・転落…20
動作の反動・無理な動作…22	
3 監督署の立入検査における改善指導の事例	24
定期点検を忘れていた！…24	フォークの吊り下げは禁止！…24
高所には手すりを！…25	労働者の数え方を間違えていた！…25
傾斜地の駐車では車止めの使用を！…26	駆動部などのカバー、非常停止スイッチの確認を！…26
4 まず、会社の体制や役割分担は	28
安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者…28	(安全)衛生推進者を選任していますか…29
安全衛生推進者の職務…30	安全衛生委員会の進め方…31
5 日常業務は、何をどうやるのか	32
5S…32	危険予知(KY)活動…33
見える化…35	朝礼・体操…36
作業手順書を作る時のポイント…37	ヒヤリ・ハットに取り組もう…38
熱中症防止のポイント…39	
6 参考となる情報	40
(1)災害事例の収集や安全衛生のキーワードを調べよう！…40	
(2)安全衛生の様式・帳票を手に入れよう！…41	(3)職場の『安全衛生』を再確認しよう！…42
(4)保護具の選定・使用方法の注意点…44	

◆ ご注意 ◆

このマニュアルは、広範な労働安全衛生対策のうち、安全衛生大会やセミナーで用いた資料等をまとめたものであるため、全ての対策や法令を示しているわけではありません。そのため、各社で取り入れようとお考えの事項については、改めて法令等を調べたり、労働基準監督署等にお問い合わせやご相談をするなど、確認を行うようにしてください。

会員の皆さんからの「ヒヤリ・ハット」事例 (10)

(一社) 兵庫県産業廃棄物協会

当協会においては、労働安全衛生推進のための活動として、平成26年3月から兵庫労働局・県下各労働基準監督署が主唱する「兵庫リスク低減運動」に取り組んでおり、また平成21年12月からヒヤリ・ハット運動を推進しています。

ヒヤリ・ハットとは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見をいいます。ヒヤリ・ハットの事例を集めることで重大な災害や事故を予防することができます。

会員各位における職場での安全を更に一層推進するために、参考にしていただきますようお願いいたします。

ヒヤリ・ハット事例 (10)

(平成26年7月提供事例から抜粋)

	どこで	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
26-1	自社構内	トラックのシート掛け	トラックのシートを掛けるために荷台に上がる時、梯子で滑りそうになった。	梯子、ステップ、足を掛けるところは、滑り止めを付け、靴の裏の泥、水分を取る。
26-2	自社構内	ゴミコンテナのシートを外す時	タラップを上る時に、足を踏み外しそうになった。	三点支持で、慌てないで上る。
26-3	処分場	車両降車中	雨降りで、足を滑らせ転倒しそうになった。	運転席が高い車から降りる時は、手すりを使い、後ろ向きに降りる。
26-4	自社構内	設備整備中	足が滑り、落下しそうになった。	足元の清掃、安全帯の使用の徹底
26-5	自社構内	廃棄物を荷下ろし中	車両を誘導して停止した時、急にダンプアップして足元に積み荷が落ちてきた。	トラック等の後ろには絶対に回り込まない。
26-6	自社構内	荷下ろし中	コンテナの後扉を開けた時、コンクリートガラが落ちてきて足に当たりそうになった。	安全靴を使用し、また扉が開いて中身が落ちてきても当たらない位置で作業する。
26-7	自社構内スロープ	リフトで製品を運搬中	雨の日で、ブレーキをかけても止まらなかった。	あらかじめスピードを落とし、ゆっくり後退する。日常からタイヤをチェックして早めに交換する。
26-8	作業現場	リフトで走行中	地面の溝の蓋が外れて、はまりそうになった。	溝の蓋を連結金具や鎖で固定する。鎖やアンカーをコンクリートに埋め込む。盗難防止にもなる。
26-9	自社施設内	タイヤショベルでコンクリートガラを運搬、後進時	左後方しか見ていなかったため、右後方から進入して来たダンプと接触しそうになった。	後進時は左右後方を確認して運転する。
26-10	現場	現場進入時	ぬかるみに、はまりそうになった。	進入前に地面の確認を怠らない。

	どこで	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
26-11	自社構内	バックンをリフトで運んでいる時	段差で、リフトからバックンが落下した。	路面に段差があるため、段差をなくす。
26-12	自社構内	トラックで移動中	積込作業中の車両の横を通過する時、ゴミが落下して当たりそうになった。	作業の合間を見て通過する。オペレータは通過車両に気づいた時は作業を止める。
26-13	作業場	型枠組立中	フォームタイを打ち込み中、手を叩きそうになった。	最初は軽く叩き、手を離したあと、強打する。
26-14	トラック荷台出入口	容器を下ろしている時	容器を持って後ろ向きで降りた時、足元が不安定で背中から落ちそうになった。	容器を持ったまま降りないで、降りてから容器を持ち出す。
26-15	作業現場	2階重油タンクの油抜き取り清掃中	2階屋上部からホースが滑って、下に落下した。	ホースをロープで確実に固定する。できれば2か所固定。
26-16	自社工場内	アルミの選別作業中	重い物を持ち、手がすべりそうになった。	重い物を持つ時は無理をしないで、二人作業にするか、リフトを使用する。
26-17	自社工場内	清掃作業中	配管に足をとられ、転びそうになった。	スポットライトを取り付け、明るくすることにより、配管等の位置を明確にする。
26-18	現場	ダンパーにて汚泥の引き取り時	山の中の奥地のため、水分補給ができず、熱中症になりそうになった。	長時間作業の時は、事前に飲み物を準備してから現場に行く。
26-19	場内	残土積込中	他の作業員が重機（バックホー）の作業半径内に入って来た。	周囲の確認、作業エリアの区画明示、必要なら作業監視員を置く。
26-20	工場出入口付近	フォークリフトで荷物を運搬中	出入口から歩行者が飛び出してきたため、急ブレーキを踏んだ。	出入口付近に、立て看板を立て、歩行者に注意を促す。リフト作業者は最徐行する。
26-21	初めて通る狭い道路	現場に近づいたので、地図を見ながら走行中	信号のない見通しの悪い交差点で、出会い頭に事故を起こしそうになった。	停車してから地図を確認する。見通しが悪いので、徐行していたが、一時停止をする。
26-22	高速道路	走行中	ネットをしていたが、風を含んでバックンのゴミが落ちそうになった。	風を含みそうな荷物がある場合、ロープを掛けるなどの処置をしてから走行する。
26-23	高速道路	走行中	大型トラックの後輪がバーストした。	走行前のこまめなタイヤチェックを行う。

「ヒヤリ・ハット」事例を、事務局までお寄せください

2.3 和歌山協会

ー「ヒヤリ・ハット」体験事例についてー

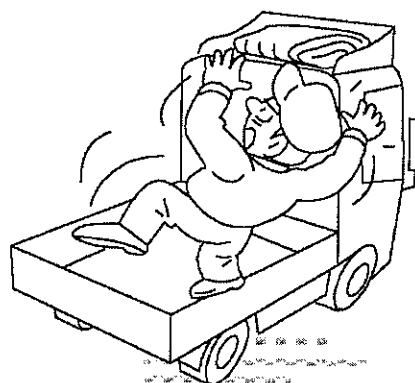
「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成25年11月と平成26年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事故から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分 類：収集運搬
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策効果
1	現場	荷物を積込むとき	足元を見ていなかったため、道具につまずき転倒しそうになった	道具の整理及び足元に注意するよう心掛ける	安全に作業が出来ている
2	施設内	コンテナにシートを掛けているとき	シートを掛け終えて、コンテナから飛び降りたときに、足がゴムに引っ掛かり転倒した	コンテナから降りるときは、ステップを利用して、ゆっくりと安全を確認して降りる	安全に作業が出来ている
3	施設内	トラックの荷台上でネット掛けをしているとき	夕方暗くなったので、荷物に足を取られ転落しそうになった	照明のある足元の明るいところで、ネット掛けをする	安全に作業が出来ている
4	工場内	生木チップをダンプしているとき	斜面に停めたトラックの荷台をダンプしているとき、トラックが倒れそうになった	水平の場所でダンプするようにする	安全に作業が出来ている
5	会社駐車場	仕事を終え、下車するとき	運転席から降りるときにステップを踏み外した	仕事を終え、気の緩みと思うので、最後まで気を引き締めていく	安全に作業が出来ている
6	施設内	ユンボから降りるとき	足を滑らせて転倒しそうになった	足元には十分注意し、安全確認する	安全に作業が出来ている
7	工場内	コンテナ運搬車両に新しいコンテナを入れ替えているとき	コンテナ確認のため、降りた時、下の鉄板が濡れていたため、滑って転倒しそうになった	運転席から降りる時は、足元の状況を十分確認する	安全に作業が出来ている



6-⑧ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことでありますが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

[労働災害防止対策]

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業(一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業)

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃PCBの無害化処理作業におけるPCBばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 分類 (1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2)中間処理 (3)最終処分
2 事故の型 (1)はさまれ (2)巻き込まれ (3)墜落 (4)転落 (5)転倒 (6)爆発 (7)火災 (8)衝突
(9)その他()

会 社 名			
担 当 者 名			
住 所	〒		
連 絡 先	TEL	—	—
	FAX	—	—
い つ	平成	年	月 日 (時 分頃)
ど こ で (発生場所)			
何をしているとき(発生時作業内容)			
何がどうした・どうなった (要因と結果)			
改善すべき事項(個人的・社内的)			
改善した結果(効果)			

【ヒヤリ・ハット事例集】

平成27年3月に実施しました「産業廃棄物処理におけるヒヤリ・ハット事例」の調査結果をとりまとめたものです。

ご協力に感謝申し上げます。今後の業務の参考にしていただきますようお願い致します。

【収集運搬】	運転	ヒヤリ・ハット No.1
発生状況(何がどうした)		
駐車場を出ようと左折する直前、左側からトラックと乗用車が走っていたが、突然後ろを走る乗用車が追い越しをかけヒヤッとした。		
発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)	
後ろの乗用車が追い越しをかけるとは思わなかった。	左右確認を十分に行い、常に「ゆとり」運転を心掛ける。	
【収集運搬】	運転	ヒヤリ・ハット No.2
発生状況(何がどうした)		
市電と並走しながら運転中に、対向車(市電にかくれて見えない)が、直前右折し市電と自車の前を横断しヒヤッとした。		
発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)	
死角(市電にかくれ見えな)いから車がくるとは思わなかった。	何がおきるか判らない状況のため、防衛運転を心掛ける。	

【収集運搬】	運転	ヒヤリ・ハット No.3
発生状況(何がどうした)		
前を走行していた車が、方向指示器を出さないうまま突然左折した為、追突しそうになり急ハンドルを切った。		
発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)	
車両は方向指示器を必ず出してから曲がると思いこんでいた。	前方を絶えず確認し、適正に車間距離を取り、だろ(う)運転をしない。時間に余裕を持って移動する。	
【収集運搬】	運転	ヒヤリ・ハット No.4
発生状況(何がどうした)		
狭い路地を走行中、前方の左筋から一時停止を無視した車が飛び出し、衝突しそうになった。		
発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)	
優先道路へ進入する車両は、一時停止をするだろうと思ひこみ。	予測運転を実施するとともに、狭い路地や見通しの悪い場所はすぐに止まれるスピードで運転する。	

【収集運搬】 運転 ヒヤリ・ハット No.5

発生状況(何がどうした)

右折車線で待機中、対向車線の大型トラックが行き過ぎたので発進したら、後続の単車と衝突しそうになった。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
大型トラックの死角で、まさか単車が走っているとは思わず状況の判断が甘かった。	右折車線では対向車線の死角や右からの横断者を見落としがちなため、充分な左右確認とゆとりを持った運転を心掛ける。

【収集運搬】 運転 ヒヤリ・ハット No.6

発生状況(何がどうした)

片側一車線の道路を走行中

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
道路右側を歩いていた年配の女性が、こちらを見ずに車の前を横切りヒヤリとした。	来るかもしれないと思い、徐行して走行したので良かった。歩行者優先を心掛け、余裕を持って運転する。

【収集運搬】 運転 ヒヤリ・ハット No.7

発生状況(何がどうした)

交差点で赤信号になった為、停車しようとしたら、前の車両が赤信号にもかかわらず、そのまま直進した。その後、進行してきた対向車に衝突した。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
目の前で起こった事故に対し、自分が当事者だったらと思うとヒヤリとした。	青信号で進行する際も決して油断せず、「かもしれない」運転をこころがける。自分では防げない事故もあるが、普段から注意を払って運転する。

【収集運搬】 運転 ヒヤリ・ハット No.8

発生状況(何がどうした)

積み込み作業が終わり、車に乗って移動しようとしたとき

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
ゴミ袋が破けていて、中からサラダ油がこぼれているのに気づかず踏んでしまい、車に乗った際ブレーキのペダルを踏んだら滑った。	ゴミの中には何が入っているかわからないので、注意して作業を行う。良く周りを見て行動する。ウエスなどで拭く。

【収集運搬】 積み込み ヒヤリ・ハット No.9

発生状況(何がどうした)

引き取り終了後、トラックにシートをかけようとゴムベルトを引いたら切れてヒヤリとした。周囲に人がいなくてよかった。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
・ゴムベルトが劣化していた ・必要以上に強く引いたかも	・点検をしてから作業する。 ・必要以上に強く引かない。

【収集運搬】 積み込み ヒヤリ・ハット No.10

発生状況(何がどうした)

荷を積み込む際にフォークリフトの爪かけを行っていた時、荷の向きを変える為フレコンの紐を引っ張った際、フレコンが破れて後方に転倒しそうになりヒヤリとした。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
・フレコンバックの劣化。 ・劣化したフレコンバックの1ヶ所に力が加わったから。 ・KY不足。	・作業前の危険予知の為、必ずフレコンバックの状態を確認する。 ・フォークリフトを使用する。

【収集運搬】 荷卸し ヒヤリ・ハット No.11

発生状況(何がどうした)

産廃箱の荷下ろしをする際、空の産廃箱を車両の横に置き、荷台に載り作業を行っていた。荷台の上でバランスを崩して空の産廃箱で手の甲を打ち負傷した。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
トラックの荷台で作業を行う際に落下防止措置をとっていなかった。	トラックの荷台上で作業する際は、安全帯等により落下防止措置をとる。また、車両の周りに不必要な物を置かない。

【収集運搬】 荷卸し ヒヤリ・ハット No.12

発生状況(何がどうした)

相手と息が合わず、積荷と荷台の前に指を挟みそうになった。

発生原因(なぜ)	再発防止対策(どうした)
お互いに、個々の作業のみを優先しすぎるあまり、意志の疎通がなかった。	声をかけ確認しながら作業する。

【その他】 運転 ヒヤリ・ハット No.13

発生状況(何がどうした)

3t車にて一般道路を走行中、やや見通しの悪いカーブを曲がった先に車が停車していた。片側1車線の狭い道路だったが、対向車も無く安全と思ったところ、曲がった先に停車しているとは考えなかったのでヒヤリとした。

発生原因(なぜ)

・停車車両のルール違反

再発防止対策(どうした)

・運転中は安全速度を遵守し、「かもしれない」運転を心掛け、安全運転に努める。

【その他】 運転 ヒヤリ・ハット No.14

発生状況(何がどうした)

片側一車線の道路を走行中

発生原因(なぜ)

バッグに入れていた携帯が鳴り出し、バックに手を伸ばした瞬間に前の車が停車しており衝突するところだった。

再発防止対策(どうした)

運転中は、必ず車を駐車してから電話をとる。交通の流れの状況及び前方を注意し車間距離を確実にとる。

【その他】 重機運搬 ヒヤリ・ハット No.17

発生状況(何がどうした)

粘土質土の付着したバックホーを運搬し荷卸しをする際に、踏み掛け版の上で滑り機体が転倒しそうになった。

発生原因(なぜ)

キャタピラ部分の清掃を行っていなかった為、粘土質土が付着したままになっていた。

再発防止対策(どうした)

キャタピラ等に付着した粘土質土はきれいに取り除く。積込みや荷卸しを行う場所は水平で堅固な場所で行う。

【その他】 重機運搬 ヒヤリ・ハット No.18

発生状況(何がどうした)

建設廃材を積み込み後、ロープ掛けのため荷台(廃材)を移動中バランスを崩し、転倒しそうになった。

発生原因(なぜ)

廃材の積み込み後は、荷の安定が悪いにも関わらず、足元の確認を怠っていた。

再発防止対策(どうした)

廃材積み込み後の荷は不安定なことを認識し、作業開始に合わせ指先呼称の励行と不用意な移動をさける。

【その他】 積み込み ヒヤリ・ハット No.15

発生状況(何がどうした)

廃パレットをトラックに積み込む際に、パレットを手で移動し整理していたら、釘が出ているパレットがありヒヤリとした。

発生原因(なぜ)

・廃棄パレットのため、腐食や傷んでいるものがあつた。
・注意不足。

再発防止対策(どうした)

・廃パレットの取扱いは充分確認し行う。
・出来るだけフォークリフトを使用する。

【その他】 積み込み ヒヤリ・ハット No.16

発生状況(何がどうした)

出荷原料のフレコンバックに出荷ロットをスプレーで書き込む為にノズルを押した時、自分の方へ噴射された。ノズルの向きは合っていたが、突然の事だったのでヒヤリとした。

発生原因(なぜ)

・スプレーのノズルが詰まっていたため。

再発防止対策(どうした)

・KY不足。
・スプレーを使用する前にノズルの状態を確認する。
・試し噴射してから使用する。

【その他】 配管内作業 ヒヤリ・ハット No.19

発生状況(何がどうした)

汚水管の詰り確認のため、管内カメラで原因を調査中

発生原因(なぜ)

開いているインバート柵につまづいた。小さな穴だったため落ちずにすんだがヒヤリとした。

再発防止対策(どうした)

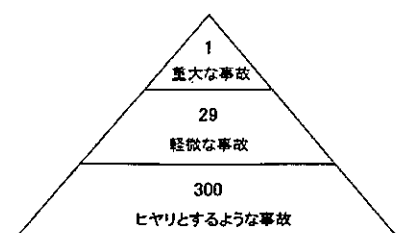
開けた場所の確認と柵を開けた作業以外の柵は閉める。開けた状態で作業する場合は、セーフティコーンを置いて安全対策をとる。

“ハインリッヒの法則”

『1:29:300』という法則があります。『1つの重大災害の下には、29の軽傷事故があり、その下には300の無傷事故がある』という意味で、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出されたものです。

これをもとに『1件の重大災害(死亡・重傷)が発生する背景に、29件の軽傷事故と300件のヒヤリ・ハットがある』という警告として、安全活動の中で多く採り上げられる言葉です。

ハインリッヒの法則



3.安全パトロール

3.1 和歌山協会

和 産 廃 第 7 4 号

平成26年12月12日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

安全衛生委員長 武田 全弘 様

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

安全衛生推進委員会委員長 武田 全弘

相互安全衛生パトロールの実施結果について（報告）

当協会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり安全衛生パトロールを実施しましたので報告します。

記

（１）実施日及び実施対象事業場数

平成26年11月19日 2社

平成26年12月 2日 2社

計4社

（２）対象業種：中間処理業者

（３）実 施 者：労働衛生コンサルタント

（一社）和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生委員会 安全衛生促進委員

（一社）和歌山県産業廃棄物協会 事務局

（４）そ の 他：安全衛生パトロール実施後、労働衛生コンサルタントから現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受け、後日、対象事業場に実施結果を通知した。

＊ 写真添付（別紙のとおり）

以上

平成26年度 相互安全衛生パトロール



平成26年11月19日 A社



平成26年11月19日 B社

平成26年度 相互安全衛生パトロール



平成26年12月2日 C社



平成26年12月2日 D社

3.2 高知協会

適正巡回パトロールチェックポイント

(作成者)

2013/11/12 (火) 実施		訪問先:	事業区分	中間処理、最終処分
書類の作成及び保存など	1	契約書：最新（ここ1～2ヶ月）のものを閲覧して確認して下さい。 チェックポイント ①2者間か ②書面による契約か ③変更の有無・措置		
	2	管理票：最新のものを閲覧・確認 チェックポイント ①一次管理票の存在（有、無） ②二次管理票の存在（有、無） ③整理、保存（5年）状況 ④交付実績報告書の存在（有、無）		
中間処理と処理後の対応及び最終処分	3	帳簿：現在のものを閲覧・確認 チェックポイント ①備え付けの有無、様式 ②1年ごとの閉鎖 ③保管（5年） ※改正法の施行（H23.4.1）に伴い記載・備え付け事項が一部変更～要注意		
	1	処理能力：直近扱いの物について確認して下さい。 チェックポイント ①取り扱い品目 ②処理量（受託量）、委託量		
労災・業務上疾病防止対策	2	処理基準：現状の確認 チェックポイント ①処分に伴う飛散、流失、騒音等の防止対策 ②処分方法（再生処理、最終処分場行き） ③処分場（直近の扱い物） ④保存する場合の囲い、見えやすい場所への掲示板の設置		
	1	安全靴、ヘルメット、防塵マスク、保護眼鏡等装備品 (○ △ ×)		
労災・業務上疾病防止対策	2	上記装備品の保管状況 (○ △ ×)		
	3	墜落・転落、転倒、挟まれ・巻き込まれ防止対策 (○ △ ×)		
労災・業務上疾病防止対策	4	一般健康診断、特殊健康診断等検診の実施 (○ △ ×)		
	5	その他		
		※ 凡例：○＝良くてきている。△＝概ねできています。 ×＝一考を要する。		

4.表彰制度

4.1 千葉協会

労働安全賞に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、産業廃棄物処理業における労働安全活動の促進を図るため、労働安全活動に積極的に取り組み、労働災害の減少に努め、顕著な実績のあった一般社団法人千葉県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）の正会員を顕彰するため必要な事項を定める。

(賞の区分等)

第2条 前条の顕彰のため、次の表の区分により、労働安全優秀賞、労働安全特別賞及び労働安全功労者賞（以下「労働安全賞」という。）を設ける。

区 分	対象者	基 準
労働安全優秀賞	正会員の事業所	計画的・積極的に労働安全活動を実施し、前年中に労働災害が発生しなかったこと。
労働安全特別賞	正会員の事業所	計画的・積極的な労働安全活動を継続し、前3年中に労働災害が発生しなかったこと。
労働安全功労者賞	正会員の従業員 （役員兼務者を 含む。）	安全衛生活動のリーダーとして、前年中に事業所の労働安全活動の推進に顕著な功績をあげたこと。

2 労働安全賞は、協会の毎年度の定時総会において会長が贈呈する。

3 労働安全功労者賞の受賞者は、毎年度概ね2名以内とする。

(選考等)

第3条 労働安全賞の受賞者は、正会員の申告又は推薦に基づき、安全衛生推進委員会が選考し、理事会の決議により決定する。

(優良事業者表彰等との関係)

第4条 会長は、協会が優良事業者等を表彰し、又は他の団体が行う表彰の候補者を推薦するときは、労働安全賞の受賞の状況を考慮するものとする。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、安全衛生推進委員会が定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の承認を受けて会長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月5日から施行する。ただし、初回の労働安全優秀賞及び労働安全功労者賞の対象期間は、平成24年1月1日から同年12月31日までとする。
- 2 労働安全特別賞は、平成26年5月に開催される協会の定時総会における贈呈を初回とし、その対象期間は、平成23年1月1日からの3年とする。
- 3 この規程施行前に行われた申告、推薦等は、この規程により行われたものとみなす。

労働安全賞の選考等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、労働安全賞に関する規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、労働安全賞の選考等に関し必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 労働安全賞の選考は、規程第2条の表に定める基準に基づき行うものとし、その細目は、別表第1に定めるとおりとする。

(申告等)

第3条 規程第3条の申告又は推薦は、毎年度、対象期間の翌年の3月末日までに、別表第2又は別表第3に掲げる様式により行わなければならない。

(選考結果の提出)

第4条 選考の結果は、毎年度、対象期間の翌年の4月に開催する理事会に提出するものとする。

附則

- 1 この細則は、平成25年4月5日から適用する。
- 2 この細則施行前に行われた申告、推薦は、この細則により行われたものとみなす。

別表第 1

区 分	左の選考基準の細目
労働安全優秀賞	前年中において、その事業所が次に掲げる要件をすべて満たしていること。 1 死亡事故、重大災害及び休業災害が発生していないこと。 2 収集運搬車両に重大な交通違反がないこと。 3 廃棄物処理、労働基準及び労働安全衛生に関する法令違反により是正勧告を受けていないこと。 4 安全衛生組織が確立し、組織的・体系的に活動していること。 5 協会その他が主催する労働安全衛生や運行管理等に関する講習会等に従業員を参加させるなどの活動実績があること。
労働安全特別賞	前年中において、労働安全優秀賞の選考基準の要件を満たし、かつ、前年度まで2回連続して労働安全優秀賞を受賞している事業所であること。
労働安全功労者賞	前年中において、労働安全優秀賞の選考基準の要件を満たす事業者に所属し、労働安全衛生活動を積極的な推進に顕著な功績をあげていること。

(注)

- 1 重大災害とは、3人以上の死傷者を出した災害をいう。
- 2 休業災害とは、休業4日以上災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含むものとする。
- 3 重大な交通違反とは、罰金刑以上に処せられる違反をいう。
- 4 「安全衛生組織が確立している」とは、労働安全衛生法で事業所規模別に置くこととされている機関等が設置されていることをいう。
- 5 「組織的・体系的に活動」とは、安全衛生委員会等の開催のほか、リスクマネジメントの運用やKYTの実施などにより事業所全体で労働安全の取り組みが行われていることをいう。
- 6 平成26年度の労働安全特別賞に限り、表中の「前年度まで2回連続して労働安全優秀賞を受賞している事業所」は「平成25年度に労働安全優秀賞を受賞し、平成23年中において、労働安全優秀賞の選考基準の要件を満たしている事業所」とする。

別表第2

労働安全優秀賞・特別賞に関する申告書

平成 年 月 日

(一社)千葉県産業廃棄物協会

会 長 石 井 邦 夫 様

安全衛生推進委員会

委員長 大 杉 仁 様

申告者	会員名				
	代表者職氏名				
対象事業所	事業所名				
	事業所所在地	千葉県			
	従業員数	(雇用形態の如何に拘わらず、当該事業所に勤務する従業員の人数を記載してください。)			
対象期間	平成 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日				
労働安全活動 の状況	安全衛生組織	設置済み・未設置 (いずれかに○)			
	安全衛生管理者 安全衛生推進者	選任あり・選任なし (いずれかに○)			
	安全衛生委員会 開催回数	() 回/年			
	労働安全衛生講習会等への参加 状況	講習会等名	主催者名	開催月日	参加従業員数
	その他の労働安全活動の状況 ・KYT ・ヒヤリ・ハット活動 など	活動内容			回数/年
		(その他独自の取組みがあれば具体的に記載してください。)			

災害発生等の状況	労働災害の発生状況	重大災害 (死亡災害又は一時に 3 人以上の死傷者を出した災害)	件
		休業災害 (休業 4 日以上で、身体障害の対象となる不労災害を含む。)	件
		(参考) 不労災害 (休業 3 日以下の災害)	件
	交通違反等の発生状況	収集運搬車両の 重大な交通違反	件
		(参考) 収集運搬車両以外の 重大な交通違反	件
		(参考) 交通事故	物損 件 人身 件

別表第 3

労働安全功労者賞に関する推薦書

平成 年 月 日

(一社)千葉県産業廃棄物協会

会 長 石 井 邦 夫 様

安全衛生推進委員会

委員長 大 杉 仁 様

会員名

代表者職氏名

次の者を労働安全功労者賞の候補として推薦します。

フリガナ		性別	男・女
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
所属事業所名 及び職名		入社年月日	昭和・平成 年 月 日
安全衛生業務の 経歴	労働安全衛生法上の職務名	左の期間	
		年 月～	年 月
		年 月～	年 月
		年 月～	年 月
推薦理由（具体的に記載してください。）			

注 1 「推薦理由」が書き切れないときは、別の用紙に記載しても結構です。

2 「推薦理由」には、過去 3 年間の労働災害の発生状況も記載してください。

4.2 東京協会

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会 顕彰及び表彰規程

【抜粋】

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都産業廃棄物協会（以下、「本協会」という。）の会員（本協会事務局を含む。）の事業所及び従事者について顕彰並びに表彰及び感謝状の授与を行うことにより、業界の発展及び資質の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件)

第3条 表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件は次の通りとする。

(1) 優良事業所表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の事業所とする。
- ロ 表彰要件は、正会員の模範となり産業廃棄物処理事業の発展及び資質の向上に寄与した事業所とする。

(2) 優良従事者表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の従事者（代表取締役以外の役員を含む。）とする。
- ロ 表彰要件は、多年にわたり産業廃棄物処理事業に従事し、その業務に精励し、他の模範となる者とする。

(3) 功労者表彰

- イ 表彰の対象者は、本協会の役員等及び職員とする。
- ロ 表彰要件は、産業廃棄物処理事業の発展及び資質の向上に寄与し、特に本協会の事業の推進に功績顕著な者とする。

(4) 安全衛生表彰

- イ 表彰の対象者は、正会員の事業所及び従事者とする。
- ロ 表彰要件は、安全意識の向上又は労働災害等の防止に努め、成果をあげている事業所又は従事者とする。

2 前項各号の表彰に必要な事項は、別に定める運用規則（顕彰及び表彰等・安全衛生表彰）で定めるものとする。

(顕彰及び表彰等の方法)

第6条 顕彰及び表彰等は、会長名をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。ただし、第3条に定める安全衛生表彰については安全衛生推進委員長名を含む。

(顕彰及び表彰等の時期)

第7条 顕彰及び表彰等は、毎年度定時総会時に行う。ただし、特に必要があると認めたときはこの限りではない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和63年12月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に行った行為は、この規程に基づいたものとみなす。
- 3 この規程は、平成26年1月1日より改正施行する。

顕彰及び表彰規程 運用規則（安全衛生表彰）

【抜粋】

（目的）

第1条 この運用規則は、顕彰及び表彰規程第3条第2項に基づき、安全衛生表彰の実施に必要な事項を定め、安全意識の向上と労働災害及び交通災害の防止に資することを目的とする。

（表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件）

第2条 表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件は、次の通りとする。

（1） 特別会長賞表彰の対象者及び表彰要件

イ 前年（1月1日から12月31日）に、公的機関（国又は都道府県若しくはそれと同等と認められる機関）から安全衛生に関わる表彰を受けた事業所及び従事者とする。

ロ 安全衛生推進者等として安全衛生業務に20年以上従事し、安全衛生方針の作成・周知、安全衛生に関する法的資格の取得及び安全衛生研修会等への積極参加等、安全衛生活動に顕著な功績を修めた従事者とする。

（2） 会長賞表彰の対象者及び表彰要件

安全衛生活動を積極的に実践し、第3条の推薦基準を満たす実績が3年間継続している事業所及び従事者とする。

（3） 安全衛生推進委員長賞表彰の対象者及び表彰要件

安全衛生活動を積極的に実践し、第3条の推薦基準を満たす実績が1年間継続している事業所及び従事者とする。

（表彰の推薦基準）

第3条 表彰の推薦基準は、後に掲げる別表の他、次の通りとし各号いずれの項目にも該当しなければならない。

（1） 前年、無災害（加害休業等を含め、重大災害及び休業災害が発生していないこと）であること、または度数率・強度率が定められた限界値以下の実績であること

（2） 前年、従事者が飲酒運転での交通事故及び取締りによる免許取消処分を受けていないこと

（3） 安全衛生法、労働基準法、道路交通法、道路運送法、貨物自動車運送事業法及びそれらの政令省令等の違反により、是正勧告等を受けていないこと

（4） 事業規模に相応した安全衛生活動の実践状況が次の通りであること

イ 安全衛生組織があり、安全管理者、安全運転管理者、運行管理者等必要とする管理者を置いていること

ロ 定期的に安全衛生委員会を開催していること

ハ 協会等の開催する安全衛生に関連する講習会等に従事者の参加実績があること

（表彰の推薦手続き）

第4条 表彰の推薦手続きは、正会員が行うものとし、所定の推薦書を指定する日までに本協会事務局に提出するものとする。

（表彰の選考及び決定）

第5条 表彰の選考は、安全衛生推進委員会の審議を経た上で常任理事会において決定する。

附則

1 この運用規則は、平成26年1月1日より施行する。

2 表彰の選考に用いる用語、~~第13~~^{第18}法、基準値等は、別表のとおりとする。

別 表

1. 用語の定義

- ① 重大災害：労働死亡災害及び1度に3人以上の死傷者を出した災害及び運転業務では、加害死亡事故及び3人以上の死傷者または3台以上の廃車・車両修理が必要となった加害交通災害を指す。
- ② 休業災害：労働災害で休業が4日以上（身体障害の対象となる不働災害を含む。）を指す。運転業務では加害事故により、4日以上の休業交通災害（身体障害の対象となる不働交通災害を含む。）及び廃車が必要となった加害交通災害を指す。
- ③ 度数率：100万延実労働時間あたりの、労働災害による死傷者数をもって災害発生の頻度を表す。
- ④ 強度率：1,000延実労働時間あたりの労働損失日数をもって災害の重さの程度を表す。

2. 度数率・強度率の算出法

① 度数率

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000,000$$

注）同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出

② 強度率

$$\text{強度率} = \frac{\text{延労働損失日数}}{\text{延実労働時間数}} \times 1,000$$

注）「延労働損失日数」とは、労働災害による死傷者の延労働損失日数をいう。

③ 労働損失日数の算出基準

- イ 死亡（労働災害のため死亡した者（即死のほか負傷が原因での死亡を含む））・・・7,500日
- ロ 永久全労働不能（労働基準法施行規則に規定された身体障害者等級表の第1級から第3級に該当する障害を残す者）・・・別表の身体障害等級1～3級の日数7,500日
- ハ 永久一部労働不能（身体の一部を完全に喪失した者）・・・別表の身体障害等級4～14級の日数（50～5,500日）
- ニ 一時労働不能（災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できる期間を経過すると治癒し、身体障害等級の第1級から第14級に該当する障害を残さない者）
・・・暦日の休業日数に300/365を乗じた日数

④ 身体障害等級別労働損失日数表

等級	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日数	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

3. 度数率・強度率の基準値は次の通りとする。

- ① 度数率の限界値： $n \leq 1.6$
- ② 強度率の限界値： $n \leq 0.09$

平成26年安全衛生活動報告書

(様式-1)

平成 年 月 日

一般社団法人東京都産業廃棄物協会

安全衛生推進委員会 委員長 伊藤 雅人 殿

(※本用紙は、推薦する場合に必ず提出が必要です。)

報 告 者	会 社 名		代表者名	
	記入者名		記入者TEL	
	許可業種	(※収集運搬業及び処分業または両方)		
活動期間	平成26年1月1日 ～ 平成26年12月31日			
	従業員数	名	延労働時間数	時間
	白ナンバー車両台数	台	青ナンバー車両台数	台
安全衛生 活動の実績	(1) 安全衛生組織の設置 (※従業員 50名 以上)			有・無
	(2) 総括安全衛生管理者の選任 (※従業員 100名 以上)			有・無
	(3) 安全衛生管理者の選任 (※従業員 50名 以上)			有・無
	(4) 安全衛生推進者の選任 (※従業員 10～50名 未満)			有・無
	(5) 安全運転管理者等の選任 (※白ナンバー車両 5台 以上、副安全運転管理者 ⇒ 1名/20台数)			有・無
	(6) 運行管理者の選任 (青ナンバー車両 ⇒ 1名/30台数+1名)			有・無 名
	(7) 安全衛生委員会の開催回数			回/年
	(8) 安全衛生に関連する研修会等への 参加実績	①平成 年 月 日 (主催:)		
		②平成 年 月 日 (主催:)		
		③平成 年 月 日 (主催:)		
		④平成 年 月 日 (主催:)		
	(9) その他の安全活動 ・安全パトロール ・ヒヤリハット活動 ・KYT活動 ・デジタコ等による交通事故防止活動 など	活動内容		件数/年
		①		件
		②		件
③		件		
④		件		
⑤		件		
災害発生 件数の内訳	重大災害 (通勤災害・自損事故災害を含む)			件/年
	休業災害 (//)			件/年
	不休災害 (//)			件/年
	損失日数			日/年
	度数率 (1.6 以下)			
	強度率 (0.09 以下)			
	重大交通加害災害			件/年
	休業交通加害災害			件/年
	飲酒による運転免許取消			件/年
	労働基準監督署や警察署等からの是正勧告など			件/年

(様式-2)

(様式-3)

印

4.3 神奈川協会

平成 26 年 2 月 13 日

正会員 各位

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会
安全衛生協議会議長 古敷谷 裕二

平成 26 年安全衛生活動報告書及び安全衛生活動優良 役員・従業員表彰推薦書の提出について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから当協会の安全衛生事業の推進に特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会は労災件数全国ワースト 1 の汚名を返上すべく、労災防止対策を進める必要があります。

そこで、今後の会員の取組に役立てるため、平成 26 年の活動状況、災害件数、内容等について、別紙様式 1、2 によりご報告くださるようお願いいたします。（様式は簡素化し、記入例をつけました。是非、御提出をお願いいたします。）

あわせて、安全衛生活動優良役員・従業員表彰の表彰基準に該当する役員・従業員について、正会員各社から別紙様式 3 により推薦くださるようお願いいたします。

1 提出していただく書類

- (1) 平成 26 年安全衛生活動報告書（別紙 1）
- (2) 災害報告書（別紙 2）（災害例があった場合にご記入ください。）
- (3) 安全衛生活動優良役員・従業員表彰推薦書（別紙 3）
（表彰基準に該当する場合に提出してください。）

2 提出期限 平成 27 年 3 月 20 日（金）

3 提出方法 FAX 又は郵送でお願いします。（FAX の場合の送付書不要）

（ 問い合わせ先、事務局：横山
電 話 045-681-2989
FAX 045-641-8114 ）

平成 26 年安全衛生活動報告書

(平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 31 日)

平成 年 月 日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会

安全衛生協議会 議長 古敷谷 裕二 殿

報 告 者	会社名 所在地 代表者氏名	報 告 者 氏名 電話番号
事業所(現場)	名 称 _____	
全従業員数	_____名 (左の全従業員数のうちアルバイト・パート・派遣 _____名)	
営業日数	_____日/年 (「約〇〇日」でも結構です)	
安全衛生活動 の 実 績	(1) 安全衛生組織	有 ・ 無 (どちらかに○)
	(2) 管理者の設置	■ 総括安全衛生管理者 ■ 安全管理者 ■ 衛生管理者 ■ 安全衛生推進者 (設置しているものに○)
	(3) 安全衛生委員会の開催件数	_____回/年
	(4) 安全講習会等への参加	_____回/年
	(5) その他の活動	朝礼 準備体操 5S 活動 指差し呼称(確認) 安全パトロール ヒヤリ・ハット活動 KYT活動 労働安全衛生スローガン掲示 見える化 ドライブレコーダ導入 労働安全衛生コンサルタントなど依頼 (その他 _____) (実施内容に○)
災害発生件数	重大災害_____件(前年_____件)、休業災害_____件(前年_____件)	
	事故型別 はさまれ・巻き込まれ_____件、墜落・転落_____件、動作の反動・無理な動作_____件、衝突・激突_____件、その他(_____) (発生したものに○)	
	収集運搬業務の交通事故 人身・物損事故 _____件(前年_____件)、重大な交通違反_____件(前年_____件)	
社内での課題 や力を入れていることがあればご記入を		
協会では労働安全コンサルタントによる無料点検を検討していますが、実施することとなった場合のご希望を伺います		希望 検討中 希望しない

災 害 報 告 書

(災害がない場合でもヒヤリ・ハット案件があれば記入してください。)

業 務 区 分	収 集 運 搬 ・ 中 間 処 理 ・ 最 終 処 分		作 成 日	平 成 年 月 日	
発 生 日 時 (い つ)	平 成 年 月 日		時 分		
発 生 場 所 (どこで)					
作 業 名					
被 災 者 (だれが)	年 齢	歳	性 別	男 性 ・ 女 性	
	勤 続 年 数	年	経 験 年 数	年	
災 害 発 生 状 況 (どこを、 どのように) (どんな状況の中で、何人で、何をしようとして、どうしたために災害に至った(災害になろうとした)か)	損 傷 部 位 (どこを)				
	傷 病 名				
	休 業 日 数	日	全 治	日 見 込	
	災害発生状況 (どのように)				
災 害 発 生 状 況 見 取 図 (略 図)					
災 害 発 生 原 因 (直接原因、間接原因)					
再 発 防 止 対 策 (人、機械設備、作業環境、 教育)					
上記の対策の効果に○印	効果があつた 多少あつた 期待ほどではなかつた 別の対策を検討中 他 ()				

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会 安全衛生活動優良役員・従業員表彰推薦書

平成 年 月 日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会
安全衛生協議会議長 殿

会員企業・事業所 会 社 名

(会員番号N o) 代表者名

所 在 地

電話番号

次の者を安全衛生活動優良役員・従業員として表彰したいので推薦します。

フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日	
氏 名						
職 名		安全衛生業務従事年数			年	
入社年月日	年 月 日	勤続年数		年		
推薦理由（具体的に）						

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会安全衛生表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会（以下「協議会」という。）が、安全衛生活動の推進により労働災害の減少に努めた企業・事業所及び役員・従業員を表彰し、もって、安全衛生の高揚と労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(適 用)

第2条 この要綱は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）に1年以上所属する正会員企業・事業所に適用する。

(表彰の種類及び表彰基準)

第3条 協議会の表彰（以下「表彰」という。）の種類、表彰対象者及び表彰基準は、次のとおりとする。

種 類	表彰対象者	表 彰 基 準
(1) 年度表彰	前年度無災害達成企業・事業所	安全衛生活動を実践し、前年度が無災害であること。
(2) 5年 表 彰	無災害を5年間継続した企業・事業所	安全衛生活動を継続して実践し、無災害を5年間継続していること。
(3) 優良役員・従業員表彰	企業・事業所の役員（代表者を除く）・従業員	安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。

2 表彰基準の詳細は、別表のとおりとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年度開催する定時社員総会において行うものとする。ただし、協議会において特に必要があると認めたときは、臨時に行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、協議会議長名をもって、表彰状を授与して行う。

2 表彰に当たっては、記念品等を表彰状に添えて授与することができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、次により行うものとする。

- (1) 会員企業・事業所は、毎年1回、別様式による安全衛生活動報告書（以下「報告書」という。）及び安全衛生活動優良役員・従業員表彰推薦書（以下「推薦書」という。）を事務局に提出して表彰候補の企業・事業所及び役員・従業員（以下「表彰候補者」という。）を推薦する。
- (2) 事務局は、提出された報告書及び推薦書に基づいて、年度表彰、5年表彰及び優良役員・従業員表彰の表彰候補者の案を作成する。
- (3) 議長は、委員会において、前号の規定による表彰候補者の案を審議し、被表彰者を決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、議長が協議会の決議を経て別

に定める。

附 則

- 1 社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会安全衛生表彰要綱（平成 17 年 5 月 11 日適用）は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 1 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会規程の施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から適用する。

別表

表 彰 種 別	表 彰 基 準 (詳 細)
(1) 年度表彰	次のA又はBの基準に加え、C及びDの基準を満たしていること。 A 表彰対象の年度が無災害（重大災害、休業災害が発生していない状態をいう。）であったこと。加えて収集運搬業にあっては、重大な交通違反がないこと。 B 表彰対象の年度の休業災害件数が、その前年度に対し50%以上減少していること。加えて収集運搬業にあっては、人身・物損事故が50%以上減少していて、重大な交通違反がないこと。 C 重大な法定事故、法違反により是正勧告を受けていないこと。 D 安全衛生活動の実践状況が以下のとおりであること。 a 安全衛生組織が確立しており、安全管理者又はこれに準ずる者を設けていること。 b 安全委員会又はこれに準ずる会議等を次のとおり実施していること。 (a) 従業員51名以上の企業・事業所 年4回以上 (b) 従業員50名以下の企業・事業所 年1回以上 c 安全講習及び協会の安全パトロールに参加するなどの活動実績があること。
(2) 5 年 表 彰	年度の表彰基準を5年間継続して満たしていること。
(3) 優良役員・従業員表彰	安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生方針の作成・周知、安全衛生会議活動の展開、安全衛生に関する法的資格の取得、安全衛生研修会への積極的参加等、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。

注 1 重大災害とは、死亡災害又は一時に 3 人以上の死傷者を出した災害をいう。

2 休業災害とは、休業 4 日以上災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含むものとする。

5.その他事業

5.1 神奈川協会

労働安全衛生の標語(スローガン)の募集

産業廃棄物処理現場の労働災害を防止するため、協会では平成 27 年 5 月 12 日(火)に、昨年と同様、横浜情文ホールにて「安全衛生大会」を開催します。

この大会では、会員企業の労働災害防止対策を進めるため、標語(スローガン)を発表したいと考えております。

つきましては、産廃処理現場における労働災害の防止にふさわしい労働安全衛生の標語(スローガン)を広く会員の皆さまから募集いたします。

現場での安全対策の重要性を認識させるもの、現場での危険な作業に対する注意を喚起するもの、仲間に 5 S の徹底を呼びかけるもの、無事故を願うご家族や仲間の声など、様々な観点からの標語(スローガン)をお願いします。

入選作品は、安全衛生大会やセミナー等の資料に提示するなど、安全衛生関連事業で広く活用させていただきます。

【募集期間】

平成 27 年 3 月 25 日(金)から 4 月 24 日(金)まで

【募集要領】

- 応募方法は、会社名、住所、氏名、連絡先をご記入の上、標語(スローガン)を記載し、メールやファクシミリ、郵送等で事務局までお送りください。従業員のご家族の方も応募できます。応募様式は特に定めません。なお、応募された作品は返却いたしません。
- ひとり何点でも応募できます。自作で未発表のものをお願いします。
- 応募作品の審査は、安全衛生協議会で行います。
- 今回が初めてのため、入選作品数は決めていませんが、数点の予定です。
- 入選作品には、5 月 12 日の安全衛生大会で表彰状と副賞を授与します。
- 入選作品の著作権は協会に帰属します。

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会(事務局)

〒231-0023 横浜市中区山下町 74-1 大和地所ビル 4 階

電話 045-681-2989 ファクシミリ 045-641-8114

E-mail : info@kiwa.or.jp

参考情報

神奈川県内の産業廃棄物処理業での労働災害の特徴

神奈川県内の産業廃棄物処理業における平成 25 年の労働災害の発生件数は 113 件となっており、これは全国のワーストワンです。そのほか、次のような特徴があります。

- 1-1 死傷者数 …特定の業種を除いて、減少傾向にあるといえるが、産廃業は、増加若しくは横ばい。平成 26 年 8 月末現在、産廃業は対前年比で 14.7%増加！
- 1-2 死亡者数 …平成20年以降、毎年死亡災害が発生している。
- 2 事故の型別 …「はさまれ・巻き込まれ」(25.1%)、「墜落・転落」(19.4%)で全体の半数弱、「転倒」(10.8%)、「動作の反動・無理な動作」(11.1%)を加えてこの4種類で、全体の 2／3 を占める。
- 3 事業場規模別…規模の小さな事業場での発生が多い。30 人未満の規模の事業場で 5 割を超える。50 人以下の規模では 3／4 を占める。
- 4 災害程度別 …休業 1 月以上の割合が高い。⇒ 重症度が高い。
- 5 年 齢 別 …「30 歳代」(28.6%)、「40 歳代」(20.3%)で全体の半数弱、30 歳以上が約 9 割。
- 6 経験年数別 …経験年数の短い労働者の災害の割合が高い。経験年数 1 年未満が 1／3 である。全体の 6 割弱が経験年数 3 年未満となっている。

(神奈川県労働局の資料をもとに作成しました。)

第3回安全衛生大会の概要

…労災防止に向けて、実効性ある日々の取組みと現場での対策を…

安全衛生協議会

神奈川県内では、平成26年における産業廃棄物処理業の労働災害発生件数は108件と、前年の113件より減少したものの、依然として全国のワーストワンとなっています。当協会では、昨年度に引き続き、第3回目となる「安全衛生大会」を開催し、会員各社における労働災害防止のための取組の一層の推進に役立てていただくこととしました。

今大会では、各社の労働安全衛生の責任者や現場担当者などを対象に、労働災害の現状と効果的な取組事例をとおして、「なぜ安全衛生対策が必要なのか」、「労働災害が発生したらどうなるのか」といった労働災害対策の講習と優良事例を通しての講習、ロビーにおいては現場で多く使われる保護具などの展示を行いました。

また、今大会では当協会として初めて安全衛生スローガンとして、89件の応募作から選ばれた最優秀賞1点、優秀賞2点に対して表彰を行いました。

当日の受講者は130名で、受講後に修了証をお渡ししましたが、アンケート結果からは、実務的な内容で勉強になった、継続的な実施を望むなどの声が多数ありました。



労働安全衛生スローガンの作品と受賞者

○ 最優秀賞「身に付けよう 安全作業とプロ意識 今日も一日無災害」
落合宏則氏(株式会社IWD)

○ 優秀賞 「労災は、油断と焦りと過信から」
池田孝義氏(株式会社タズミ)

「もう一度 この目その目で 安全確認」
濱田博文氏(株式会社タズミ)

ホームページの「安全衛生大会」のバナーの下からスローガンのステッカーをダウンロードできます。



1 産業廃棄物処理業における労働災害の現状と直に取り組むべきこと

講師 神奈川労働局労働基準部安全課 産業安全専門官 赤前 幸隆 氏

労働安全衛生法における事業者等の責務と「なぜ安全衛生対策が必要なのか」、そして「労働災害が発生するとどうなるのか」等についてお話がありました。

冒頭で、「昔の常識は今の非常識」として、まずやるべきことは、経営者・管理監督者、そして一人ひとりの「意識改革」の必要性を訴えられました。労働安全衛生法等関係法令をしっかりと理解し、実践していくことが大切であるが、万が一、労働災害が発生した場合は、作業停止等の行政上の責任にとどまらず、刑事・民事上の責任、補償上の責任、社会的な責任といった責任が生じることの認識が重要とのことでした。

また、場合によっては会社の存続にも影響を及ぼす問題にもつながり、なによりも尊い人命が失われ、高度の障害が残ることになれば、ご家族の生活にも大きく影響します。

さらに、労災保険でまかなえる範囲をはるかに超えた民事上の補償として、2億円に近い補償を求められた事例の紹介があり、労働災害を起こさないための対策をしっかりと取り組む必要があるとのことでした。

労働契約法第5条「労働者の安全への配慮」

の制定により、使用者は労働者を危険から保護するよう配慮すべきという「安全配慮義務」が明文化されることとなりました。そのため、何を行うかということ、①安全衛生管理組織を設置していること、②安全衛生管理の手段、方法を明示し、安全衛生教育を適切に実施していること等、③安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等をおき、必要な措置を講じていること等々です。単に、組織を立ち上げ安全管理者を置くという形だけではなく、労働者に対し、指導・助言が実質的にできるようにすることが必要です。また、日々の活動内容を「安全日誌」に記録、安全衛生委員会では「議事録」を作成するなど、エビデンスが重要との指摘がありました。

神奈川労働局管内における清掃業等の労働災害の現状は、産業廃棄物業は100件程度、ビルメンテナンス業は200件程度で推移しており、横浜南・横浜北・

厚木・小田原の管内において増加しています。また、産業廃棄物処理業の特徴は、「はさまれ・巻き込まれ災害」、「墜落災害」、「転倒災害」が多発している状況にあることから、事業者自らが率先して取り組むほか、適切に指導ができる安全衛生推進者等、法定の管理者を選任し、育成することが重要です。清掃業においては、職長その他現場監督者に対し、安全衛生教育（労働安全衛生法第60条）を実施する講師（トレーナー）を養成する研修を受講し、トレーナーとして必要な知識、教育技術（討議法・指導案の作成・ロールプレイング法等）、労働災害防止にとって不可欠なリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する知識を身に着けることが重要であり、神奈川県産業廃棄物協会として、各会員に研修会の参加を勧奨してみてはいかがかとの助言もされました。



なぜ、安全衛生対策が必要なのか？ 労働災害が発生するとどうなるのか？



労働災害に関わる企業の責任

2 事業者が安全衛生管理責任を履行するためには（例）

- ①安全衛生管理組織を設置していること
- ②安全衛生管理の手段、方法を明示していること
さらに、安全衛生教育を適切に実施しているほか、安全な機械設備を使用させていること。
- ③安全管理者及び衛生管理者、安全衛生推進者等に必要の権限を付与し、法定職務等を実施していること
- ④安全衛生管理及び安全衛生活動等が適切に実施されていることを確認し、適切な指導を実施していること
- ⑤安全衛生面の問題点を拾い出し、問題点解決に向け必要な対策を講じていること

2 処理現場の危険作業・危険個所と具体的な対処方法

講師 (一社)日本労働安全コンサルタント会 労働安全コンサルタント 二階堂 久 氏

昨年から会員の現場を見てきたところ、法令違反や対策が遅れている部分などが認められ、各社で点検や見直しを行う必要があるとのことで、その際に参考となる好事例や他業種の取組の紹介などがありました。

【多く見かける法令違反や問題がある事例】

- 機械駆動部のモーターやチェーン等がむき出し状態
- 2メートル以上の高所に手すりが未設置
- 電線を床面にはわせて使用・損傷した状態で使用
- 重機のアタッチメントの本体重量の未表示
- フォークリフトをクレーン代わりに使用
- 重機の離席時にキーを抜かない
- 安全衛生推進者等を選任していない
- 油圧パイプのオイル漏れ
- 職場巡視の記録を作成していない

【会員の取組状況の紹介】

協会が実施した「平成 26 年安全衛生活動報告」の中間取りまとめでは、会員約 500 社のうち回答があったのはわずか 51 社で、「5S 運動」、「KY 活動」「指差し呼称」等の基本的な取組の実施状況は、わずか 20～25 社程度に過ぎないとの指摘がありました。

【好事例や他の業界の取組の紹介】

- 回転部分のカバー、高所の柵やネットの設置、設備点検中の表示、重機のキー抜き忘れ防止のためにキーを作業員のベルトにヒモでつなげる、床の電線のカバー、作業場の整理整頓、床面のペイント表示による見える化対策
- 収集運搬業における墜落防止のために、トラックの荷台カバーの機械式の開閉装置
- 事故事例集の作成などを全員参加型で実施
- 建設業で実施している朝礼時のラジオ体操、片足上げ点検、服装・顔色点検、保護具点検
- 新しい作業員の健康状態、緊急連絡先等の把握と記録作成

【災害防止に対して遅れている部分】

- 危険予知 (KY) 活動が「やってはいけないこと」となっているが、「こうする」という実行する内容の表現に直すべき。
- 7 月の安全週間では、何もやっていない場合はまず形から入ることも効果的ということで、垂れ幕などの掲示や、「誰が何をやる」といった具体的な行動指針を示すこと、社長の分かりやすいメッセージを掲示することなどが紹介されました。



●A. はさまれ・巻き込まれの対策例(1)



●D. 感電の対策例



2) 「朝礼」と「安全衛生教育」(建設業) 1



【作業を禁止する悪天候の基準】

悪天候の基準として、1回で50ミリメートル以上の大雨、25センチメートル以上の大雪、震度4以上の地震、30メートル以上強風の目安となる基準値の説明がありました。

3 両講師による質疑応答の概要

コーディネーター（公社）神奈川県産業廃棄物協会相談役 長谷川 滋 氏

協会の長谷川相談役の進行のもと、様々な質問に対して赤前講師と二階堂講師から回答や解説をしていただきましたので、概要をお知らせします。なお、会場ではすべての質問に答えられませんでしたので、準備が出来次第、ホームページにてお知らせします。

○質問 安全設備が不十分な客先現場や客先のフォークリフトを使った積み込み作業への対処

【赤前講師】客先現場では危険な箇所もあり、安全帯が必要な荷役作業とか資格を有してい



ないにもかかわらず、フォークリフトを使わされての作業等、無理な要求が少なからずあるのではないかと思います。これは、陸上貨物運送業でも全く同様の事態が散見されており、行政として荷主先やトラック業者に対し、フォークリフトをむやみに貸さないことや貸出す場合は、資格を確認した上で行うよう指導しています。構内であれば、荷主や収集先の構内管理者や元請にも施設管理上何らかの責任が問われる恐れもあることから、すでに一部の製造業や建設現場においては、トラックドライバーがトラックの荷台等から墜落することを防ぐため、安全帯を掛ける設備や足場や手すりを設置している事業場もあります。しかし、多くの荷主先や廃棄物の収集先では、トラックドライバー等が安全に荷役又は収集作業ができる設備が少ないのが実態です。このため、産廃業者のみによる努力では、改善が困難であることも少なくないため、荷主や収集先である顧客の方々に対して協力を要請して行くことを業界団体全体で、働きかけて行くことが大切です。これにより、個々の事業活動を展開して行く上で重要になってくるのが、顧客先で廃棄される廃棄物の種類及び形状を把握し、これらをトラック等に積み込むために必要な設備や作業方法等を契約時に確認した上で、契約締結を行うことが大切だと思います。

【長谷川コーディネーター】契約時に作業内容を明らかにすることが大事であって、二階堂講師が紹介したトラックの上に登らなくても作業できるような構造の車両を導入する方法もあるでしょう。また、今後は行政に間に入ってもらって、客先と話をすることも必要でしょう。まずは、客先も責任を問われる場合があるという本日の内容を、客先に対しても丁寧に説明していくべきでしょう。

○質問 複数のオペレーターが運転する重機のキーの取扱い

【長谷川コーディネーター】ズボンのベルトにキーをつなげておく方法のご紹介がありましたが、1台のフォークリフトを複数で使用する場合、複数台が稼働している場合の対策はどうでしょうか。

【二階堂講師】他県の事例では製造業、産廃業ではキーを抜いてマグネットのフックに掛けておくといったことをやっています。勝手に運転されてしまう危険性もありますが、一応キーは抜いています。こうした例の場合、行政の立場からはいかがでしょうか。

【赤前講師】行政の立場で申し上げると、むやみにフォークリフトで作業をさせないため、キーを抜くことで確実に停止しておくことも大切です。また、複数の作業員によりフォークリフトを稼働させている現場では、フォークリフトの「管理ルール」を作成する必要があります。産廃業の場合、多くの事業場で管理ルールを作って教育していないのが実態です。これは「自由に使っている」ということで、行政の立場から見た場合、複数の法令違反も散見されるケースも少なくないため指導の対象になります。外部から構内に入ってくるトラックドライバーや産廃業のドライバーのフォーク

リフトの資格を確認せずフォークリフトを使わせていた場合は、構内で安全管理が適切に行われていないことが多いため、指導が行われることになります。「昔の常識は現在の非常識」という言葉を思い出していただき、法に触れる作業が行われないようこれまでの作業のやり方を点検し、必要に応じて見直していただく必要があるものと考えられます。

【長谷川コーディネーター】多数のフォークを使用している現場で同様の経験をしていますが、特にキーの抜き忘れが多く、教育の徹底によって改善できたので、地道な教育が大事でしょう。

○質問 初心者教育の実施方法

【二階堂講師】初心者に対する教育については法令の決まりはありますが、経験上、特に注意してもらいたいのは、初心者は何もわからない中でいろいろと気を使って作業をやっているため、何でもないとところで事故につながる場合もあります。そこで、ごく簡単な当たり前のことから教えてあげることが重要です。過去の経験ですが、災害が起きた場合でも被災者の連絡先や健康状態さえも把握できていないことが多い。そこでまず、職場で当たり前のことを教え、連絡先や健康状態を把握し、そのあとで作業手順などを現場で指導してもらうといった手順で行ってほしいです。

【長谷川コーディネーター】新しい現場に就かせる場合、現場で作業手順書によってしっかり教育し、あわせて教育を受けたということの証拠としてサインをもらっておくことも大事でしょう。

○質問 産廃処理業の労働災害件数の度数率での比較

【長谷川コーディネーター】全国の例ですが、全産業との比較でいうと産廃業は5倍～7倍くらいで推移しています。度数率とは、500人クラスの事業所で1年間作業して何件事故が発生したか、労働時間100万時間当たりの件数ということになります。

○質問 安全衛生優良企業公表制度は収集運搬業の必要性について

【長谷川コーディネーター】優良企業公表制度がこれからスタートするようですが、安全衛生面で優良と認定されれば企業名が公表され、同業者との差別化が図られ顧客からの信頼も得られ、特に収集運搬業は料金以外での差別化が難しいので、このような制度でPRすることは有効でしょう。

【赤前講師】優良企業は既に安全衛生表彰などで公表していますが、表彰制度とは別に、過去3年間に労働安全衛生関連の違反が無いなど、安全衛生活動の積極的取組を実施している企業への認定制度が設けられました。企業イメージの改善に大きく寄与するものと考えられておりますので、一度、厚生労働省のHPを御確認いただきたいと思います。また、このたびの安衛法改正では重大な労働災害を繰り返し発生させている事業場に対し、厚生労働大臣から改善指示書が交付され公表されることになるため、産廃業も他人事ではないので是非気を付けていただきたいと思います。

○質問 熱中症対策はどのように行うのか

【二階堂講師】温度計と湿度計がセットになったもので計測して管理することがまず必要になります。手選別ラインでは保護マスクや防塵マスクを着用して作業していますので、スポットクーラーを導入している事例や、休憩室に冷水を置いたり熱中症対策のアメを置いてある事例がありました。効果的でしょう。熱中症対策のサイトも多いので、参考にしてください。

○質問 下請けの作業手順書に対する元請けによるチェック責任

【赤前講師】元請けによる作業手順書のチェック責任については、法令上の義務について明文化されたものではありませんが、一つの作業エリア内で作業をやっている元請けの統括管理上の責任が出てくるため、設備についても違反のない設備の使用義務は生じ、下請けがケガをしたとなれば元請の管理責任も問われるので、是非、協議会組織等を元請に設けていただきながらよく話し合っていただきたいと思います。

【長谷川コーディネーター】法令は最低限であって最近ではコンプライアンスもよく言われるので、是非協議組織を作り、お互いの責任をはっきりさせておいたほうがよいでしょう。

【赤前講師】補足ですが、元請下請の関係では建設業の場合、労働安全衛生法の第29条、製造業の場合は第30条の2により、元請が下請を指導し連絡調整を図らなければならないこととなっているため、産廃業の処理施設においては、直接の適用はございませんが、これらの条文を参考にしながら、安全衛生管理活動の取組を御検討いただけたらと思います。 (以上)

5.2 愛知協会

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント研修会 並びに第3回安全大会のスケジュール

- 開催日時 平成27年2月2日(月)

リスクアセスメント研修会 9:00~12:30

第3回安全大会 13:30~16:00

- 開催場所 名古屋国際会議場 141、142会議室(1号館の4階)

	リスクアセスメント研修会 (募集人員 80名)	第3回安全大会 (募集人員 150名) ※リスクアセスメント研修会80名含む。
8:00	事務局会場着	
8:30	事務局 会場設営	
9:00~ 9:30	受付(安全衛生委員)	
9:30~ 12:30	・開会挨拶(加山委員長) ・講師:中災防中部安全衛生 サービスセンター 専門役 戸田 準 様 (講義時間:3.0時間) ・閉会挨拶(安藤専務理事)	
13:00~ 13:30		受付(安全衛生委員)
13:30~ 14:00	30分	●開会のことば(長崎委員) ●永井会長挨拶 ●加山安全衛生委員長挨拶 ●来賓挨拶 愛知労働局労働基準部 安全課長 岡田 眞治 様 ●来賓紹介 ・中災防中部安全衛生サービスセンター 専門役 戸田 準 様 ・㈱辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫 様
14:00~ 15:00	60分	●安全講話 ・㈱辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫 様
15:00~ 15:10	10分	休憩
15:10~ 15:50	40分	●安全衛生の取組事例発表(20分*2) ※各発表15分質疑応答5分 ・加山興業㈱ 業務管理部 部長 白井 富彦 様 ・高和興業㈱ 安全衛生委員(副会長) 平石 雅人 様 安全衛生委員 三浦 仁 様
15:50~ 16:00	10分	●安全宣言(平沼副委員長) ●閉会のことば(石川委員)

5.3 福岡協会

安全衛生への取り組み事例紹介

前号から、他社の取り組み事例を参考にして自社の労働安全衛生レベルの向上を図っていただくことを目的として、会員各社における安全衛生の取り組み事例紹介コーナーをスタートしました。

企画第2号で取り上げる企業は、筑後支部所属の株式会社フチガミさんです。今回は、同社総務部の吉岡部長にお話を伺いました。

会社概要

会 社 名：株式会社フチガミ
代 表 者：代表取締役社長 瀧上 明彦
住 所：久留米市津福本町2300-10
従業員数：82名（役員6名含む）

■我が社の安全衛生への取り組み ～職場安全の絶対確保と活動の充実と定着～

「安全最優先」の意識を全社員に浸透させ、無災害を継続すると共に、全員参画による安全活動、防災訓練に定期的実践により安全の基盤をより強固にするように取り組んでいます。

■具体的な取り組み

1. 教育関係

○安全衛生実施計画による定期的活動

- ・ 防災訓練
- ・ 職場安全・交通安全DVD視聴会の開催
- ・ 運転記録証明の取得による交通事故対策
- ・ 新入社員への収集運搬作業教育（特殊車輛操作方法、飛散防止方法など）
- ・ 産業医による作業場の巡視
- ・ 安全・衛生・防災パトロール



2. 人、設備等に関する安全対策

①「安全・衛生・防災パトロール」の実施

物的な安全・衛生・防災に関する要因を把握するため、毎月1回「安全・衛生・防災パトロール」を実施し、不具合発見に対しては、速やかに処置・対策を行なうこととし、結果をまとめた帳票の上位職への回覧、ファイリング等を行っています。

作 名	（機）フチガミ：機組設置工事・機組調整工事 安全・パトロール		平成26年9月22日 9:00		手帳確認	確認	完了
No.	検査箇所内容	検査写真	対策内容	手直し状況写真	完了日	担当者	確認者
No.1	分庫、側溝の蓋が壊れ、雨水の浸入、また、側溝内の排水、溜まるも同様		入射しているグラブ（蓋）は設置したままに放置、その他の部分にはヘルメット又は三角コーンで転落防止措置を講ずる。危険作業の安全対策として、本日中に修理が完了できるように工事依頼。		9/22	平田建設	高島 伸
No.2	蒸気の出る口が下向き、作業者が欠陥する可能性がある。		試験運転中、蒸気吹き出し口は蒸気は人頭より上向きとし、三角コーンとポールを設置する。		9/22	キンセイ産業	寺島 伸
No.3	搬送機（コンクリートポンプ車）の立ち入り禁止エリアが不明瞭であるため、転落、感電の危険性あり。		立ち入り禁止エリアとし、三角コーンとポールまたはロープを設置する。		9/22	平田建設	寺島 伸
No.4	新工場建設北側は鉄筋と釘が落ちており、作業者のつまみ、怪我の原因になる。		鉄筋と釘は引いてあげる。			平田建設	

② ISO14001 活動による事故・災害予防

外部での事故や災害の情報を入手した場合、外部コミュニケーションとして社内にもその情報を伝達し、社内に同様の潜在的な危険要因が隠れていないかの調査を行います。定常業務の中にも危険性のある行動が隠れている場合もあり、作業者はその危険性を自覚していない場合もあることから、いつ災害が起きてもおかしくない状態にあると言っても過言ではありません。



福岡山花火大会露店爆発事故後の防火講習会のもよう

この活動は、潜在的な危険要因を見つけて災害発生を予防するための監視装置や保護具の設置、作業方法等の改善を行なうことで災害発生のリスクを低減していく活動です。

このような改善活動の内容については必ず文書化し、関連部署への周知会実施や、外部関係者に伝達することで従業員が安全に作業に従事できる環境を作るようにしております。



3. その他の安全対策

○ WDS (廃棄物データシート) の活用

事故、災害原因として、廃棄物の性状などの情報不足、及び情報と廃棄物の不一致が大きな要因を占めており、これを未然に防止するため、廃棄物処理過程において必要な情報項目を整理した廃棄物データシート (WDS) を活用しています。

以上が当社における労働安全衛生の取り組みです。

なお、「安全・衛生・防災パトロール」等は、現場の作業員に「個人的なあら探し」であるように誤解されがちであるため、「そうではなく、あくまでも皆さんを守る為のパトロールである」事を十分に認識してもらうことが大切だと考えています。

○事業所紹介



代表取締役社長
瀬上 明彦

当社は産業廃棄物処理事業 (収集運搬・処分)、エコメンテナンス事業、エネルギー関連事業、再生燃料製造販売事業などの事業を展開しています。企業は自己の利益のみでは存続できません。企業は必ず社会から、地域から、お客様から、協力会社様から、社員から信頼され必要とされているからこそ存続し、繁栄していると思います。将来の事業展開においても、安全第一でお客様と地域社会に信頼していただき必要とされる会社になることを目的として取り組んでいきたいと思っています。

■会社名：株式会社フチガミ

■連絡先：0942-38-5283

【労働安全衛生基礎知識】

○従業員への健康診断

事業者が実施しなければならない健康診断には次のようなものがあります。

①雇入時健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

常時使用する労働者 (一定のパートも含む) を雇入れる直前又は直後に実施する。

②定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)

常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施する。

③特定業務従事者健康診断 (労働安全衛生規則第45条第1項)

坑内労働、深夜業等の有害業務に常時従事する労働者に対して、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施する。

法令の規定により実施されるものであることから、健康診断は事業者が義務付けられており、健康診断の費用については当然事業者が負担すべきものとなっています。

深夜業に従事する労働者が自発的に受診した (健康診断費の3/4が国から助成) 健康診断結果に基づき、事業者が労働者の健康保持に必要な措置をとることが義務付けられています。

安全衛生への取り組み事例紹介

本コーナーでは、他社の取り組み事例を参考に、自社の労働安全衛生レベルの向上を図っていただくことを目的として、会員各社における安全衛生の取り組み事例を紹介しております。

今回取り上げる企業は、北九州支部所属の「アサヒプリテック株式会社 北九州事業所」さんです。

今回は事業所長の松山様にお話をお伺いしました。

会社概要

会社名：アサヒプリテック株式会社

北九州事業所

住所：北九州市門司区新門司3-81-5

従業員数：80名

■我が社の安全衛生への取り組み

～“業との一体化”を目指して～

当社では“安全衛生活動と事業はあくまで一体”という考えのもと、各従業員が主体的に考え、行動できるよう、提案活動や評価の手法も組み込みながら安全衛生対策を行っております。

■具体的な取り組み

1. 教育関係

○新人向け研修の実施

新人を雇い入れた際には、「安全教育研修ガイドライン」に基づき、教育を行います。

○力量認定制の導入

そもそも作業を実施するに値する力量の無い者に作業をさせてしまうことを防ぐため、「誰がどの作業を行えるか」を把握できる力量認定の仕組みを設けています。

○作業標準書に安全対策の項目を盛り込む

安全衛生に関し新たな問題が起きた際は、作業標準書に当該安全対策の内容を盛り込むことで標準化を行います。また、この作業標準書は必ず毎年1回の見直しをかけ、常に最新かつ最良の内容になるようにしています。

2. 人、設備等に関する安全対策

①人への対策

現場作業時の服装・防具の着用漏れを防ぐため、当該作業現場で必要な服装・防具類を身にまとった状態の写真を各現場に掲示しています。



②設備への対策

○火災対策

事業所内の危険因子の抽出(リスクアセスメント)を行ったところ、当事業所では火災に対するリスクが高かったことから、事業所内の消火設備の充実を図りました。具体的な対策として、各ピット上に温度計を取り付け、ピットの温度を集中的にリアルタイムで管理し、万が一、規定値以上の発熱を感知した際には消火剤が自動で噴霧されるシステムを導入しています。

○漏洩対策

液モノの漏洩対策として、油水分離装置にpH感知装置・油分感知装置を取り付け、万が一、漏洩が起こった際には素早く検知できるようにしています。



また、事業所内の決められた場所数か所に漏洩時に必要となる備品(土嚢、吸着マット等)を入れたボックスを設置し、漏洩時に素早い初期対応が可能となるようにしています。



3. その他の安全対策(交通安全面)

当事業所では全ての車両にドライブレコーダを設置し、ある一定以上の“急”が付く様な運転を行った際に、管理者にメールでその運転情報が配信されるシステムを導入しています。

■活動継続の秘訣

活動を継続させる秘訣として、当事業所が考えるポイントは以下の2点です。

◇従業員が自発的に取り組める仕組み作り

従業員に達成感を感じさせることが出来るような仕組みを導入(提案活動・評価と直結)することで、従業員が主体的、かつ、高い意識を持って活動に取り組めるような仕組み作りが、活動継続のためには必要ではないかと考えています。

◇“負担感”を感じさせない

当社では安全衛生活動が特別なモノではなく、業を行う上で当然行うべきモノという“業との一体化”を目指し、これまで安全衛生活動に取り組んで参りました。もし、従業員が負担感を感じるような取り組みだと、少なくとも主体的な活動は望めなかったのではないかと感じています。

以上が当社における安全衛生の取り組み内容です。

○事業所紹介



アサヒプリテックでは長年培ってきた技術とノウハウで、環境保全に貢献する産業廃棄物無害化処理を行っています。また、この処理プラントは、廃プラスチック類、廃油、医療系廃棄物等の焼却処理を行っていますが、厳しいダイオキシン規制に対応した高度な排ガス処理設備で規制をクリアすることで無害化処理を実現しています。アサヒプリテックは、このように、高度なプラントエンジニアリングで地球的視野に立った新しい処理システムを構築し、環境保全に努めてまいります。

■会社名

- (1)アサヒプリテック株式会社 北九州事業所
- (2)株式会社フジ医療器 福岡営業所

■連絡先

- (1)電 話：093-481-6050 (代表)
FAX：093-481-6068
- (2)電 話：092-501-6882

【企業PR】



高齢化人口の増加や若年層の健康志向の高まりにより、ヘルスケア市場は今後とも高い成長が期待されます。そのような背景から、当社では新たに「ライフ&ヘルス事業」を立ち上げました。

グループ会社のフジ医療器は、マッサージチェアの国内最大手として高い商品開発力およびブランド力を誇っております。

フジ医療器のマッサージチェアに関し、ご興味がある方は上記連絡先までご連絡ください。

安全衛生ツールのご紹介

公益社団法人全国産業廃棄物連合会では、連合会のホームページ上に以下の安全衛生に関するツールを無料公開しております。

産業廃棄物処理業の安全衛生に関する取組の推進のため、是非、有効にご活用ください。
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)

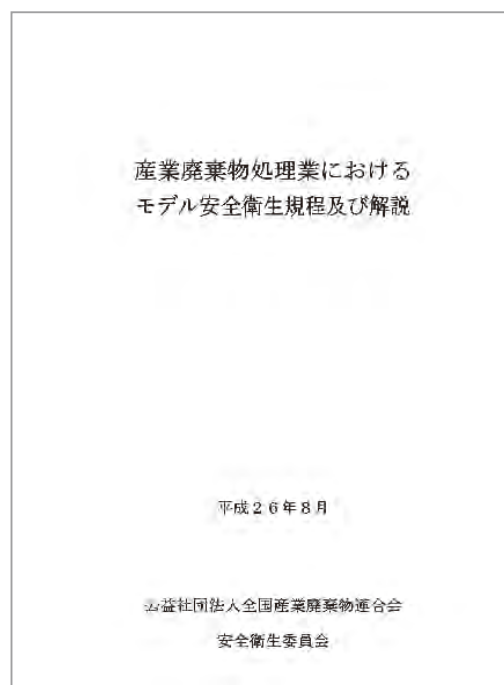
①産業廃棄物処理業における

モデル安全衛生規程及び解説

常時、10人以上の労働者を使用する使用者は安全衛生管理規程を作成することが義務づけられています。

産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説は、労働安全衛生法を基本に、産業廃棄物処理業界の共通的な事項と個別的な事項について規定し、その解説を加えたものです。

各社においては本モデル安全衛生規程を元に、必要な項目を追加して、安全衛生管理規程を作成し、その規程を元に安全衛生活動を行ってください。



②安全衛生規程作成支援ツール

従業員数や処理内容等の事業を選択することで、自動的に各社の事業内容に沿った安全衛生規程を作成することが出来ます。

連合会ホームページ上から、会社名、従業員数、自社の処理内容を選択、「作成ボタン」をクリックします。保存された文書を元に、各社にあわせた形に修正してご利用ください。

